

参 考 資 料 集

目 次

第1 各種法令等の土地利用規制の内容

1 個別法による土地利用規制の内容	1
2 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例	13
山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則	17
3 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	22
山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則	27
4 山梨県景観条例	33
5 山梨県環境影響評価条例	39
山梨県環境影響評価条例施行規則	56
6 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例	73
7 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	79
山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例 施行規則	87
山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を 改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則	90

第2 土地利用規制の各種要綱等

山梨県土地利用調整会議設置要綱	92
-----------------	----

第3 土地対策に係る関係審議会等

1 山梨県国土利用計画審議会	94
2 山梨県土地利用審査会	96
3 山梨県地価調査委員会	97

第4 その他

大規模集客施設等の立地に関する方針	98
-------------------	----

第 1 各種法令等の土地利用規制の内容

1 個別法による土地利用規制の内容

法律（条例）名	目 的	規制の対象となる行為
国土利用計画法 （昭和 49. 12. 24 施行）	土地取引の規制に関する措置により、総合的かつ計画的な国土利用を図る。	一定の面積要件を満たす有償の土地の取引 （23 条、27 条の 4） 面積要件 ・市街化区域 2,000 m ² 以上 ・市街化区域を除く 都市計画区域 5,000 m ² 以上 ・都市計画区域外 10,000 m ² 以上 * 監視区域内に所在する土地については、知事が定めた面積以上（27 条の 7）
農地法 （昭和 27. 10. 21 施行）	農地を農地以外のものにすることを規制し、また農地を効率的に利用する耕作者による農地の権利取得の促進等により、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資する。	農地又は採草放牧地についての所有権の移転、賃借権等の権利の設定又は移転 （3 条）

許可等の手続き	罰 則 規 定	主な適用除外
知事に届出 当 事 者 市町村長 知 事 (政策企画グループ)	○届出をしなかった者・虚偽の届出をした者 6 ヶ月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 ○注視区域又は監視区域における事前届出制において、届出をしてから 6 週間以内又は勧告をしない旨の通知を受ける前に売買契約を締結した者 50 万円以下の罰金	○当事者の一方又は双方が国等の場合 ○農地法第 3 条第 1 項の許可を受けることを要する場合 ○国土利用計画法施行規則第 21 条第 1 項の確認を受けた場合
*3 条許可 農業委員会許可(農地を耕作目的として取得する場合) 申 請 者 市町村農業委員会	許可を受けないで所有権の移転等を行った者、偽りその他の不正の手段により許可を受けた者 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金	国、都道府県が農地等を取得する場合

法律（条例）名	目 的	規制の対象となる行為
（農地法）		所有権の移転、賃借権等の権利の設定又は移転を伴わずに農地を農地以外のものにする行為 （4 条） 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするための所有権の移転、賃借権等の権利の設定又は移転 （5 条）
農業振興地域の整備に関する法律 （昭和 44. 9. 27 施行）	農業振興地域内の農用地等の有効利用と農業地域の保全を図り、農業振興を計画的に推進する。	農業振興地域の農用地区域内における開発行為 （15 条の 2） ・ 宅地の造成 ・ 土石の採取その他の土地の形質変更 ・ 建築物その他工作物の新築等
森林法 （昭和 26. 6. 26 施行）	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資する。	地域森林計画対象森林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）で行われる次の開発行為 （1ha 若しくは太陽光発電設備の場合 0. 5ha を超えるものを超えるもの） （10 条の 2） 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更

許可等の手続き	罰 則 規 定	主な適用除外
*4、5 条 知事許可 申請者 市町村農業 諮問 県農業 委員会 会議 知事（指定市町村の長） （農政部農村振興課、農務事務所） 4ha を超えるもの（地域整備法に定めるものを除く）は、あらかじめ農林水産大臣と協議する。	許可を受けないで農地等の転用を行った者、偽りその他の不正の手段により許可を受けた者 違反転用における原状回復命令に違反した者 原状回復命令、取消等 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金 法人等は 1 億円以下の罰金 * 許可を受けないでした行為は無効	○土地改良法、土地収用法、農業経営基盤強化促進法の規定による農地の転用 ○国、都道府県による農地の転用（学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舍は除く） ○地方公共団体（都道府県を除く）が土地収用法第 3 条各号に掲げる事業を実施する場合の農地の転用（学校、社会福祉施設、病院、庁舎は除く）
知事許可 申 請 者 市町村長 知事（指定市町村の長） （農務事務所）	○許可を受けないで開発行為をした場合 中止命令、復旧命令の監督処分 ○上記違反及び監督処分違反 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	15 条の 2 の適用除外 ・国、地方公共団体の行為で道路、農業用排水路、その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が認められる省令 35 条で定めるもの ・土地改良事業 ・農地転用に係る行為 ・非常災害の応急措置等
知事許可 申 請 者 意見照会 （林務環境事務所－市町村長） 知 事 （林政部森林整備課）	○許可を受けない開発行為、許可条件に違反した開発行為、偽りその他の不正な手段により許可を受けた開発行為 中止命令、復旧命令の監督処分 ○上記違反を行った者 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金 注：H29. 4. 1 より改正森林法施行	国、地方公共団体の行為 ・火災、風災害その他の非常災害のための応急措置 ・森林の保全に支障がなく、公益性の高い事業（省令で定めるもの）

法律（条例）名	目 的	規制の対象となる行為
都市計画法 （昭和 44. 6. 14 施行）	都市の秩序ある発展を図るため適切な都市計画を確立し、計画的な都市形成を可能にする。	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（29 条） ・市街化区域 1,000 m ² 以上 ・市街化調整区域 全て ・その他の都市計画区域 3,000 m ² 以上 ・都市計画区域外 10,000 m ² 以上
自然環境保全法 （昭和 48. 10. 1 施行）	自然環境の基本的事項を定めるとともに自然環境の適正な保全を推進する。	○原生自然環境保全地域において行う行為（17 条） ○自然環境保全地域の特別地区において行う行為（25 条） ○自然環境保全地域の普通地区において行う行為（28 条）
自然公園法 （昭和 32. 10. 1 施行）	優れた自然の風景地を保護し、利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に役立てる。 生物の多様性の確保に寄与する。	○国立公園及び国定公園に関する公園事業の執行（9、10 条） ○国立公園及び国定公園の特別地域と特別保護地区において行う（要許可）行為（20、21 条） ・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・鉱物の掘採又は土石の採取 ・広告物の設置 などの行為 ○国立公園の普通地域において行う（要届出）行為（33 条） ・工作物の新築、改築、増築 ・鉱物の掘採又は土石の採取 ・広告物の設置 などの行為

許可等の手続き	罰 則 規 定	主な適用除外
知事許可 申請者 市町村長 知 事 (県土整備部都市計画課)	○許可を受けない開発行為を行った者 50 万円以下の罰金 ○監督処分に違反した者 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	・市街化区域以外の区域における農林業の用に供するもの ・鉄道施設、図書館、公民館、変電所等の建築物の建築の用に供するもの ・都市計画事業の施行として行う開発行為 ・土地区画整理事業の施行として行う開発行為 ・市街地再開発事業の施行として行う開発行為
環境大臣許可、届出 申請者 知 事 (環境・エネルギー部自然共生推進課) 環境大臣	○行為の制限等に違反した者 1 年（6 ヶ月）以下の懲役又は 100（50）万円以下の罰金 ○行為の届出等に違反した者 30 万円以下の罰金	・学術研究などの公益上の事由で特に必要としたもの ・非常災害の応急措置として行う場合
環境大臣許可、届出、承認 国立公園事業等 ・国立公園特別地域内行為許可 ・国立公園普通地域内行為届出 申請者 環境省環境事務局長 環境大臣 知事許可、届出、承認 ・国立公園特別地域内行為知事受託事項許可 ・国立公園普通地域内行為知事受託事項届出受理 ・国定公園事業の執行承認 ・国定公園特別地域内行為許可申請者 市町村長 知 事 (環境・エネルギー部自然共生推進課) (各林務環境事務所)	○原状回復命令違反 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 ○行為の許可に違反した者 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 ○許可に付せられた条件等に違反した者 6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ○届出行為禁止等命令に違反した者 50 万円以下の罰金 ○行為の届出、行為の制限等に違反した者 30 万円以下の罰金	通常管理行為、軽易な行為等で環境省令で定めるもの

法律（条例）名	目 的	規制の対象となる行為
山梨県景観条例 （平成 3. 4. 1 施行）	本県のかげがえのない自然 景観や歴史的文化的景観を保 全するとともに個性豊かで魅 力ある景観を創造する。	○景観形成地域内において行う以下の 行為（12 条） ・建築物等の新築、改築、増築又は移転 ・建築物等の外観の模様替え又は色彩の 変更 ・木竹の伐採 ・屋外における物品の集積又は貯蔵 ・鉱物の掘採又は土石の類の採取 ・土地の形質の変更 ○大規模行為（16 条） 規則で定める規模を超える以下の行 為 ・建築物の新築、改築、増築若しくは移 転又は外観の模様替え若しくは色彩 の変更 ・屋外における物品の集積又は貯蔵

許可等の手続き	罰 則 規 定	主な適用除外
知事届出 届 出 者 知 事 (各建設事務所)	無届出の行為、虚偽の行為の 届出をした者 20 万円以下の罰金	○景観形成地域内において行う行為又は大規模行為であって次に該当するもの ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為 ・景観形成基本計画に基づく景観形成のための事業の執行として行う行為 ・国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う行為 ・文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、山梨県文化財保護条例、山梨県立自然公園条例、山梨県風致地区条例、山梨県自然環境保全条例、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例に該当する行為 ○次の地域内で行われる大規模行為 ・景観形成地域 ・景観法に規定する景観計画区域 ・市町村の条例に基づき景観形成のために必要な措置が講じられる区域で規則で定めるもの

法律（条例）名	目 的	規制の対象となる行為
景観法 （平成 16. 12. 17 施行）	美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する。	景観計画区域内において行う次の行為（16 条） ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ②工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ③都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 ④景観計画及び条例で定める行為（土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における廃棄物その他の物件の堆積等）

許可等の手続き	罰 則 規 定	主な適用除外
景観計画を策定した市町村長 届出 届 出 者 市町村長	○無届出の行為、虚偽の行為の届出をした者 30 万円以下の罰金 ○市町村長の変更命令に違反した者 50 万円以下の罰金 ○市町村長の原状回復命令等に違反した者 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	○通常管理行為、軽易な行為等 ・地下に設けるもの ・仮設の工作物等 ・木竹の保育のための通常の伐採や自家の生活の用に充てるため必要な伐採 ・法令等の義務の履行として行う行為 ・建築物の存する敷地内で行う行為で、軽易なもの ・農林漁業を営むための行為で、軽易なもの など ○非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ○市町村の条例で適用除外とされた行為 一定規模に満たない行為 など

法律（条例）名	目 的	規制の対象となる行為
山梨県立自然公園条例 （昭和 32. 12. 26 施行）	県内の優れた自然の風景地を保護し、利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に役立てる。 生物の多様性の確保に寄与する。	○公園事業の執行（9、10 条） ○特別地域において行う（要許可）行為（20 条） ・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・鉱物の掘採又は土石の採取 ・広告物の設置 などの行為 ○普通地域において行う（要届出）行為（22 条） ・工作物の新築、改築、増築 ・鉱物の掘採又は土石の採取 ・広告物の設置 などの行為
山梨県自然環境保全条例 （昭和 46. 10. 11 施行）	山梨県の豊かな自然環境を保存し、これを適正に活用するとともに、県土の緑化を推進することにより良好な自然環境の保全を図る。	○特別地区（13 条） ・建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾その他土地の形状の変更 ・木竹の伐採 ・鉱物の掘採又は土石の採取 ・木竹の損傷 ・植物の植栽又は播種 ・動物の放出 ○普通地区（14 条の 2） ・建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 ・鉱物の掘採又は土石の採取

許可等の手続き	罰 則 規 定	主な適用除外
知事許可、届出、承認 申 請 者 市町村長 知 事 (環境・エネルギー部自然共生推進課) (各林務環境事務所)	○原状回復命令違反 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ○行為の許可に違反した者 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ○許可に付された条件等に違反した者 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ○届出行為禁止等命令に違反した者 50万円以下の罰金 ○行為の届出、行為の制限等に違反した者 30万円以下の罰金	通常管理行為、軽易な行為等で知事が定めるもの
知事許可・届出 申 請 者 知 事 (各林務環境事務所)	○行為の許可に付せられた条件又は処分に違反した者 原状回復命令違反 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ○特別地区内無許可及び条件違反 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ○普通地域内無届 30万円以下の罰金	・法令の規定により許可等を受けて行う行為 ・通常管理行為、軽易な行為、その他の行為であって規則で定めるもの ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為 ・保全事業の執行として行う行為

2 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例

昭和 48 年 7 月 9 日 山梨県条例第 40 号
改正 昭和 51 年 04 月 01 日条例第 17 号
昭和 59 年 04 月 01 日条例第 20 号
昭和 62 年 04 月 01 日条例第 09 号
平成 02 年 07 月 16 日条例第 20 号
平成 04 年 03 月 24 日条例第 19 号
平成 04 年 03 月 24 日条例第 28 号
平成 07 年 03 月 15 日条例第 17 号
平成 07 年 12 月 25 日条例第 46 号
平成 12 年 03 月 29 日条例第 51 号
平成 23 年 03 月 28 日条例第 04 号
令和 06 年 07 月 22 日条例第 50 号

(目的)

第一条 この条例は、本県が急峻な山岳に囲まれ、かつ、破碎しやすい地質により、しばしば大災害を受け、又は受けるおそれのある自然環境にあることにかんがみ、災害を防止し、秩序ある土地利用を図り、安全で良好な地域環境を確保するため、ゴルフ場等の大規模な造成事業の適正化を図り、もって、県民の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 造成事業 ゴルフ場等(ゴルフ場、遊園地及びこれらに類するレクリエーション施設であつて規則で定めるものをいう。)を新設又は増設するため土地又はその定着物の現状を変更し、又は保存する事業をいう。
- 二 造成区域 ゴルフ場等の用に供する土地の区域をいう。
- 三 事業主 造成事業に係る工事(以下「工事」という。)の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。
- 四 工事施行者 工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

(適用事業)

第三条 この条例は、造成区域の面積が五ヘクタール以上の一団の土地に係る造成事業について適用する。

ただし、国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行なう造成事業については、適用しない。

(知事との事前協議)

第四条 事業主は、造成事業を行なおうとするときは、当該造成事業の計画についてあらかじめ知事に協議し、その同意を得なければならない。

2 事業主は、前項の規定による協議をしようとするときは、協議書に規則で定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(意見聴取)

第五条 知事は、前条第二項の規定により協議書の提出があつたときは、知事が当該協議書による造成事業に関係があると認める市町村の長の意見を聴かなければならない。

(平一二条例五一・一部改正)

(同意)

第六条 知事は、第四条第一項の規定による同意については、次の事項を勘案してするものとする。

- 一 県及び市町村の土地利用に関する計画に適合するものであること。
- 二 周辺地域の将来の発展に貢献するものであること。
- 三 地域住民の生活環境に支障を及ぼさないものであること。
- 四 造成事業の施行にあたり当該造成区域内の土地等について自然保護、災害防止及び土地利用に関する法令であつて規則で定めるものにより許可等を要するものにあつては、当該許可等が受けられる見込みのあるものであること。
- 五 埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の保護が図られるものであること。
- 六 自然環境の改変が最小限であり、植生の回復の措置が講ぜられるものであること。

- 七 がけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等の災害に対する防止対策が講ぜられるものであること。
- 八 水源かん養及び地下水資源保護の対策が講ぜられるものであること。
- 九 周辺地域の農林漁業との健全な調和が図られるものであること。
- 十 事業主が次のいずれにも該当しないこと。

イ 山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(ハにおいて単に「暴力団員等」という。)

ロ 法人でその役員のうちにイに該当する者のあるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 知事は、第四条第一項の規定による同意については、山梨県ゴルフ場等造成審査会の意見を聞かなければならない。

3 知事は、第四条第一項の規定による同意をしたときは、協議を申し出た事業主にその旨を通知しなければならない。同意をしなかつたときも同様とする。

(平二三条例四・一部改正)

第七条 削除

(平一二条例五一)

(設計基準)

第八条 事業主は、工事の設計(以下「設計」という。)を定めるにあつては、別表第一に定める設計の基準(以下「設計基準」という。)に適合するようにしなければならない。

(設計の確認)

第九条 事業主は、工事を施行しようとするときは、第四条第一項の規定による知事の同意を得た後、当該工事に着手する前に、当該設計が設計基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

2 前項の規定による確認を受けようとする事業主は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 造成区域の位置及び面積

三 造成事業の種類及び規模

四 請負契約によつて工事を施行しようとする場合は、当該工事の請負人の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

五 その他規則で定める事項

3 知事は、前項の申請書を受理した場合において、設計が設計基準に適合することを確認したとき、又は適合しないと認めたときは、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(平七条例四六・一部改正)

(工事の着手の時期)

第十条 事業主は、前条第一項の規定による確認を受けた後でなければ工事に着手してはならない。

2 事業主は、工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(設計の変更)

第十一条 事業主は、第九条第一項の規定による確認を受けた設計を変更しようとするときは、当該変更に係る部分の設計が設計基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更であつて規則で定めるところによりあらかじめ知事に届け出たものは、この限りでない。

2 第九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の確認について準用する。

(平一二条例五一・一部改正)

(工事の際の遵守義務)

第十二条 事業主又は工事施行者(請負工事の下請人を含む。次条、第十七条及び第十九条において同じ。)

は、第九条第一項又は前条第一項の規定による確認を受けた設計に適合するよう工事を施行しなければならない。

(防災等の措置)

第十三条 事業主又は工事施行者は、工事により造成区域及びその周辺に次の各号に掲げる事態を生じさせないように、当該工事に着手する前に適切な措置を講じなければならない。

一 がけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等による災害が生ずること。

- 二 河川及び水路の利水又は排水に支障を及ぼすこと。
- 三 排水路その他の排水施設の使用に支障を及ぼすこと。
- 四 交通に支障を及ぼすこと。

2 事業主は、工事を廃止し、又は中止しようとするときは、当該工事の廃止又は中止後においてすでに施行された工事によつて生ずると予想される災害を防止し、かつ、当該工事によつて造成区域の周辺の土地の利用に支障を及ぼさないように前項に規定する措置を講じなければならない。

(造成事業の変更等の届出)

第十四条 事業主は、次の各号に掲げるときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- 一 工事施行者を変更したとき。
- 二 工事の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。
- 三 工事を二週間以上中止し、又は当該工事を再開しようとするとき。
- 四 工事を廃止しようとするとき。

(設計確認の掲示)

第十五条 第九条第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の通知を受けた事業主は、規則で定めるところにより、当該確認に係る造成区域内の見やすい場所に確認があつた旨を掲示しておかなければならない。

(工事の完了検査)

第十六条 事業主は、工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出があつたときは、当該工事が第九条第一項又は第十一条第一項の規定による確認をした設計に適合しているかどうかについて検査しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により検査を行なつた場合であつて、当該工事が設計に適合していると認めたときは、検査済証を事業主に交付しなければならない。

(監督処分)

第十七条 知事は、工事がこの条例に違反して施行されたときは、事業主、工事施行者又は工事管理者に対して、当該工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして造成事業の施行に係る土地に立ち入らせて、工事の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴取、勧告等)

第十九条 知事は、工事に関し、事業主又は工事施行者に対し、この条例の施行に必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十条 知事は、事業主が第六条第一項第十号イからハまでの規定に該当するか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

(平二三条例四・追加)

(知事への情報提供)

第二十一条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により事業主が第六条第一項第十号イからハまでの規定に該当すると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(平二三条例四・追加)

(ゴルフ場等造成審査会)

第二十二条 知事の諮問に応じ、造成事業に関する事項について審議させるため、知事の附属機関として、山梨県ゴルフ場等造成審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(平二三条例四・旧第二十条繰下)

第二十三条 審査会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二三条例四・旧第二十一条繰下)

第二十四条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを決める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平二三条例四・旧第二十二条繰下)

第二十五条 前三条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

(平二三条例四・旧第二十三条繰下)

(手数料)

第二十六条 第九条第一項又は第十一条第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、別表第二に定める手数料を納入しなければならない。

(平二三条例四・旧第二十四条繰下)

(実施規定)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二三条例四・旧第二十五条繰下)

(罰則)

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定による命令に違反した者

二 第十八条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平四条例二八・一部改正、平二三条例四・旧第二十六条繰下)

第二十九条 第九条第一項又は第十一条第一項の規定による確認を受けないで工事に着手した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(平四条例二八・一部改正、平二三条例四・旧第二十七条繰下)

第三十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第十四条第一号、第三号若しくは第四号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条第一項の規定による届出をしなかつた者

三 第十九条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(平四条例二八・一部改正、平二三条例四・旧第二十八条繰下)

(両罰規定)

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(平二三条例四・旧第二十九条繰下)

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和四八年規則五一で昭和四八年八月一五日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に工事に着手している造成事業については、第十三条並びに同条の規定に違反して工事が施行された場合に係る第十七条、第十八条及び第二十六条並びに次項の規定を除き、この条例の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に工事に着手している造成事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して三十日以内に、第九条第二項に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(関係条例の改正)

4 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「山梨県恩賜県有財産土地利用審議会の委員」を「山梨県ゴルフ場等造成審査会の委員」に改める。

<別表略>

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(昭和四十八年山梨県条例第四十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定めるレクリエーション施設)

第二条 条例第二条第一号に規定する規則で定めるレクリエーション施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 フィールド・アーチェリー場、スキー場、車両競走場、乗馬場又は射撃場
- 二 動物園又は植物園
- 三 ゴルフ場、遊園地及び前二号に掲げる施設を二以上設置するもの

(規則で定める公共的団体)

第三条 条例第三条に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げるとおりとする。

- 一 独立行政法人都市再生機構
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 三 山梨県住宅供給公社
- 四 山梨県土地開発公社
- 五 その他これらに類する公共団体で知事が認めるもの

(昭五六規則五三・昭六〇規則二五・昭六二規則一・平一二規則一一一・平一五規則七三・平一七規則五三・平二〇規則三四・令六規則三五・一部改正)

(協議書等)

第四条 条例第四条第二項に規定する協議書は、ゴルフ場等造成事業事前協議書(第一号様式)によるものとし、同項に規定する規則で定める図書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 造成事業計画書(第二号様式)
- 二 造成区域位置図
- 三 造成区域図
- 四 造成区域内の土地の公図の写し
- 五 造成区域内において開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類
- 六 土地現況図
- 七 土地利用計画図
- 八 樹林地等配置図
- 九 防災施設計画図
- 十 給水及び排水の計画図
- 十一 取付道路計画図
- 十二 その他知事が必要と認める図書

(令六規則三五・一部改正)

(関係市町村の認定等)

第五条 知事は、造成区域の所在する市町村以外の市町村を条例第五条の規定により造成事業に関係があるものと認めたときは、その旨を条例第四条第一項の規定により協議した事業主に通知するものとする。

2 事業主は、前項の通知があつたときは、すみやかにゴルフ場等造成事業事前協議書及び前条に定める図書の写しを前項に規定する市町村の長に提出しなければならない。

(規則で定める法令)

第六条 条例第六条第一項第四号に規定する規則で定める法令は、次に掲げるとおりとする。

- 一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)
- 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)
- 三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)
- 四 道路法(昭和二十七年法律第八十号)
- 五 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

- 六 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)
 - 七 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)
 - 八 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)
 - 九 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)
 - 十 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)
 - 十一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)
 - 十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)
 - 十三 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)
 - 十四 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)
 - 十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)
 - 十六 山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)
 - 十七 山梨県立自然公園条例(昭和三十二年山梨県条例第七十四号)
 - 十八 山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)
 - 十九 山梨県風致地区条例(昭和四十五年山梨県条例第二十六号)
 - 二十 山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)
 - 二十一 山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和五十年山梨県条例第十二号)
 - 二十二 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)
 - 二十三 山梨県環境影響評価条例(平成十年山梨県条例第一号)
- (平四規則一〇・平一五規則一七・平一七規則三五・平二七規則二八・令六規則三五・一部改正)

(設計確認申請書等)

第七条 条例第九条第二項に規定する申請書は、ゴルフ場等造成事業設計確認申請書(第三号様式)によるものとし、同項に規定する規則で定める図書は、次の表の図書の種類の欄に掲げるとおりとする。

図書の種類	明示すべき事項
一 造成事業設計書(第四号様式)	一 設計説明 二 施業経費内訳 三 各種工事の明細 四 単価及び数量計算
二 造成区域位置図	造成区域外の道路の機能及び排水放流先の状況が判断しうる造成区域の位置
三 造成区域図	造成区域及びその周辺地域における市町村の境界並びにその市町村の区域内の町又は字の境界
四 土地現況図	一 地形(十メートルの標高差を示す等高線によるもの) 二 造成区域の周辺地域の道路、河川、水路その他の公共施設の位置 三 造成事業に関連し法令の許可等を要するものがあるときは、その区域又は位置
五 土地利用計画図	造成区域内の樹林地、草生地、ホール、建物等の配置(名称、位置、形状及び規模)並びにこれらの敷地の形状
六 樹林地等配置図	造成区域内の現況(既存の樹林地、耕地、無立木地、溶岩地帯等を明らかにしたもの)
七 設計平面図	切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置及び道路の配置(位置、形状、幅員及び勾配)
八 設計断面図	切土又は盛土をする前後の地盤及び道路の構造並びにこれらの縦断面及び横断面
九 防災施設構造図	一 防災ダムその他の防災施設の配置(名称、位置、形状及び規模) 二 防災施設の正面、平面及び断面の構造並びにその敷地の形状

十 排水設計図	排水計画算定上の基礎資料及び流量計算表に基づく排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、排水処理機構、規模、材料、形状、内のり寸法、 ^{こう} 勾配、水の流れの方向及び吐口の位置並びにその放流先の名称及び放流先の区域外排水施設との接続状況
十一 地盤改良設計図	一 地盤の土質 二 地盤の改良、盛土及び段切りの位置並びに寸法
十二 がけの断面図	造成区域及びその周辺の地域におけるがけの高さ、 ^{こう} 勾配及び擁壁でおおわな いがけ面の土質、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法
十三 擁壁の断面図及び構造図	一 擁壁の寸法及び ^{こう} 勾配並びに材料の種類及び寸法 二 擁壁の透水層の位置及び高さ 三 擁壁の水抜穴の位置、材料及び内径 四 擁壁の基礎地盤の土質 五 擁壁の基礎ぐいの位置、材料及び寸法
十四 取付道路設計図	取付道路の位置、構造、縦断 ^{こう} 勾配及び横断 ^{こう} 勾配
十五 給水設計図	給水施設の位置、形状及び内のり寸法並びに取水方法
十六 調整池の配置図及び断面図	一 調整池の配置(位置、形状及び規模及びその敷地の形状) 二 調整池の平面、縦断面及び排水施設との接続状況 三 造成区域周辺の水系の名称及び位置
十七 廃棄物処理設計図	ごみ、ふん尿等の処理施設の位置、構造及び機能
十八 仮設工事配置図	仮設工事を行う場所並びに仮設物の名称、位置及び規模

(平四規則五・令六規則三五・一部改正)

(工事着手届)

第八条 条例第十条第二項に規定する届出は、工事着手届(第五号様式)によるものとし、工事着手前十日までに知事に提出しなければならない。

(設計変更の確認)

第九条 条例第十一条第一項に規定する確認を受けようとする事業主は、ゴルフ場等造成事業設計変更確認申請書(第六号様式)に、第六条の表の図書の種類の欄に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて知事に提出するものとする。

2 条例第十一条第一項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 工事实施に関し通常必要と認められる軽易な変更
- 二 災害の防止及び安全で良好な地域環境の確保に支障のない軽易な変更

3 条例第十一条第一項ただし書の規定による届出は、軽微な変更届(第七号様式)によるものとする。

(平一二規則一一一・一部改正)

(変更の届出の期限)

第十条 条例第十四条各号に規定する場合の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに行なわなければならない。

- 一 工事施行者を変更した場合 当該変更の日から十日以内
- 二 工事の着手又は完了の時期を変更しようとする場合 当該変更しようとする日の十日前
- 三 工事を二週間以上中止し、又は当該工事を再開しようとする場合 当該中止し、又再開しようとする日の十日前
- 四 工事を廃止しようとする場合 当該廃止しようとする日の二十日前

(設計確認の掲示)

第十一条 条例第十五条に規定する設計確認の掲示は、ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例に基づく
確認標識(第八号様式)によるものとし、その掲示期間は、工事に着手した日から条例第十六条第三項に規
定する検査済証の交付を受けた日までとする。

(完了届)

第十二条 条例第十六条第一項に規定する届出は、工事完了届(第九号様式)によるものとし、工事完了後十
日以内に工事完成図及び工事完成写真を添えて知事に提出するものとする。

(通知書等の様式)

第十三条 次の各号に掲げる通知、届出又は検査済証等の様式は、当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 条例第六条第三項に規定する通知 同意(不同意)通知書(第十号様式)
- 二 条例第九条第一項に規定する通知(条例第十一条第二項において準用する規定による通知を含む。)設
計(変更)確認(不確認)通知書(第十一号様式)
- 三 条例第十四条第一号に規定する届出 工事施行者変更届(第十二号様式)
- 四 条例第十四条第二号から第四号までに規定する届出 工事着手時期の変更等届(第十三号様式)
- 五 条例第十六条第三項に規定する検査済証 工事完了検査済証(第十四号様式)
- 六 条例第十八条第二項に規定する証票 立入検査証(第十五号様式)

(協議書等の経由)

第十四条 条例及びこの規則の規定による協議書、申請書及び届出書並びにこれらに添付する図書は、造成
区域の所在地を管轄する林務環境事務所を経由するものとする。

(平一二規則一一一・平一三規則二九・平一八規則一・一部改正)

附 則(抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

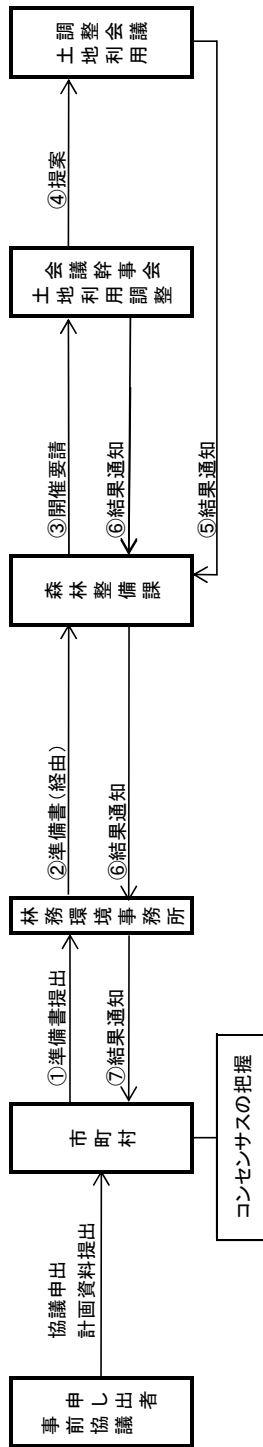
(規則で定める図書)

2 条例附則第三項に規定する規則で定める図書は、第六条の表の図書の種類の欄に掲げるとおりとする。

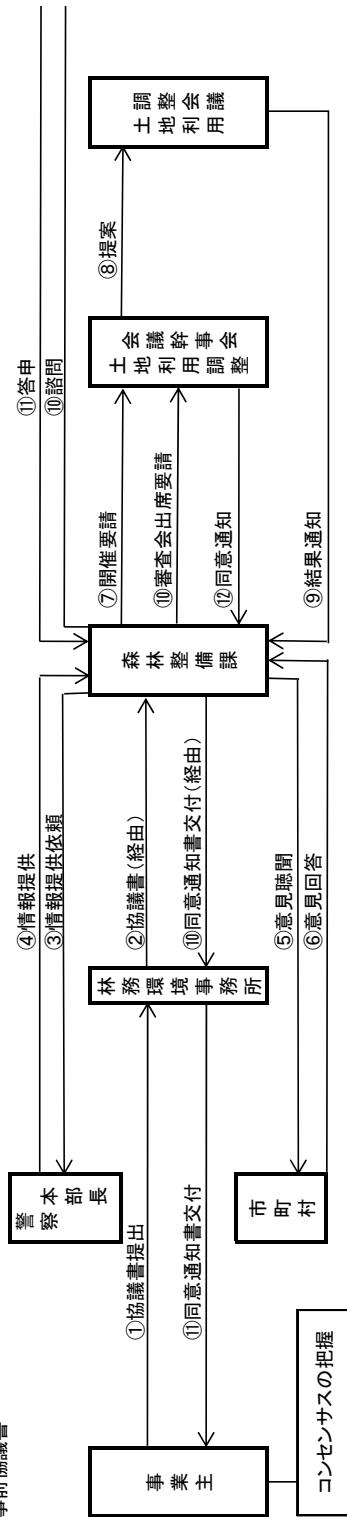
<様式略>

ゴルフ場条例の手續に関するフロー

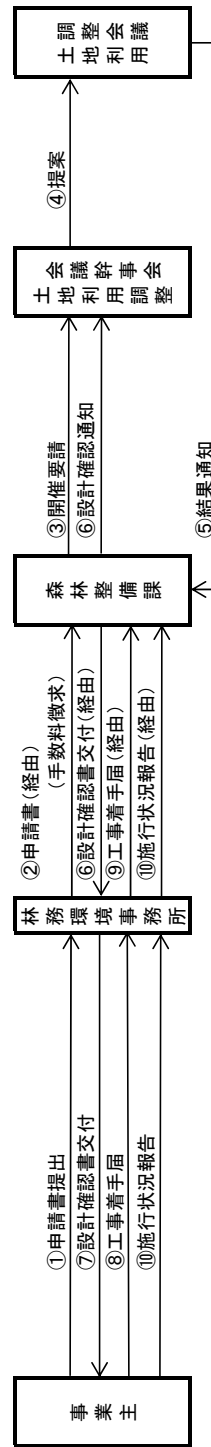
1 事前協議準備書(ゴルフ場造成事業のみ適用の行政指導)



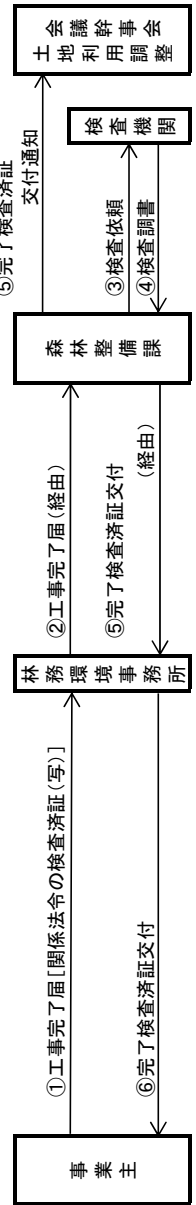
2 事前協議書



3 設計確認申請書



4 工事完了検査



3 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例

昭和 48 年 3 月 31 日 山梨県条例第 6 号
改正 昭和 50 年 07 月 12 日条例第 19 号
昭和 51 年 03 月 27 日条例第 18 号
昭和 56 年 03 月 28 日条例第 11 号
昭和 59 年 03 月 27 日条例第 21 号
昭和 62 年 03 月 20 日条例第 10 号
平成 01 年 03 月 27 日条例第 32 号
平成 04 年 03 月 24 日条例第 20 号
平成 04 年 03 月 24 日条例第 29 号
平成 07 年 03 月 15 日条例第 18 号
平成 07 年 12 月 25 日条例第 46 号
平成 12 年 03 月 29 日条例第 48 号
平成 13 年 03 月 29 日条例第 19 号
平成 14 年 03 月 28 日条例第 21 号

(目的)

第一条 この条例は、宅地開発事業の施行に関し、必要な基準等を定めて、その適正な工事を施行することにより、開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健全な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地開発事業 主として建築物の建築の用に供する目的で一団の土地について行なう土地の区画形質の変更に関する事業をいう。
- 二 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 三 開発区域 宅地開発事業を施行する土地の区域をいう。
- 四 事業主 宅地開発事業に係る工事(以下「工事」という。)の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずから工事をする者をいう。
- 五 工事施行者 工事の請負人又は請負契約によらないでみずから工事をする者をいう。

(適用事業)

第三条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する宅地開発事業を除き、〇・三ヘクタール以上一ヘクタール未満の一団の土地に係る宅地開発事業について適用する。

- 一 都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域内において行なう宅地開発事業
- 二 甲府市の区域内において行なう宅地開発事業
- 三 都市計画法第二十九条第二項の許可を要する宅地開発事業
- 四 農業、林業又は漁業の用に供する建築物で規則で定めるものの建築の用に供する目的で行なう宅地開発事業
- 五 非常災害のため必要な応急措置として行なう宅地開発事業
- 六 公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行なう宅地開発事業で規則で定めるもの
(昭五〇条例一九・平一三条例一九・平一四条例二一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、宅地開発事業の計画を策定しようとするときは、当該計画が県及び開発区域の所在する市町村の定める土地利用又は開発に関する計画に適合するように努めなければならない。

第五条から第七条まで 削除

(平一四条例二一)

(設計基準)

第八条 事業主は、工事の設計(以下「設計」という。)を定めるにあつては、別表第一に定める設計の基準(以下「基準」という。)に適合するようにしなければならない。

(設計の確認)

第九条 事業主(国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体を除く。以下同じ。)は、工事を施行しようとするときは、当該工事に着手する前に、当該設計が基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

2 前項の規定による確認を受けようとする事業主は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 開発区域の位置及び面積
- 三 工事の着手及び完了の時期
- 四 開発区域の敷地の区画数並びに予定建築物の用途及び規模
- 五 請負契約によつて工事を施行しようとする場合は、当該工事の請負人の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

3 知事は、前項の申請書を受理した場合において、設計が基準に適合すると認めたとき、又は適合しないと認めたときは、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(平七条例四六・一部改正)

(設計の変更)

第十条 事業主は、前条第一項の規定による確認を受けた設計を変更しようとするときは、当該変更に係る部分の設計が基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の確認について準用する。

(工事の際の遵守義務)

第十一条 事業主又は工事施行者(請負工事の下請人を含む。次条、第十六条及び第十八条において同じ。)は、第九条第一項の規定による確認を受けた設計に適合するよう工事を施行しなければならない。

(防災等の措置)

第十二条 事業主又は工事施行者は、工事の施行にあつては、当該工事に係る開発区域及びその周辺において、次の各号に掲げる事態を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。

- 一 土砂くずれ、出水等による災害が生ずること。
- 二 河川及び水路の利水又は排水に支障を及ぼすこと。
- 三 排水路その他の排水施設の使用に支障を及ぼすこと。
- 四 交通に支障を及ぼすこと。

2 事業主は、工事を廃止し、又は中止しようとするときは、当該工事の廃止又は中止後においてすでに施行された工事によつて生ずると予想される災害を防止し、かつ、当該工事によつて開発区域の周辺の土地の利用に支障を及ぼさないように前項に規定する措置を講じなければならない。

(工事の変更等の届出)

第十三条 事業主は、次の各号に掲げる場合は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 工事施行者を変更した場合
- 二 工事の着手又は完了の時期を変更しようとする場合
- 三 工事を二箇月以上中止し、又は当該工事を再開しようとする場合
- 四 工事を廃止しようとする場合

(設計確認の掲示)

第十四条 第九条第三項の規定による確認の通知を受けた事業主は、規則で定めるところにより、当該確認に係る開発区域内の見やすい場所に確認があつた旨を掲示しておかななければならない。

(工事の完了検査)

第十五条 事業主は、当該工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨をすみやかに知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出があつたときは、当該工事が第九条及び第十条の規定による確認をした設計に適合しているかどうかについて検査しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により検査を行なつた場合であつて、当該工事が設計に適合していると認めたときは、検査済証を事業主に交付しなければならない。

(監督処分)

第十六条 知事は、工事がこの条例に違反して施行されたときは、事業主、工事施行者又は工事管理者に対して、当該工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして開発区域内の土地に立ち入らせて、工事の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴取、勧告等)

第十八条 知事は、工事に関し、事業主又は工事施行者に対し、この条例の施行に必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。

第十九条から第二十二条まで 削除

(平一四条例二一)

(手数料)

第二十三条 第九条第一項又は第十条第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、別表第二に定める手数料を納入しなければならない。

(実施規定)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条の規定による命令に違反した者
- 二 第十七条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平四条例二九・一部改正)

第二十六条 第九条第一項又は第十条第一項の規定による確認を受けないで工事に着手した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(平四条例二九・一部改正)

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一号、第三号若しくは第四号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十五条第一項の規定による届出をしなかつた者
- 三 第十八条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(平四条例二九・一部改正)

(両罰規定)

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十八年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に工事に着手している宅地開発事業(第三条各号に掲げるものを除く〇・三ヘクタール以上の一団の土地に係るものに限る。次項において同じ。)については、第十二条並びに同条の規定に違反して工事が施行された場合に係る第十六条、第十七条及び第二十五条並びに次項の規定を除き、この条例の規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際、現に工事に着手している宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して三十日以内に、第九条第二項に掲げる事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(関係条例の改正)

- 4 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和五〇年条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第一八号)

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五六年条例第一一号)

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五九年条例第二一号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第一〇号)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第三二号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第二〇号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第二九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成七年条例第一八号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第四六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成八年規則第一〇号で平成八年四月一日から施行)

附 則(平成一二年条例第四八号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一三年五月一八日)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に工事に着手している宅地開発事業については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる宅地開発事業に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一四年条例第二一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事に着手している宅地開発事業については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる宅地開発事業に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第一 略

別表第二 略

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則

昭和 48 年 4 月 28 日 山梨県規則第 30 号
改正 昭和 56 年 11 月 02 日規則第 053 号
昭和 60 年 03 月 29 日規則第 026 号
昭和 63 年 11 月 24 日規則第 054 号
平成 04 年 04 月 30 日規則第 039 号
平成 05 年 02 月 04 日規則第 003 号
平成 12 年 03 月 29 日規則第 029 号
平成 12 年 07 月 24 日規則第 131 号
平成 13 年 05 月 17 日規則第 075 号
平成 14 年 03 月 29 日規則第 034 号
平成 15 年 07 月 17 日規則第 077 号
平成 19 年 10 月 19 日規則第 052 号
平成 20 年 07 月 17 日規則第 034 号
平成 23 年 09 月 30 日規則第 026 号
平成 23 年 09 月 30 日規則第 027 号
平成 24 年 09 月 27 日規則第 038 号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十八年山梨県条例第六号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める建築物)

第二条 条例第三条第四号に規定する規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設その他これらに類する農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する建築物
- 二 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設その他これらに類する農業、林業又は漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物
- 三 家畜診療の用に供する建築物
- 四 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物又は索道の用に供する建築物

(平一三規則七五・平一四規則三四・一部改正)

(規則で定める宅地開発事業)

第三条 条例第三条第六号に規定する規則で定める宅地開発事業は、次に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うものとする。

- 一 公民館その他社会教育の用に供する施設である建築物
- 二 駅舎その他鉄道の施設である建築物
- 三 国又は地方公共団体が設置する研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設である建築物
- 四 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である建築物
- 五 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人水資源機構、地方住宅供給公社その他これらに類する公共的団体が設置する事務所、研究所その他直接その事務又は事業の用に供する施設である建築物

- 六 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルを構成する施設である建築物
- 七 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物
- 八 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する同項第十六号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物を設置する施設である建築物
- 九 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)により基幹放送の業務の用に供する放送設備である建築物
- 十 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場である建築物又は化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)第一条第二項に規定する化製場若しくは同条第三項に規定する死亡獣畜取扱場である建築物
- 十一 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条に規定する中央卸売市場又は地方卸売市場の用に供する施設である建築物
- 十二 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅又は同条第九号に規定する共同施設である建築物
(昭五六規則五三・昭六〇規則二六・昭六三規則五四・平五規則三・平一二規則二九・平一二規則一三一・平一三規則七五・平一四規則三四・平一五規則七七・平一六規則一八・平一六規則四八・平一七規則五三・平一九規則四五・平一九規則五二・平二〇規則三四・平二三規則二六・平二三規則二七・平二四規則三八・一部改正)

第四条 削除

(平一四規則三四)

(公共的団体)

第五条 条例第九条第一項の規則で定める公共的団体は、第三条第五号に定める団体とする。

(平一二規則二九・平一九規則五二・一部改正)

(確認申請書)

第六条 条例第九条第二項に規定する申請書は、設計確認申請書(第二号様式)とし、同項に規定する申請書に添付する図書は、次に掲げるとおりとする。

- 一 設計説明書(第三号様式)
- 二 宅地開発事業施行の同意書(第四号様式)
- 三 開発区域位置図
- 四 開発区域図
- 五 開発区域に含まれる土地の公図の写し及び登記事項証明書
- 六 土地現況図
- 七 土地利用計画図
- 八 計画平面図
- 九 計画断面図
- 十 給水計画図
- 十一 排水計画図
- 十二 消防水利図
- 十三 がけの断面図
- 十四 擁壁の断面図及び構造図
- 十五 その他知事が必要と認める図書

2 前項第三号から第十四号までに掲げる図面は、次の表の上欄に定める種類に応じ、同表の中欄に定める事項を明示し、同表の下欄に定める縮尺によるものとする。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
開発区域位置図	一 開発区域外の道路の機能及び排水放流先の状況が判断できるよう都市の中心部を含む範囲 二 開発区域	一〇、〇〇〇分の一程度
開発区域図	一 開発区域及びその周辺の地域における市町村の境界及び市町村の区域内の町又は家の境界 二 土地の地番及び形状	六〇〇分の一程度
土地の公図の写し	一 開発区域及びその周辺の地域 二 開発区域の境界、公道及び水路	
土地現況図	一 地形(一メートルの標高差を示す等高線によるもの) 二 開発区域の周辺の地域の道路、河川、水路その他公共施設	六〇〇分の一程度
土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公益的施設の位置及び形状	六〇〇分の一程度
計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置及び道路の配置(位置、形状、幅員及び勾配)	六〇〇分の一程度
計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤、道路の構造並びに縦断面及び横断面	一〇〇分の一程度
給水計画図	給水施設の位置、形状及び内のり寸法並びに取水方法	六〇〇分の一程度
排水計画図	排水計画算定上の基礎資料及び流量計算表に基づく排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、排水処理機構、規模、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向及び吐口の位置並びにその放流先の名称及び放流先の区域外排水施設との接続状況	六〇〇分の一程度
消防水利図	貯水そう及び消火せんの位置	六〇〇分の一程度
がけの断面図	開発区域及びその周辺の地域におけるがけの高さ、勾配及び擁壁でおおわないがけ面の土質、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	五〇分の一程度
擁壁の断面図及び構造図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、透水層の位置及び高さ、水抜穴の位置、材料及び内径、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	二〇分の一程度

(平一二規則二九・平一七規則二八・一部改正)

(軽微な変更)

第七条 条例第十条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 道路及び水路の変更については、起点及び終点の変更を伴わない線形の変更で当該路線の幅員の範囲内におけるもの
- 二 公園、緑地及び広場の変更については、前号に定める変更に伴う変更で当該公園、緑地及び広場の面積の減少しないもの
- 三 工事の仕様を変更する設計の変更

(変更の届出の期限)

第八条 条例第十三条(第二号を除く。)に規定する届出は、次の各号に定める日までに行なわなければならない。

- 一 工事施行者を変更した場合、当該変更の日から十日以内
- 二 工事を二箇月以上中止し、又は当該工事を再開しようとする場合、当該中止し、又は再開しようとする日の十日前
- 三 工事を廃止しようとする場合、当該廃止しようとする日の二十日前

(確認標識の掲示)

第九条 条例第十四条に規定する設計確認の掲示は、宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認標識(第五号様式)によるものとし、その掲示の期間は、工事に着手した日から条例第十五条第三項の規定による検査済証の交付を受けた日までとする。

(工事完了届出書)

第十条 条例第十五条第一項に規定する届出は、工事完了届出書(第六号様式)によるものとする。

(平一二規則二九・一部改正)

(通知書等の様式)

第十一条 次の各号に掲げる通知、申請又は届出は、当該各号に掲げる書類により行なわなければならない。

- 一 条例第九条第三項の規定による通知 設計確認通知書(第八号様式)
- 二 条例第十条第一項の規定による確認の申請 設計変更確認申請書(第九号様式)
- 三 条例第十条第二項の規定による通知 設計変更確認通知書(第十号様式)
- 四 条例第十三条第一号の規定による届出 工事施工者変更届出書(第十一号様式)
- 五 条例第十三条第二号、第三号又は第四号の規定による届出 工事(着手時期変更・完了時期変更・中止・再開・廃止)届出書(第十二号様式)

(平一四規則三四・一部改正)

(申出書等の提出部数)

第十二条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する申出書、申請書及び届出書並びにこれらに添付する図書は、その正本及び副本三通とする。

(平一二規則二九・一部改正)

(検査済証の様式)

第十三条 条例第十五条第三項に規定する検査済証は、第十三号様式によるものとする。

(立入検査証の様式)

第十四条 条例第十七条第二項に規定する身分を証する証票は、第十四号様式によるものとする。

(規則で定める水利施設)

第十五条 条例別表第一に規定する規則で定める消防用の水利施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 常時貯水量が四十立方メートル以上又は取水可能水量が毎分一立方メートル以上であり、かつ、連続四十分以上の給水能力を有するもの
- 二 常時使用が可能であるもの
- 三 集水孔の水深が〇・五メートル以上であるもの
- 四 消防ポンプ自動車容易に部署できるもの
- 五 防火対象物から一の消防水利に至る距離が百四十メートル以下となるよう設けられているもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年五月一日から施行する。

(規則で定める図書)

2 条例附則第三項に規定する規則で定める図書は、第六条第一号及び第三号から第十四号までに掲げるとおりとする。

附 則(昭和五十六年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県行政組織規則、山梨県事務決裁規則、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則及び土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得税の特例制度に係る優良住宅地認定事務取扱規則の規定は、昭和五十六年十月一日から適用する。

附 則(昭和六〇年規則第二六号)

この規則中、第三条第四号及び第九号の改正規定は公布の日から、同条第七号及び第八号の改正規定は昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第五四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年規則第三九号)

この規則は、平成四年五月一日から施行する。

附 則(平成五年規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成一二年規則第一三一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第七五号)

この規則は、平成十三年五月十八日から施行する。

附 則(平成一四年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年規則第七七号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第八号の改正規定(「都市基盤整備公団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構」を「独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める部分のうち日本鉄道建設公団に係る部分並びに「水資源開発公団、緑資源公団、簡易保険福祉事業団又は住宅供給公社」を「独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、地方住宅供給公社」に改める部分のうち水資源開発公団及び緑資源公団に係る部分に限る。) 平成十五年十月一日

二 第三条第八号の改正規定(「都市基盤整備公団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構」を「独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める部分のうち雇用・能力開発機構に係る部分に限る。) 平成十六年三月一日

三 第三条第八号の改正規定(「都市基盤整備公団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構」を「独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める部分のうち労働福祉事業団に係る部分及び「日本鉄道建設公団、環境事業団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構」に改める部分のうち環境事業団に係る部分に限る。) 平成十六年四月一日

四 第三条第八号の改正規定(「都市基盤整備公団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構」を「独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める部分のうち都市基盤整備公団に係る部分に限る。) 平成十六年七月一日

附 則(平成一六年規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第四八号)

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第五三号)

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四五号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第五二号)

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三四号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第二六号)

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則(平成二三年規則第二七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第七条の規定により有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の規定の適用についてなお従前の例によることとされる放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者が行う同法第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設の管理のために必要な行為に係るこの規則による改正後の山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則第四条第四号ヨの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二四年規則第三八号)抄

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

4 山梨県景観条例

平成 2 年 10 月 20 日 山梨県条例第 24 号
改正 平成 04 年 03 月 24 日条例第 23 号
平成 12 年 03 月 29 日条例第 44 号
平成 14 年 12 月 25 日条例第 54 号
平成 17 年 03 月 28 日条例第 68 号
平成 21 年 03 月 27 日条例第 25 号
平成 23 年 03 月 28 日条例第 14 号
平成 24 年 03 月 30 日条例第 35 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、本県におけるかけがえのない自然や貴重な歴史的文化的資産をめぐる景観を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造することが、快適な環境を形成するうえにおいて極めて重要であることにかんがみ、景観形成に関し必要な事項を定めることにより、優れた景観の保全及び創造を図り、もって個性豊かで潤いのある県土の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「景観形成」とは、優れた景観を保全し、又は創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物及び規則で定める工作物をいう。

(県の責務)

第三条 県は、県土の景観形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、県の施策とあいまって、地域の特性に応じた景観形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、景観形成に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動の実施に当たり、景観形成のために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力するものとする。

第二章 景観形成基本方針等

(景観形成基本方針)

第七条 知事は、県土の景観形成に関する基本方針(以下「景観形成基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 景観形成基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観形成に関する基本構想
- 二 景観形成地域に関する基本的な事項
- 三 大規模行為に係る景観形成に関する基本的な事項
- 四 景観形成のための事業に関する基本的な事項
- 五 景観形成に係る知識の普及及び思想の高揚に関する基本的な事項
- 六 景観形成に係る県民の自主的な活動の助長に関する基本的な事項
- 七 その他景観形成に関する基本的な事項

3 知事は、景観形成基本方針を策定しようとするときは、山梨県景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、景観形成基本方針を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、景観形成基本方針の変更について準用する。

(財政上の措置)

第八条 県は、景観形成基本方針に基づく施策の実施のために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 景観形成地域

(景観形成地域の指定)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域として指定することができる。

- 一 山、高原、湖等の豊かな自然を有する地域
 - 二 神社、寺院、遺跡その他の歴史的文化的資産を有する地域
 - 三 主要な道路に沿った地域
 - 四 都市施設が集積している地域又はその集積が見込まれる地域
 - 五 その他知事が県土の景観形成上必要と認める地域
- 2 市町村長は、当該市町村の区域のうち、前項第一号から第四号までのいずれかに該当する地域であつて、県土の景観形成上重要と認めるものを景観形成地域として指定するように知事に要請することができる。
- 3 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、関係市町村長及び山梨県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該景観形成地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、景観形成地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 8 景観形成地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 第三項及び前二項の規定は景観形成地域の指定の解除及びその区域の変更について、第二項及び第四項から第六項までの規定は景観形成地域の区域の拡張について準用する。

(景観形成基本計画)

第十条 知事は、景観形成地域における景観形成に関する基本計画(以下「景観形成基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 景観形成基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該景観形成地域における景観形成のための基本的な方針に関する事項
 - 二 当該景観形成地域における景観形成のための基準の策定の指針に関する事項
 - 三 当該景観形成地域における景観形成のための事業に関する基本的な事項
 - 四 その他当該景観形成地域における景観形成に関し必要な事項
- 3 前条第三項及び第七項の規定は景観形成基本計画の決定、廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は景観形成基本計画の決定及び変更について準用する。この場合において、同条第七項中「その旨及びその区域」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

(景観形成基準)

第十一条 知事は、景観形成基本計画に基づき、景観形成地域における景観形成のための基準(以下「景観形成基準」という。)を定めなければならない。

- 2 景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 建築物等の位置、規模、形態、色彩、意匠及び材料並びに敷地の緑化に関する事項
 - 二 木竹の伐採及び伐採跡地の緑化に関する事項
 - 三 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及びしゃへいに関する事項
 - 四 鉱物の掘採又は土石の類の採取に係る土地の区域のしゃへい及び当該掘採跡地又は採取跡地の形状及び緑化に関する事項
 - 五 土地の形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。)後における土地の形状及び緑化並びに当該変更に伴い生ずる擁壁の外観に関する事項
 - 六 その他景観形成に関し必要な事項

- 3 景観形成地域内において次条第一項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観形成基準に適合するように努めなければならない。
- 4 第九条第三項、第七項及び第八項の規定は景観形成基準の決定、廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は景観形成基準の決定及び変更について準用する。この場合において、同条第七項中「その旨及びその区域」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

(行為の届出)

第十二条 景観形成地域内において次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 建築物等の新築、改築、増築又は移転
 - 二 建築物等の模様替え又は色彩の変更で、その外観を変更することとなるもの
 - 三 木竹の伐採
 - 四 屋外における物品の集積又は貯蔵
 - 五 鉱物の掘採又は土石の類の採取
 - 六 土地の形質の変更
- 2 前項の規定による届出は、当該行為に着手する日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行わなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 行為の種類
 - 三 行為の場所
 - 四 行為の施行方法
 - 五 その他規則で定める事項

(適用除外)

第十三条 次に掲げる行為については、前条第一項の規定は、適用しない。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 二 景観形成基本計画に基づく景観形成のための事業の執行として行う行為
- 三 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- 四 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体の行う行為
- 五 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第四十三条第一項又は第二百五条第一項の許可を受けて行う行為及び同法第八十一条第一項の規定により届け出て行う行為並びに同法第四百三十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による市町村の条例に基づく許可を受けて行う行為
- 六 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の八第一項の規定により届出書を提出して行う立木の伐採(同項ただし書の規定の適用がある場合を含む。)、同法第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けて行う立木の伐採(同項ただし書の規定の適用がある場合を含む。)、同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けて行う行為(同項ただし書の規定の適用がある場合を含む。)及び同法第三十四条の二第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により届出書を提出して行う立木の伐採
- 七 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた公園事業の執行として行う行為、同法第二十条第三項又は第二十一条第三項の許可を受けて行う行為及び同法第三十三条第一項の規定により届け出て行う行為
- 八 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十八条の二第一項の規定により届け出て行う行為
- 九 山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第十四条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けて行う行為及び同条例第二十八条第一項の規定により届け出て行う行為
- 十 山梨県立自然公園条例(昭和三十二年山梨県条例第七十四号)第十条第三項の認可を受けた公園事業の執行として行う行為、同条例第二十条第四項の許可を受けて行う行為及び同条例第二十二条第一項の規定により届け出て行う行為
- 十一 山梨県風致地区条例(昭和四十五年山梨県条例第二十六号)第二条第一項の許可を受けて行う行為
- 十二 山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)第十三条第三項の許可を受けて行う行為及び同条例第十四条の二第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定により届け出て行う行為

十三 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(昭和四十八年山梨県条例第四十号)第九条第一項の確認を受けて行う工事の施行に係る行為

十四 法令等に基づく事業のうち、景観形成のために必要な措置が講じられるもので規則で定めるものの執行として行う行為

十五 景観形成地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

(平一二条例四四・平一四条例五四・平一七条例六八・平二三条例一四・一部改正)

(指導等)

第十四条 知事は、第十二条第一項の規定による届出があった場合において、景観形成のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるように指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、景観形成地域内の建築物等が、当該景観形成地域の景観形成を図るうえにおいて著しく支障があると認めるときは、当該建築物等の所有者又は管理者に対し、景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるように指導又は助言を行うことができる。

第四章 大規模行為に関する景観形成

(大規模行為景観形成基準)

第十五条 知事は、次に掲げる行為(以下「大規模行為」という。)に関する景観形成のための基準(以下「大規模行為景観形成基準」という。)を定めなければならない。

一 建築物等で、その高さ又は面積が規則で定める規模を超えるもの(以下「大規模建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転(改築又は増築後において、その高さ又は面積が規則で定める規模を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

二 大規模建築物等の模様替え又は色彩の変更で、その外観を変更することとなるもの

三 屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さ又はその用に供される土地の面積が規則で定める規模を超えるもの

2 大規模行為景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 大規模建築物等の位置、形態、色彩、意匠及び材料並びに敷地の緑化に関する事項

二 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及びしゃへいに関する事項

三 その他景観形成に関し必要な事項

3 大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為が大規模行為景観形成基準に適合するように努めなければならない。

4 第九条第三項、第七項及び第八項の規定は、大規模行為景観形成基準の決定、廃止及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「関係市町村長及び山梨県景観審議会」とあるのは「山梨県景観審議会」と、同条第七項中「その旨及びその区域」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

(大規模行為の届出)

第十六条 大規模行為をしようとする者は、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第十二条第二項及び第十三条(第二号及び第十五号を除く。)の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第十二条第二項中「前項」とあり、第十三条中「前条第一項」とあるのは、「第十六条第一項」と読み替えるものとする。

(指導等)

第十七条 知事は、前条第一項の規定による届出があった場合において、景観形成のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、大規模行為景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるように指導又は助言を行うことができる。

(適用除外)

第十八条 次に掲げる区域については、この章の規定は、適用しない。

一 景観形成地域

二 景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号に規定する景観計画区域

三 市町村の条例に基づき景観形成のために必要な措置が講じられる区域で規則で定めるもの

(平二一条例二五・一部改正)

第五章 公共事業の実施等に関する景観形成

第十九条 知事は、公共事業の実施、公共施設の建設等(以下「公共事業の実施等」という。)に関する景観形成のための指針(以下「公共事業等景観形成指針」という。)を定めなければならない。

2 県は、公共事業の実施等に当たっては、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。

3 知事は、国、県以外の地方公共団体その他規則で定める公共的団体に対し、公共事業の実施等に当たっては公共事業等景観形成指針に配慮するように要請するものとする。

4 第九条第三項の規定は、公共事業等景観形成指針の決定、廃止及び変更について準用する。この場合において、同項中「関係市町村長及び山梨県景観審議会」とあるのは、「山梨県景観審議会」と読み替えるものとする。

第六章 景観形成住民協定

第二十条 知事は、土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者が当該土地について一定の区域を定め、その区域における景観形成に関し、次に掲げる事項を定めた協定を締結した場合において、当該協定が規則で定める要件に該当し、かつ、県土の景観形成に資するものであると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定するものとする。

一 協定の目的となる土地の区域に関する事項

二 建築物等の位置、形態、色彩、意匠及び材料並びに敷地の緑化に関する事項

三 協定の有効期間に関する事項

四 協定の変更及び廃止に関する事項

2 市町村長は、当該市町村の区域における景観形成に関する協定が規則で定める要件に該当し、かつ、県土の景観形成に資するものであると認めるときは、当該協定を前項の景観形成住民協定として認定するように知事に推薦することができる。

3 知事は、第一項の規定により認定した景観形成住民協定の内容を公表するものとする。

(平一二条例四四・一部改正)

第七章 雑則

(山梨県景観審議会)

第二十一条 県土の景観形成に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として山梨県景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例及び山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、委員十五人以内で組織する。

4 委員は、景観形成に関し学識経験のある者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

10 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二四条例三五・一部改正)

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰則

第二十三条 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(平四条例二三・一部改正)

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章、第十五条第三項、第十六条から第十八条まで、第六章及び第八章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成三年規則第一号で平成三年四月一日から施行)

(経過措置)

- 2 第十六条の規定の施行の際着手している大規模行為については、同条の規定は、適用しない。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成四年条例第二三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第四四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第五四号)

この条例は、自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一五年四月一日)

附 則(平成一七年条例第六八号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第一四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第三五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

5 山梨県環境影響評価条例

平成 10 年 3 月 27 日 山梨県条例第 1 号
改正 平成 12 年 03 月 29 日 条例第 44 号
平成 12 年 12 月 21 日 条例第 79 号
平成 23 年 12 月 22 日 条例第 56 号
平成 25 年 03 月 28 日 条例第 24 号
平成 26 年 03 月 28 日 条例第 29 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うとともにその事業の実施中及び実施後の調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価並びにその事業の実施中及び実施後の調査について県等の責務を明らかにし、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「第一分類事業」とは、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する第二種事業のうち、法第四条第三項第二号(法第四条第四項(法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))及び法第二十九条第二項(法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用される場合を含む。)の措置がとられたものをいう。

3 この条例において「第二分類事業」とは、別表に掲げる事業(法第二条第二項に規定する第一種事業及び同条第三項に規定する第二種事業を除く。次項において同じ。)であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

4 この条例において「第三分類事業」とは、別表に掲げる事業であって、第二分類事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を知事が第六条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるものをいう。

5 この条例において「対象事業」とは、第一分類事業、第二分類事業又は第六条第三項第一号の措置がとられた第三分類事業(同条第四項及び第二十九条第二項において準用する第六条第三項第二号の措置がとられたものを除く。)をいう。

6 この条例(この章を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者(委託に係る対象事業にあってはその事業を委託しようとする者)をいう。

(県等の責務)

第三条 県、市町村、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価並びに事業の実施中及び実施後の調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続並びに事業の実施中及び実施後の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第二章 環境影響評価の項目及び技術指針

(環境影響評価の項目)

第四条 知事は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十四条各号に掲げる事項の確保が図られるよう、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目を定めなければならない。

(技術指針)

第五条 知事は、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定並びに環境の保全のための措置並びに事業の実施中及び実施後の調査に関する技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めなければならない。

2 知事は、技術指針について常に必要な科学的判断を加え、改定を行わなければならない。

第三章 準備書の作成前の手続

第一節 第三分類事業に係る判定

(第三分類事業に係る判定)

第六条 第三分類事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に書面により届け出なければならない。

一 第三分類事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第三分類事業の種類及び規模

三 第三分類事業が実施されるべき区域

四 第三分類事業の目的及び概要

2 知事は、前項の規定による届出(以下この条及び第二十九条第一項において「届出」という。)に係る第三分類事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上期間を指定してこの条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

3 知事は、前項の規定による市町村長の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定める判定の基準により、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第三分類事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。

一 この条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の市町村長に通知すること。

二 この条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の市町村長に通知すること。

4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第三分類事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第三分類事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。

5 第三分類事業(対象事業に該当するものを除く。)を実施しようとする者は、第三項第二号(前項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまでは、当該第三分類事業を実施してはならない。

6 第三分類事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第三分類事業を実施しようとする者は、この条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

7 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第三分類事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。

8 第六項の規定による通知に係る第三分類事業は、当該通知の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。

第二節 方法書の作成等

(方法書の作成及び送付)

第七条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の目的及び内容
- 三 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
- 四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

2 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

3 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

(平二三条例五六・一部改正)

(方法書についての公告及び縦覧)

第八条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及びこれを要約した書類を前条第三項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二三条例五六・一部改正)

(説明会の開催等)

第八条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、第七条第三項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二三条例五六・追加)

(方法書についての意見書の提出)

第九条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第八条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二三条例五六・一部改正)

(方法書についての意見の概要の送付等)

第十条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第七条第三項に規定する地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類(以下「方法書についての意見概要書」という。)を送付しなければならない。

2 知事は、事業者に対し、前条第一項の規定により述べられた意見に対する事業者の見解を求めることができる。

- 3 知事は、前項の見解が述べられた場合は、第一項に規定する市町村長に対し、当該見解を記載した書類を送付するものとする。

(方法書についての意見概要書の公告及び縦覧)

第十一条 知事は、方法書についての意見概要書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、方法書についての意見概要書の送付があった旨を公告し、第七条第三項に規定する地域内において、方法書についての意見概要書(前条第二項の見解が述べられた場合は当該見解を記載した書類を含む。第十三条第三項において同じ。)を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(公聴会の開催)

第十二条 知事は、前条の縦覧期間満了後、速やかに、規則で定めるところにより、第七条第三項に規定する地域内において、方法書について環境の保全の見地からの意見を求めるための公聴会を開催しなければならない。ただし、第九条第一項の意見書の提出がない場合その他規則で定める場合にあっては、この限りでない。

2 知事は、前項の公聴会を開催しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その開催を予定する日時、場所等を公告しなければならない。

3 知事は、第一項の公聴会を開催したときは、その概要を記載した書類を作成し、事業者及び第十条第一項に規定する市町村長に送付しなければならない。

(方法書についての知事等の意見)

第十三条 知事は、前条第一項の公聴会が終了したとき(同項の公聴会を開催しない場合にあっては、当該公聴会を開催しないこととしたとき)は、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について第十条第一項に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、方法書についての意見概要書に記載された意見及び事業者の見解並びに前条第一項の公聴会で述べられた意見に配慮するものとする。

第三節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十四条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第九条第一項の意見に配慮して第七条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、知事に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

(環境影響評価の実施)

第十五条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第四章 準備書

(準備書の作成及び送付)

第十六条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- 一 第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 第九条第一項の意見の概要
- 三 第十二条第一項の公聴会で述べられた意見の概要
- 四 第十三条第一項の知事の見解
- 五 前三号の意見についての事業者の見解
- 六 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 七 第十四条第二項の助言がある場合には、その内容
- 八 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の経緯及び当該措置に対する代替案を含む。)

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

九 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 第七条第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

3 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第九条第一項の意見、第十二条第一項の公聴会で述べられた意見及び第十三条第一項の意見並びに第十五条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第七条第三項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

(平二三条例五六・一部改正)

(準備書についての公告及び縦覧)

第十七条 事業者は、前条第三項の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及びこれを要約した書類を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二三条例五六・一部改正)

(説明会の開催等)

第十八条 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十八条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十八条第一項及び同条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(平二三条例五六・一部改正)

(準備書についての意見書の提出)

第十九条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第二十条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類(以下「準備書についての見解書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての見解書の公告及び縦覧)

第二十一条 知事は、準備書についての見解書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、準備書についての見解書の送付があった旨を公告し、関係地域内において、準備書についての見解書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(公聴会の開催)

第二十二條 知事は、前条の縦覧期間満了後、速やかに、規則で定めるところにより、関係地域内において、準備書について環境の保全の見地からの意見を求めるための公聴会を開催しなければならない。ただし、第十九条第一項の意見書の提出がない場合その他規則で定める場合にあっては、この限りでない。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により知事が準備書について公聴会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第十条第一項に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(準備書についての知事等の意見)

第二十三條 知事は、前条第一項の公聴会が終了したとき(同項の公聴会を開催しない場合にあっては、当該公聴会を開催しないこととしたとき)は、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、準備書についての見解書に記載された意見及び事業者の見解並びに前条第一項の公聴会で述べられた意見に配慮するものとする。

(平二三条例五六・一部改正)

第五章 評価書

第一節 評価書の作成等

(評価書の作成及び送付)

第二十四條 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十九条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第七条第一項第二号に掲げる事項の修正規則で定める事項を知事に届け出ること。

二 第七条第一項第一号又は第十六条第一項第二号から第五号まで、第七号若しくは第九号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 次項及び第三項並びに次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下この条から第二十七条まで、第二十九条第三項及び第三十条第一項において「評価書」という。)を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

一 第十六条第一項各号に掲げる事項

二 第十九条第一項の意見の概要

三 第二十二條第一項の公聴会で述べられた意見の概要

四 第二十三條第一項の知事の意見

五 前三号の意見についての事業者の見解

3 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

(平二三条例五六・一部改正)

(評価書についての知事等の意見)

第二十五條 知事は、前条第三項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定により知事が評価書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第十条第一項に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

- 3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するものとする。

第二節 評価書の補正等

(評価書の再検討及び補正)

第二十六条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第七条第一項第二号に掲げる事項の修正規則で定める事項を知事に届け出ること。
 - 二 第七条第一項第一号、第十六条第一項第二号から第五号まで、第七号若しくは第九号又は第二十四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 評価書について所要の補正をすること。
 - 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、規則で定めるところにより、評価書の補正をしなければならない。
- 3 事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書及びこれを要約した書類の送付(補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知)を、知事及び関係市町村長に対してしなければならない。

(平二三条例五六・一部改正)

(評価書の公告及び縦覧)

第二十七条 事業者は、前条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、規則で定めるところにより、評価書(前条第一項第二号又は同条第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。第二十八条の二第二号、第三十四条、第三十六条、第三十八条第一項第四号及び第五十条第一項第三号において同じ。)を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、当該評価書、これを要約した書類及び第二十五条第一項の書面(第五十五条第三項において「評価書等」という。)を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二三条例五六・一部改正)

第六章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の届出等)

- 第二十八条 事業者、第二十四条第一項又は第二十六条第一項の規定の適用を受ける場合のほかは、第八条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第七条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、第二十四条第一項、第二十六条第一項又は前項の規定による届出があったときは、これらの届出に係る事項の修正が事業規模の縮小、軽微な修正その他の規則で定める修正(次項及び次条において「事業規模の縮小等」という。)に該当するかどうかの判定を行い、事業者に対し、その結果を通知するものとする。
- 3 知事は、前項の修正が事業規模の縮小等に該当すると判定したときは、関係市町村長に対し、その旨を通知するものとする。

(平二三条例五六・一部改正)

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第二十八条の二 事業者は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる通知の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 前条第二項の修正が事業規模の縮小等に該当しない旨の通知 第七条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- 二 前条第二項の修正が事業規模の縮小等に該当する旨の通知 同条第一項の規定による届出の内容を準備書又は評価書に記載すること。

(平二三条例五六・追加)

(事業内容の修正の場合の第三分類事業に係る判定)

第二十九条 事業者は、第八条の規定による公告を行ってから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、第七条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第三分類事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第六条第一項の規定の例により届出をすることができる。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までに行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第六条第三項第二号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(対象事業の廃止等)

第三十条 事業者は、第八条の規定による公告を行ってから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第七条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一分類事業、第二分類事業又は第三分類事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第七章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第三十一条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行うまでは、対象事業(第二十四条第一項、第二十六条第一項又は第二十八条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第七条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出については、第二十八条及び第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「準備書又は評価書」とあるのは、「第三十八条の中間報告書又は第四十四条の完了報告書」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、第二十七条の規定による公告を行った後に第七条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(第二項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

5 事業者は、第二十七条の規定による公告を行ってから第三十七条第一項の規定による届出を行うまでの間に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第二項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(平二三条例五六・一部改正)

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第三十二条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十六条第一項第六号又は第八号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第七条から第二十七条まで又は第十四条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。
- 3 第二十八条から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公告」とあるのは、「公告(次条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。
- 4 知事は、第二十七条の規定による公告(同条の規定による公告を行った後に、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経たときは、当該手続後に行う公告)を行った日の翌日から起算して五年を経過する日までに事業者が当該公告に係る対象事業に着手しない場合には、規則で定めるところにより、当該対象事業について、更に第七条から第二十七条まで又は第十四条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことを求めることができる。

(適正な配慮の確保)

第三十三条 知事は、対象事業に係る免許、特許、許可、認可、承認、同意その他規則で定める行為(以下「免許等」という。)を行う場合には、当該免許等の審査に際し、当該対象事業につき、環境影響評価に基づいて環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

- 2 知事は、対象事業に係る免許等を行う者が知事以外の者であるときは、当該免許等を行う者に対し、当該免許等の審査に際し、当該対象事業につき、環境影響評価に基づいて環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するように要請するものとする。

(平一二条例四四・一部改正)

(事業者の環境の保全の配慮)

第三十四条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

第八章 法の対象事業についての手続

(法の対象事業についての手続)

第三十五条 第十条第二項の規定は、法第二条第四項に規定する対象事業(以下「法の対象事業」という。)について準用する。この場合において、第十条第二項中「事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者」と、「前条」とあるのは「法第八条」と読み替えるものとする。

- 2 知事は、法第十条第一項の規定により意見を述べるときは、第十一条の規定の例により、法第九条の書類の送付があった旨を公告し、及び法第九条の書類(前項において準用する第十条第二項の見解が述べられた場合は当該見解を記載した書類を含む。)を縦覧に供し、並びに第十二条の規定の例により公聴会を開催し、前項において準用する第十条第二項の見解及び当該公聴会で述べられた意見に配慮するものとする。
- 3 知事は、法第二十条第一項の規定により意見を述べるときは、第二十一条の規定の例により法第十九条の書類の送付があった旨を公告し、及び法第十九条の書類を縦覧に供し、並びに第二十二条の規定の例により公聴会を開催し、当該公聴会で述べられた意見に配慮するものとする。
- 4 第三十二条第四項の規定は、法の対象事業について準用する。この場合において、同項中「第二十七条の」とあるのは「法第二十七条の」と、「この条例」とあるのは「法」と、「事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者」と、「対象事業」とあるのは「法第二条第四項に規定する対象事業(以下「法の対象事業」という。)」と、「当該対象事業」とあるのは「当該法の対象事業」と、「第七条から第二十七条まで又は第十四条から第二十七条まで」とあるのは「法第五条から法第二十七条まで又は法第十一条から法第二十七条まで」と、「行うこと」とあるのは「法第三十二条第一項の規定により行うこと」と読み替えるものとする。

(平一二条例四四・一部改正)

第九章 事業の実施中及び実施後の手続

(事業の実施中及び実施後の手続)

第三十六条 事業者は、対象事業を実施するときは、当該対象事業の実施中及び実施後において、評価書に記載された環境影響評価の項目に係る環境の状況及び環境の保全のための措置の実施の状況を把握するため、次条から第四十五条までの規定による手続を行わなければならない。

(対象事業着手の届出等)

第三十七条 事業者は、対象事業に着手したときは、規則で定めるところにより、着手の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、その旨を知事に書面により届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出(以下この項及び次条において「届出」という。)があったときは、届出があった旨を公告し、及び届出に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

(中間報告書の作成及び送付)

第三十八条 届出をした事業者は、規則で定めるところにより、届出に係る対象事業の実施中において、次に掲げる事項を記載した対象事業実施中間報告書(以下「中間報告書」という。)を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の種類及び規模
- 三 対象事業の実施区域
- 四 評価書に記載された環境影響評価の項目に係る環境の状況及び環境の保全のための措置の実施の状況(評価書に記載された内容との比較を含む。)
- 五 その他規則で定める事項

2 届出をした事業者は、中間報告書を作成する時期及び回数について、知事と協議するものとする。

3 事業者は、中間報告書を作成したときは、速やかに、これを知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(中間報告書の公告及び縦覧)

第三十九条 事業者は、前条第三項の規定により中間報告書を送付したときは、規則で定めるところにより、中間報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、中間報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二三条例五六・一部改正)

(中間報告書についての意見書の提出)

第四十条 中間報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(中間報告書についての意見の概要等の送付)

第四十一条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(中間報告書についての知事等の意見)

第四十二条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、中間報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、中間報告書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

(対象事業完了の届出等)

第四十三条 事業者は、対象事業を完了したときは、規則で定めるところにより、完了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、その旨を知事に書面により届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出(以下この項及び次条において「届出」という。)があったときは、届出があった旨を公告し、及び届出に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

(完了報告書の作成等)

第四十四条 届出をした事業者は、規則で定めるところにより、届出に係る対象事業の完了後において、第三十八条第一項各号に掲げる事項を記載した対象事業完了報告書(以下「完了報告書」という。)を作成しなければならない。

2 第三十八条第二項及び第三項並びに第三十九条から第四十二条までの規定は、前項の規定により、完了報告書を作成する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「中間報告書」とあるのは、「完了報告書」と読み替えるものとする。

(対象事業の廃止等)

第四十五条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に対象事業を実施しないこととしたときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 事業者は、第三十七条第一項の規定による届出を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 前項の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った事業の実施中及び実施後の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた事業の実施中及び実施後の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

(法の対象事業についての事業の実施中及び実施後の手続)

第四十六条 第三十六条から前条までの規定は、法第二条第五項に規定する事業者(以下「法の事業者」という。)について準用する。この場合において、第三十六条中「事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者(以下「法の事業者」という。)」と、「対象事業」とあるのは「法第二条第四項に規定する対象事業(以下「法の対象事業」という。)」と、「評価書」とあるのは「法第二十一条第二項に規定する環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後のもの。以下「法の評価書」という。)」と、第三十七条第一項中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、「対象事業」とあるのは「法の対象事業」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「法第十五条に規定する関係市町村長(以下「法の関係市町村長」という。)」と、第三十八条第一項中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、「対象事業の」とあるのは「法の対象事業の」と、同項第四号中「評価書」とあるのは「法の評価書」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、同項中「関係市町村長」とあるのは「法の関係市町村長」と、第三十九条中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、「関係地域」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域」と、第四十条第一項及び第四十一条中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、同条中「関係市町村長」とあるのは「法の関係市町村長」と、第四十二条第一項中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、同条第二項及び第三項中「関係市町村長」とあるのは「法の関係市町村長」と、同項中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、第四十三条第一項中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、「対象事業」とあるのは「法の対象事業」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「法の関係市町村長」と、第四十四条第一項中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、「対象事業の」とあるのは「法の対象事業の」と、前条第一項中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、「第二十七条の規定による公告」とあるのは「第三十七条第一項の規定による届出」と、「対象事業」とあるのは「法の対象事業」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「法の事業者」と、「対象事業」とあるのは「法の対象事業」と読み替えるものとする。

(平一二条例四四・一部改正)

第十章 雑則

(環境影響評価等技術審議会)

第四十七条 環境影響評価その他の手続並びに事業の実施中及び実施後の手続に係る技術的事項を調査審議するため、知事の附属機関として山梨県環境影響評価等技術審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

一 技術指針を定め、又は改定しようとするとき。

二 第六条第三項の判定を行おうとするとき。

三 第十三条第一項、第二十三条第一項又は第二十五条第一項の意見を述べようとするとき。

四 法第四条第二項、法第十条又は法第二十条の意見を述べようとするとき。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審議会の意見を聴くことができる。

一 第二十八条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の判定を行おうとするとき。

二 第四十二条第一項(第四十四条第二項及び第四十六条において準用する場合を含む。)(第四十四条第二項の規定を第四十六条において準用する場合を含む。)の意見を述べようとするとき。

三 法第三条の七第一項の意見を述べようとするとき。

四 前項各号及び前三号に掲げる場合のほか、この条例の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。

4 審議会は、委員十五人以内で組織する。

5 委員は、環境影響評価に関し学識経験のある者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- 6 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 10 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 11 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。
- 12 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二三条例五六・平二五条例二四・一部改正)

(県及び市町村との連絡)

第四十八条 事業者(法の事業者を含む。以下この章において同じ。)は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときは県に協力を求めることができる。

(平一二条例四四・平二三条例五六・一部改正)

(報告及び調査)

第四十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定する職員にその事業の実施中若しくは実施後において、当該事業に係る土地若しくは工作物に立ち入り、環境の保全のための措置の実施の状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第五十条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 第三分類事業を実施しようとする者及び事業者(法の事業者を除く。)がこの条例に定める環境影響評価その他の手続若しくは事業の実施中及び実施後の手続を行わなかったとき、又は虚偽の内容によりこの手続を行ったとき。
 - 二 法の事業者が、第四十六条において準用する第三十六条から第四十五条までの規定による事業の実施中及び実施後の手続を行わなかったとき、又は虚偽の内容によりこの手続を行ったとき。
 - 三 前条の規定により調査した場合又は事業者が報告を求めた場合において、環境の保全のための措置の実施の状況が評価書又は法第二十一条第二項に規定する環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後のもの)の記載と異なるものであり、かつ、当該措置をとらなかったことにより良好な環境の保全に支障を来すおそれがあることが判明したとき。
- 2 知事は、事業者が正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。
 - 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その公表の理由を当該事業者に通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(実地調査への協力要請)

第五十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、他人が所有し、又は占有する土地において実地に調査を行う必要があるときは、当該土地への立ち入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(法の手続との調整)

第五十二条 知事は、法の対象事業であったものが法第五条第一項第二号に掲げる事項の修正により法の対象事業に該当しないこととなった場合で、当該修正後の事業が第一分類事業、第二分類事業又は第三分類事業に該当するときは、法の定めるところに従って作成された書類について、当該書類を、この条例の定めるところに従って作成された書類とみなすことができる。

(都市計画に定められる第三分類事業等)

第五十三条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十五条第一項の都道府県又は市町村(同法第二十二條第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)が第三分類事業を同法第四条第七項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として、同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該第三分類事業又は第三分類事業に係る施設を同条

第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として、同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市施設に係る第三分類事業については、第六条第一項の規定による届出は、当該都市計画の決定又は変更をする都市計画決定権者が同法第十五条第一項に規定する県である場合にあっては県が当該第三分類事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとし、都市計画決定権者が県以外の者である場合にあってはその者が当該第三分類事業を実施しようとする者に代わるものとして行うことができるものとする。

(平一二条例四四・全改、平一二条例七九・一部改正)

(都市計画に定められる対象事業等)

第五十四条 都市計画決定権者が対象事業を市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合又は対象事業に係る施設を都市施設として同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市施設に係る対象事業については、第七条から第三十条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次条第一項及び第三項並びに第五十六条から第五十八条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が同法第十五条第一項に規定する県である場合にあっては県が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うよう努めるものとし、都市計画決定権者が県以外の者である場合にあってはその者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業等に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができるものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が対象事業に係る事業者に代わるものとして環境影響評価その他の手続を行う場合には、第七条第二項、第十六条第二項並びに第三十条第一項第三号及び同条第二項の規定は、適用しない。

(平一二条例四四・追加)

(都市計画に係る手続との調整)

第五十五条 都市計画決定権者は、前条第一項の規定により事業者に代わるものとして第十七条又は第二十七条の規定による公告を行う場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と時期を併せて行うよう努めるものとする。

2 都市計画決定権者は、前条第一項の規定により事業者に代わるものとして第十七条の規定により準備書及びこれを要約した書類を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供することができる。この場合において、第十七条中「一月間」とあるのは「二週間」と、第十九条第一項中「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日」とあるのは「縦覧期間満了の日」とする。

3 対象事業等に係る都市計画を定める国土交通大臣は、前条第一項の規定により事業者に代わるものとして評価書等を縦覧に供する場合には、評価書等を知事に送付し、知事に、国土交通大臣が定める都市計画についての都市計画法第二十条第二項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する同法第十四条第一項の図書の写しと併せて評価書等を縦覧に供させることができる。

(平一二条例四四・追加、平一二条例七九・平二三条例五六・一部改正)

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第五十六条 第五十四条第一項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わるものとして環境影響評価その他の手続を行った場合において、第二十七条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第七条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更にについては、第三十一条第二項及び第四項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と時期を併せて行うよう努めるものとする。

(平一二条例四四・追加、平二三条例五六・一部改正)

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第五十七条 都市計画決定権者は、事業者が第七条第一項の規定により方法書を作成してから第八条の規定により公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合であつて、第五十四条第一項の規定により事業者に代わるものとして環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、当該方法書に係る対象事業が第一分類事業又は第二分類事業である場合にあっては事業者(事業者が既に第七条第三項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)に、第三分類事業である場合にあっては事業者、知事及び第六条第二項の市町村長(事業者が既に第七条第三項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)にその旨を通知するものとする。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 都市計画決定権者は、事業者が第八条の規定による公告を行ってから第十七条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合であつて、第五十四条第一項の規定により事業者に代わるものとして環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するものとする。この場合において、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が第十七条の規定による公告を行ってから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、第三項の都市計画につき都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第四章及び第五章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとする。

(平一二条例四四・追加)

(事業者の協力)

第五十八条 都市計画決定権者は、第三分類事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第五十三条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 事業者のうち県及び特別の法律により設立された法人(県が出資しているものに限る。)は、都市計画決定権者から要請があつたときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

(平一二条例四四・追加、平二三条例五六・一部改正)

(隣接都県知事との協議)

第五十九条 知事は、対象事業又は第三分類事業が実施されるべき区域が隣接都県の区域にわたると認めるときは、当該事業に係る環境影響評価その他の手続並びに事業の実施中及び実施後の手続について、当該都県の知事と協議するものとする。

(平一二条例四四・旧第五十四条繰下)

(適用除外)

第六十条 第三章から第九章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。第三章から第九章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業

四 その他災害の防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業

(平一二条例四四・旧第五十五条繰下、平二六条例二九・一部改正)

(委任)

第六十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一二条例四四・旧第五十六条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条、第四条、第五条、第四十七条及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成一〇年規則第六九号で第一条、第二条及び第四十七条並びに附則第五項の規定は平成一〇年一二月一五日から施行)

(平成一一年規則第一号で平成一一年六月一二日から施行とし、附則第一項ただし書に規定する規定(第四条及び第五条に限る。)は平成一一年二月二三日から施行とする。)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業(新たに第三分類事業となる事業のうち第六条第三項第一号の措置がとられたものを含む。)について、山梨県環境影響評価等指導要綱(平成二年山梨県告示第四百六十号。以下「要綱」という。)の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- 一 要綱第六条第一項に規定する環境影響評価準備書(以下「要綱の準備書」という。)であって要綱第八条の規定による送付の手続を経たもの又は要綱第十九条第一項に規定する環境影響調査書であって要綱第二十一条の規定による送付の手続を経たもの 第十六条の手続を経た準備書
- 二 要綱の準備書であって要綱第九条の規定による公告及び縦覧並びに要綱第十条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置の手続を経たもの 第十七条及び第十八条の手続を経た準備書
- 三 要綱第十二条に規定する書面であって同条の規定による送付の手続を経たもの 第二十条の手続を経た準備書についての見解書
- 四 要綱第十三条第一項又は要綱第二十二条第一項の規定により知事が述べた意見が記載された書面 第二十三条第一項の書面

(適用除外)

- 3 第一分類事業、第二分類事業又は第三分類事業であって次に掲げるもの(この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限り。)及び法附則第三条第一項の規定の適用を受ける事業については、第三章から第九章までの規定は、適用しない。

- 一 施行日前に免許等が与えられた事業
- 二 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項第一号の補助金若しくは同項第二号の負担金又は山梨県補助金等交付規則(昭和三十八年山梨県規則第二十五号)第二条第一号(1)の補助金の交付の決定を受けた事業
- 三 施行日前に要綱第十四条第二項又は要綱第二十三条第二項の規定による送付が行われた事業

(委任)

- 4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一二年条例第四四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(山梨県環境影響評価条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に第八条の規定による改正前の山梨県環境影響評価条例第五十三条に基づく規則の規定により行われた環境影響評価その他の手続は、第八条の規定による改正後の山梨県環境影響評価条例の相当規定により行われた環境影響評価その他の手続とみなす。

附 則(平成一二年条例第七九号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成二三年条例第五六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山梨県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第八条、第十七条、第二十七条又は第三十九条(新条例第四十四条第二項及び第四十六条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第一項に規定する環境影響評価方法書(次項において「方法書」という。)、新条例第十六条第一項に規定する環境影響評価準備書(次項において「準備書」という。)、新条例第二十四条第二項に規定する環境影響評価書、新条例第三十八条第一項に規定する対象事業実施中間報告書又は新条例第四十四条第一項に規定する対象事業完了報告書について適用する。
- 3 新条例第八条の二(新条例第十八条第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。
- 4 新条例第二十四条第一項、第二十六条第一項、第二十八条、第二十八条の二並びに第三十一条第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後にされる新条例第七条第一項第二号に掲げる事項の修正又は変更について適用し、同日前にされたこの条例による改正前の山梨県環境影響評価条例第七条第一項第二号に掲げる事項の修正又は変更については、なお従前の例による。

(委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

附 則(平成二五年条例第二四号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第二九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山梨県環境影響評価条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第二十七条の規定による公告又は新条例第三十一条第四項(新条例第三十二条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三十二条第三項において読み替えて準用する新条例第三十一条第一項に規定する公告が行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

別表(第二条関係)

- 一 道路の新設及び改築の事業
- 二 ダム、堰及び放水路の新築及び改築の事業
- 三 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業
- 四 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- 五 電気工作物の設置又は変更の工事の事業
- 六 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 七 公有水面その他の水面の埋立て及び干拓の事業
- 八 土地区画整理事業
- 九 住宅団地の造成事業
- 十 工業団地の造成事業
- 十一 都市基盤の整備事業
- 十二 流通業務団地の造成事業
- 十三 下水道終末処理場の建設事業
- 十四 土石又は砂利の採取事業
- 十五 墓地又は墓園の造成事業
- 十六 学校用地の造成事業
- 十七 レクリエーション施設の設置及びその用地の造成事業

十八 工場又は事業場の建設事業

十九 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

山梨県環境影響評価条例施行規則

平成 11 年 2 月 22 日 山梨県規則第 2 号
改正 平成 12 年 03 月 31 日規則第 92 号
平成 13 年 03 月 30 日規則第 28 号
平成 14 年 03 月 29 日規則第 23 号
平成 15 年 03 月 27 日規則第 16 号
平成 15 年 10 月 16 日規則第 85 号
平成 17 年 12 月 22 日規則第 68 号
平成 18 年 09 月 29 日規則第 50 号
平成 20 年 02 月 29 日規則第 04 号
平成 20 年 03 月 28 日規則第 22 号
平成 20 年 07 月 17 日規則第 38 号
平成 22 年 08 月 31 日規則第 33 号
平成 23 年 12 月 22 日規則第 36 号
平成 25 年 03 月 28 日規則第 05 号
平成 25 年 03 月 28 日規則第 22 号
平成 27 年 03 月 31 日規則第 22 号
平成 27 年 05 月 28 日規則第 28 号
令和 2 年 12 月 25 日規則第 60 号
令和 3 年 03 月 31 日規則第 20 号
令和 4 年 12 月 26 日規則第 34 号
令和 5 年 03 月 30 日規則第 18 号

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県環境影響評価条例(平成十年山梨県条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(第二分類事業)

第二条 条例第二条第三項の規則で定める事業は、別表の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで、六の項(イ及びロを除く。)、八の項から十三の項まで、十五の項から十七の項まで又は十九の項の第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面その他の水面の埋立て又は干拓(同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として条例第六条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。)を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

(条例別表第十九号の規則で定める事業)

第三条 条例別表第十九号の規則で定める事業は、宅地の造成の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(以下単に「土地区画整理事業」という。)
- 二 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業(以下単に「新住宅市街地開発事業」という。)
- 三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二条第五項に規定する工業団地造成事業(以下単に「工業団地造成事業」という。)
- 四 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業(以下単に「新都市基盤整備事業」という。)
- 五 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業(以下単に「流通業務団地造成事業」という。)

六 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第五項に規定する墓地又は同条第六項に規定する納骨堂若しくは同条第七項に規定する火葬場の用に供するための敷地(これらと併せて整備されるべき緑地、道路その他の施設の敷地を含む。)の造成の事業(以下「墓地又は墓園の造成事業」という。)

七 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他これに類する施設の用に供するための敷地の造成の事業(以下「学校用地の造成事業」という。)

八 ゴルフ場、スキー場、遊園地、キャンプ場、運動場、公園その他これらに類するもの(以下「レクリエーション施設」という。)の用に供するための敷地の造成の事業
(平一二規則九二・平一八規則五〇・一部改正)

(第三分類事業)

第四条 条例第二条第四項の規則で定める事業は、別表の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項、二の項、八の項から十三の項まで、十五の項から十七の項まで又は十九の項の第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

(技術指針の公表)

第五条 知事は、条例第五条第一項の規定により技術指針を定めたとき、又は同条第二項の規定により技術指針を改定したときは、その概要を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、県公報に登載して行うものとする。

第二章 準備書の作成前の手続

第一節 第三分類事業に係る判定

(第三分類事業の届出)

第六条 条例第六条第一項の規定による届出は、第三分類事業届出書(第一号様式)によるものとする。

(第三分類事業の判定の基準)

第七条 条例第六条第三項(同条第四項及び条例第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第三分類事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第三分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第三分類事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 学校教育法第一条に規定する学校

ロ 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館

ハ 博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設

ニ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

ホ 医療法(昭和二十三年法律第百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一项に規定する障害者支援施設

ト 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設

チ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

リ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園

ヌ 水道原水の取水地点

ル 住居が集合している地域

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ワ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第四条の規定による基礎調査の結果により、自然度が高い植生の地域であることが確認される地域

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第二項の

希少野生動植物種の生息又は生育が確認される地域(次号ハの区域を除く。)

ヨ 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第二条第二項の指定希少野生動植物種の生息又は生育が確認される地域(次号ルの区域を除く。)

二 当該第三分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は山梨県行政手続条例(平成七年山梨県条例第四十六号)第三十四条に規定する行政指導(国又は他の地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。)その他の措置により指定された対象が存在し、かつ、当該第三分類事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

ロ 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第五条第一項の規定により指定された国立公園及び同条第二項の規定により指定された国定公園の区域

ハ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

ニ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)

ホ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林(同法第二十五条第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。)の区域

ヘ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域
ト 景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号に規定する景観計画区域のうち同条第一項に規定する景観計画において、特に良好な景観を保全し、形成し、又は創出するため、事業の実施が景観に及ぼす影響について適切に配慮する必要があると定められた区域

チ 山梨県立自然公園条例(昭和三十三年山梨県条例第七十四号)第五条第一項の規定により指定された県立自然公園の区域

リ 山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)第十条第一項の規定により指定された自然環境保全地区の区域又は自然記念物

ヌ やまなしの歴史文化公園に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第六号)第五条第一項の規定により指定された歴史文化公園の区域

ル 山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)第九条第一項の規定により指定された景観形成地域

ヲ 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例第二十二条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

三 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第三分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第三分類事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準であって、大気汚染(二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。)、水質汚濁(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全リンに関するものに限る。)又は騒音に係るものが確保されていない地域

ロ 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十七条第一項に規定する限度を超えている地域

ハ 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第十六条第一項に規定する限度を超えている地域

ニ イからハマでに掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

四 当該第三分類事業が実施されるべき区域に標高が千六百メートル以上である地域が存在すること。

2 第三分類事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第三分類事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第三分類事業及び当該同種の事業が総体として同項各号

に掲げる要件のいずれかに該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、当該第三分類事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(平一二規則九二・平一三規則二八・平一五規則一六・平一七規則六八・平一八規則五〇・平二〇規則四・平二二規則三三・平二五規則五・平二七規則二八・一部改正)

第二節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第八条 条例第七条第一項第二号に規定する対象事業の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象事業の種類
 - 二 対象事業実施区域の位置
 - 三 対象事業の規模
 - 四 前三号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項(既に決定されている内容に係るものに限る。)であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 事業者は、方法書に条例第七条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を技術指針で定める対象事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況に関する情報に係る事項の区分に応じて記載しなければならない。
- 3 事業者は、方法書に第一項第二号及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。
- 4 事業者は、方法書に条例第七条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。
- 5 事業者は、条例第七条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

(環境影響を受ける範囲であると認められる地域)

第九条 条例第七条第三項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「影響地域」という。)は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(方法書についての公告の方法)

第十条 条例第八条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 影響地域が存在する市町村の協力を得て、当該市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(方法書の縦覧)

第十一条 条例第八条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎その他の県の施設
- 三 影響地域が存在する市町村の協力が得られた場合にあっては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書について公告する事項)

第十二条 条例第八条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 影響地域の範囲
- 五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第九条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(方法書の公表)

第十二条の二 条例第八条の規定による公表は、条例第七条第三項の規定による方法書(これを要約した書類

を含む。以下この項において同じ。)の知事への送付と同時に、事業者が知事に対し、方法書に記載された事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)を送付し、知事が、この記録をインターネットその他の情報通信技術を利用して公表する方法により行うものとする。

- 2 条例第八条の規定による公表の期間は、公表の日から、条例第四十四条第二項の規定において準用する条例第三十九条の規定による完了報告書の公告の日から起算して五年を経過した日までとする。

(平二三規則三六・追加)

(方法書説明会の開催)

第十二条の三 条例第八条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、影響地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(平二三規則三六・追加)

(方法書説明会の開催の公告)

第十二条の四 第十条の規定は、条例第八条の二第二項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第八条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 影響地域の範囲
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(平二三規則三六・追加)

(責めに帰することができない事由)

第十二条の五 条例第八条の二第四項に規定する事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(平二三規則三六・追加)

(方法書についての意見書の提出)

第十三条 条例第九条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 意見書の提出の対象である方法書の名称
- 三 方法書についての環境の保全の見地からの意見

- 2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(方法書についての意見に対する事業者の見解)

第十四条 知事は、条例第十条第二項の規定により事業者の見解を求める場合には、期間を指定して、見解を求めるものとする。

(方法書についての意見概要書についての公告)

第十五条 条例第十一条の規定による公告は、県庁前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示して行うものとする。

- 2 条例第十一条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 影響地域の範囲
- 五 方法書についての意見概要書の縦覧の場所、期間及び時間

(方法書についての意見概要書の縦覧)

第十六条 条例第十一条の規定により方法書についての意見概要書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 県の庁舎その他の県の施設

二 影響地域が存在する市町村の協力が得られた場合にあっては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設

三 前二号に掲げるもののほか、縦覧に供するために適切な場所

(公述人の申出)

第十七条 条例第十二条第一項の公聴会(以下この条から第二十二条までにおいて「公聴会」という。)において意見を述べようとする者は、当該公聴会の開催を予定する日の前日から起算し少なくとも十五日前に、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を知事に申し出なければならない。

一 公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称

三 公聴会において述べようとする意見の要旨

(公述人等の選定)

第十八条 知事は、前条の規定による申出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定し、公聴会の開催を予定する日の前日から起算し少なくとも三日前に公述人に対しその旨を通知しなければならない。

2 知事は、公聴会において意見を聴く必要があると認めた者(以下「参考人」という。)に対し、公聴会への出席を求めることができる。この場合において、知事は、公聴会の開催を予定する日の前日から起算し少なくとも三日前に参考人に対しその旨を通知しなければならない。

3 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要と認めるときは、公述人又は参考人(以下「公述人等」という。)が意見を述べるべき時間(以下「発言時間」という。)を定めることができる。

4 知事は、前項の規定により発言時間を定めたときは、第一項又は第二項の規定による通知においてその旨を明らかにしなければならない。

(公聴会の開催)

第十九条 公聴会は、できる限り公聴会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

2 公聴会は、知事が指名する職員が議長として主宰する。

3 公述人等の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲をこえてはならない。

4 議長は、公述人等が発言時間若しくは前項の範囲をこえて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をするときは、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

5 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要と認めるときは、傍聴人に対し、その入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

6 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(公聴会の開催を要しない場合)

第二十条 条例第十二条第一項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 第十七条の規定による申出がない場合

二 天災、交通の途絶その他の不測の事態により公聴会の開催が不可能である場合

三 前二号に掲げるもののほか、公聴会を円滑に開催できないことが明らかである場合

(公聴会の開催の公告)

第二十一条 第十五条第一項の規定は、条例第十二条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十五条第一項中「県庁前」とあるのは、「公聴会の開催を予定する日の前日から起算し少なくとも三十日前に、県庁前」と読み替えるものとする。

2 条例第十二条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 影響地域の範囲
- 五 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- 六 第十七条の規定による申出の期限及び申出先その他申出に必要な事項

(条例第十二条第三項の書類に記載する事項)

第二十二條 条例第十二条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 対象事業の名称及び種類
- 二 公聴会を開催した日時及び場所
- 三 公述人等の発言の要旨その他公聴会の経過に関する事項

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第二十三條 条例第十三条第一項の規則で定める期間は、条例第十条第一項の規定による送付を受けた日から起算して九十日とする。ただし、条例第十三条第一項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第三章 準備書

(準備書の作成)

第二十四條 事業者は、準備書に条例第十六条第一項第五号に掲げる事項を記載するに当たっては、意見の項目ごとに見解を明らかにしなければならない。

2 事業者は、準備書に条例第十六条第一項第六号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。

3 事業者は、準備書に条例第十六条第一項第八号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境の保全のための措置と当該措置に対する代替案との比較検討の結果を明らかにしなければならない。

4 事業者は、準備書に条例第十六条第一項第八号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目ごとの調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにしなければならない。

5 第八条第五項の規定は、条例第十六条第二項の規定により準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第八条第五項中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書についての公告の方法)

第二十五條 第十条の規定は、条例第十七条の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書の縦覧)

第二十六條 第十一条の規定は、条例第十七条の縦覧について準用する。この場合において、第十一条中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三号中「影響地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書について公告する事項)

第二十七條 条例第十七条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 関係地域の範囲
- 五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第十九条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(準備書の公表)

第二十八條 第十二条の二の規定は、条例第十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二第一項中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(平二三規則三六・全改)

(準備書説明会の開催)

第二十九条 第十二条の三の規定は、条例第十八条第一項の規定による準備書説明会の開催について準用する。この場合において、第十二条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「影響地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(平二三規則三六・全改)

(準備書説明会の開催の公告)

第三十条 第十条及び第十二条の四第二項の規定は、条例第十八条第二項において準用する条例第八条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号及び第十二条の四第二項第四号中「影響地域」とあるのは「関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(平二三規則三六・全改)

(責めに帰することができない事由)

第三十一条 第十二条の五の規定は、条例第十八条第二項において読み替えて準用する条例第八条の二第四項に規定する事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十二条の五各号中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(平二三規則三六・全改)

(準備書についての意見書の提出)

第三十二条 第十三条の規定は、条例第十九条第一項の意見書について準用する。この場合において、第十三条第一項第二号及び第三号中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書についての見解書についての公告)

第三十三条 第十五条の規定は、条例第二十一条の規定による公告について準用する。この場合において、第十五条第二項第四号中「影響地域」とあるのは「関係地域」と、同項第五号中「方法書についての意見概要書」とあるのは「準備書についての見解書」と読み替えるものとする。

(準備書についての見解書の縦覧)

第三十四条 第十六条の規定は、条例第二十一条の縦覧について準用する。この場合において、第十六条中「方法書についての意見概要書」とあるのは「準備書についての見解書」と、同条第二号中「影響地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書についての公聴会の開催等)

第三十五条 第十七条から第二十二條までの規定は、条例第二十二條第一項の公聴会について準用する。この場合において、第二十条中「条例第十二條第一項」とあるのは「条例第二十二條第一項」と、同条第一号中「第十七条」とあるのは「第三十五条において準用する第十七条」と、第二十一條第一項及び第二項中「条例第十二條第二項」とあるのは「条例第二十二條第二項において準用する条例第十二條第二項」と、同項第四号中「影響地域」とあるのは「関係地域」と、同項第六号中「第十七条」とあるのは「第三十五条において準用する第十七条」と、第二十二條中「条例第十二條第三項」とあるのは「条例第二十二條第二項において準用する条例第十二條第三項」と読み替えるものとする。

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第三十六条 条例第二十三條第一項の規則で定める期間は、条例第二十条の規定による送付を受けた日から起算して百二十日とする。ただし、条例第二十三條第一項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第二十三條第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第四章 評価書

(評価書の作成)

第三十七条 事業者は、評価書に条例第二十四条第二項第五号に掲げる事項を記載するに当たっては、意見の項目ごとに見解を明らかにしなければならない。

2 事業者は、準備書に記載されている事項を修正して条例第二十四条第二項の規定により評価書を作成するときは、当該修正の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

(平二三規則三六・旧第三十八條繰上)

(評価書についての知事の意見の提出期間)

第三十八条 条例第二十五条第一項の規則で定める期間は、条例第二十四条第三項の規定による送付を受けた日から起算して六十日とする。

(平二三規則三六・旧第三十九条繰上)

(評価書の補正)

第三十九条 事業者は、条例第二十六条第一項第二号又は同条第二項の規定により評価書の補正をするときは、当該補正の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

(平二三規則三六・旧第四十一条繰上)

(評価書についての公告の方法)

第四十条 第十条の規定は、条例第二十七条の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(平二三規則三六・旧第四十二条繰上)

(評価書の縦覧)

第四十一条 第十一条の規定は、条例第二十七条の縦覧について準用する。この場合において、第十一条中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第三号中「影響地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(平二三規則三六・旧第四十三条繰上)

(評価書について公告する事項)

第四十二条 条例第二十七条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 関係地域の範囲
- 五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(平二三規則三六・旧第四十四条繰上)

(評価書の公表)

第四十三条 第十二条の二の規定は、条例第二十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二第一項中「方法書」とあるのは、「評価書」と読み替えるものとする。

(平二三規則三六・追加)

(条例第二十八条第一項の規則で定める事項)

第四十四条 条例第二十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称
- 三 修正の内容(修正に係る調査、予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を含む。)
- 四 修正の理由

(平二三規則三六・追加)

第五章 対象事業の内容の修正等

(条例第二十八条第二項の規則で定める修正)

第四十五条 条例第二十八条第二項の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 事業規模の縮小(事業規模以外の対象事業の内容の修正を併せて行うものであって、当該修正により環境影響が増加することとなるものを除く。)
- 二 軽微な修正(当該修正により環境影響が増加することとなるものを除く。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該修正により環境影響が低減することが明らかであるもの

(平二三規則三六・全改)

(判定により手続から離れる場合の公告)

第四十六条 第十条の規定は、条例第二十九条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは、「影響地域又は関係地域」と読み替えるものとする。

2 条例第二十九条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 条例第二十九条第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 条例第二十九条第二項において準用する条例第六条第三項第二号に規定する措置がとられた事業の名称、種類及び規模

三 条例第二十九条第二項において準用する条例第六条第三項第二号に規定する措置がとられた旨
(対象事業の廃止等の場合の公告)

第四十七条 第十条の規定は、条例第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは、「影響地域又は関係地域」と読み替えるものとする。

2 条例第三十条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 条例第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

四 条例第三十条第一項第三号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第三十一条第二項の規則で定める事項)

第四十八条 第四十四条の規定は、条例第三十一条第二項の規則で定める事項について準用する。

(平二三規則三六・一部改正)

(条例第三十一条第三項において準用する条例第二十八条第二項の規則で定める変更)

第四十八条の二 第四十五条の規定は、条例第三十一条第三項において準用する条例第二十八条第二項の規則で定める変更について準用する。

(平二三規則三六・追加)

(評価書公告後の引継ぎの場合の公告)

第四十九条 第十条の規定は、条例第三十一条第五項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

2 条例第三十一条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

四 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(平二三規則三六・一部改正)

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告)

第五十条 第十条の規定は、条例第三十二条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

2 条例第三十二条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 条例第三十二条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

第五十一条 第十条及び第四十六条第二項の規定は、条例第三十二条第三項において準用する条例第二十九条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは「影響地域又は関係地域」と、第四十六条第二項第一号中「条例第二十九条第一項」とあるのは「条例第三十二条第三項において準用する条例第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「条例第二十九条第二項」とあるのは「条例第三十二条第三項において準用する条例第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

2 第十条及び第四十七条第二項の規定は、条例第三十二条第三項において準用する条例第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは「影響地域又は関係地域」と、第四十七条第二項第三号中「条例第三十条第一項各号」とあるのは「条例第三十二条第三項において準用する条例第三十条第一項各号」と、同項第四号中「条例第三十条第一項第三号」とあ

るのは「条例第三十二条第三項において準用する条例第三十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

- 3 第十条及び第四十九条第二項の規定は、条例第三十二条第三項において準用する条例第三十一条第四項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(環境影響評価その他の手続の再実施の要請)

第五十二条 知事は、条例第三十二条第四項の規定により環境影響評価その他の手続の再実施を求める場合は、事業者に対し、時間的経過に伴う環境影響評価その他の手続の再実施要請書(第二号様式)を送付するものとする。

(条例第三十三条第一項の規則で定める行為)

第五十三条 条例第三十三条第一項の規則で定める行為は、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(昭和四十八年山梨県条例第四十号)第四条第一項の規定による知事の同意とする。

(平一四規則二三・全改)

(法の対象事業についての手続)

第五十四条 第十四条の規定は、条例第三十五条第一項において準用する条例第十条第二項の規定により環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第五項に規定する事業者(以下「法の事業者」という。))の見解を求める場合について準用する。

- 2 第五十二条の規定は、条例第三十五条第四項において準用する条例第三十二条第四項の規定により環境影響評価その他の手続の再実施を求める場合について準用する。この場合において、第五十二条中「事業者」とあるのは、「環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第五項に規定する事業者」と読み替えるものとする。

第七章 事業の実施中及び実施後の手続

(対象事業着手の届出)

第五十五条 条例第三十七条第一項の書面には、次条第二項各号に掲げる事項を記載するものとする。

(対象事業着手の届出についての公告)

第五十六条 第十五条第一項の規定は、条例第三十七条第二項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第三十七条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 事業着手年月日
- 五 事業完了予定年月日

(中間報告書の作成)

第五十七条 条例第三十八条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第三十八条第一項第四号に係る調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 調査の結果が評価書に記載された予測と異なった場合には、その原因及び必要となる環境の保全のための措置

(中間報告書についての公告の方法)

第五十八条 第十条の規定は、条例第三十九条の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(中間報告書の縦覧)

第五十九条 第十一条の規定は、条例第三十九条の縦覧について準用する。この場合において、第十一条中「方法書」とあるのは「中間報告書」と、同条第三号中「影響地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(中間報告書について公告する事項)

第六十条 条例第三十九条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域

四 関係地域の範囲

五 中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

六 中間報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七 条例第四十条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(中間報告書の公表)

第六十条の二 第十二条の二の規定は、条例第三十九条の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二第一項中「方法書」とあるのは、「中間報告書」と読み替えるものとする。

(平二三規則三六・追加)

(中間報告書についての意見書の提出)

第六十一条 第十三条の規定は、条例第四十条第一項の規定による意見書の提出について準用する。この場合において、第十三条第一項第二号及び第三号中「方法書」とあるのは、「中間報告書」と読み替えるものとする。

(中間報告書についての知事の意見の提出期間)

第六十二条 条例第四十二条第一項の規則で定める期間は、条例第四十一条の規定による送付を受けた日から起算して九十日とする。

(対象事業完了の届出)

第六十三条 条例第四十三条第一項の書面には、次条第二項各号に掲げる事項を記載するものとする。

(対象事業完了の届出についての公告)

第六十四条 第十五条第一項の規定は、条例第四十三条第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第四十三条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 事業着手年月日

五 事業完了年月日

(完了報告書についての公告の方法)

第六十五条 第十条の規定は、条例第四十四条第二項において準用する条例第三十九条の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(完了報告書の縦覧)

第六十六条 第十一条の規定は、条例第四十四条第二項において準用する条例第三十九条の縦覧について準用する。この場合において、第十一条中「方法書」とあるのは「完了報告書」と、同条第三号中「影響地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(完了報告書について公告する事項)

第六十七条 第六十条の規定は、条例第四十四条第二項において準用する条例第三十九条の規則で定める事項について準用する。この場合において、第六十条第五号及び第六号中「中間報告書」とあるのは「完了報告書」と、同条第七号中「条例第四十条第一項」とあるのは「条例第四十四条第二項において準用する条例第四十条第一項」と読み替えるものとする。

(完了報告書の公表)

第六十七条の二 第十二条の二の規定は、条例第四十四条第二項において読み替えて準用する条例第三十九条の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二第一項中「方法書」とあるのは、「完了報告書」と読み替えるものとする。

(平二三規則三六・追加)

(完了報告書についての意見書の提出)

第六十八条 第十三条の規定は、条例第四十四条第二項において準用する条例第四十条第一項の規定による意見書の提出について準用する。この場合において、第十三条第一項第二号及び第三号中「方法書」とあるのは、「完了報告書」と読み替えるものとする。

(完了報告書についての知事の意見の提出期間)

第六十九条 第六十二条の規定は、条例第四十四条第二項において準用する条例第四十二条第一項の規則で

定める期間について準用する。この場合において、第六十二条第一項中「条例第四十一条」とあるのは、「条例第四十四条第二項において準用する条例第四十一条」と読み替えるものとする。

(事業実施中の引継ぎの場合の公告)

第七十条 第十条の規定は、条例第四十五条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号中「影響地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

2 条例第四十五条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

四 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(法の対象事業についての事業の実施中及び実施後の手続)

第七十一条 第五十五条から前条までの規定は、条例第四十六条において準用する条例第三十六条から第四十五条までの規定により法の事業者が行う事業の実施中及び実施後の手続について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条	条例第三十七条第一項	条例第四十六条において準用する条例第三十七条第一項
第五十六条	条例第三十七条第二項	条例第四十六条において準用する条例第三十七条第二項
第五十六条第二項第一号	事業者	環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第二条第五項に規定する事業者(以下「法の事業者」という。)
第五十六条第二項第二号	対象事業	法第二条第四項に規定する対象事業(以下「法の対象事業」という。)
第五十六条第二項第三号	対象事業実施区域	法の対象事業が実施されるべき区域
第五十七条	条例第三十八条第一項第五号	条例第四十六条において準用する条例第三十八条第一項第五号
第五十七条第一号	条例第三十八条第一項第四号	条例第四十六条において準用する条例第三十八条第一項第四号
第五十七条第二号	評価書	法第二十一条第二項(法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項(法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による補正をしたときは、当該補正後のもの)
第五十八条及び第五十九条	条例第三十九条	条例第四十六条において準用する条例第三十九条
	関係地域	法第十五条(法第四十条第二項の

		規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する関係地域(以下「法の関係地域」という。)
第六十条	条例第三十九条	条例第四十六条において準用する条例第三十九条
第六十条第一号	事業者	法の事業者
第六十条第二号	対象事業	法の対象事業
第六十条第三号	対象事業実施区域	法の対象事業が実施されるべき区域
第六十条第四号	関係地域	法の関係地域
第六十条第七号	条例第四十条第一項	条例第四十六条において準用する条例第四十条第一項
第六十条の二	条例第三十九条	条例第四十六条において準用する条例第三十九条
第六十一条	条例第四十条第一項	条例第四十六条において準用する条例第四十条第一項
第六十二条	条例第四十二条第一項	条例第四十六条において準用する条例第四十二条第一項
	条例第四十一条	条例第四十六条において準用する条例第四十一条
第六十三条	条例第四十三条第一項	条例第四十六条において準用する条例第四十三条第一項
第六十四条	条例第四十三条第二項	条例第四十六条において準用する条例第四十三条第二項
第六十四条第二項第一号	事業者	法の事業者
第六十四条第二項第二号	対象事業	法の対象事業
第六十四条第二項第三号	対象事業実施区域	法の対象事業が実施されるべき区域
第六十五条及び第六十六条	条例第四十四条第二項	条例第四十六条において準用する条例第四十四条第二項
	関係地域	法の関係地域
第六十七条から第六十九条まで	条例第四十四条第二項	条例第四十六条において準用する条例第四十四条第二項
第七十条第一項	条例第四十五条第二項	条例第四十六条において準用する条例第四十五条第二項
	関係地域	法の関係地域
第七十条第二項	条例第四十五条第二項	条例第四十六条において準用する条例第四十五条第二項
第七十条第二項第一号	事業者	法の事業者
第七十条第二項第二号及び第三号	対象事業	法の対象事業

第七十条第二項第四号	事業者	法の事業者
------------	-----	-------

(平二三規則三六・一部改正)

第八章 雑則

(環境影響評価等技術審議会)

第七十二条 山梨県環境影響評価等技術審議会(以下「審議会」という。)は、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 前項の小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 審議会の庶務は、環境・エネルギー部大気水質保全課において行う。

4 前三項に掲げるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平一二規則九二・平二〇規則二二・平二五規則二二・平二七規則二二・令三規則二〇・一部改正)

(証明書)

第七十三条 条例第四十九条第二項の証明書は、第三号様式のとおりとする。

(委任)

第七十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平一二規則九二・旧第八十条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、第一章及び第七十二条並びに次項から附則第八項までの規定は、平成十一年二月二十三日から施行する。

(経過措置)

2 条例の施行後に事業者となるべき者は、条例の施行前において、条例第七条から第十五条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

3 前項に規定する者は、同項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に届け出るものとする。

一 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 前項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模

三 前項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域

四 条例の施行後に条例第七条第三項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となるべき地域の範囲

五 前項の規定に基づき、条例第七条から第十五条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨

4 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

5 前項の規定による公告がされた場合において、第二項に規定する者が条例第七条から第十五条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、知事又は条例の施行後に条例第十六条第三項に規定する関係市町村長となるべき者は、当該規定の例による手続を行うものとする。

6 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

7 附則第二項から前項までの規定は、条例の施行後に第七十五条第一項の規定により都市計画決定権者となるべき者が環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う場合について準用する。

8 知事は、条例の施行前において、環境影響評価法附則第五条第四項の規定により同法第五条から第十二条までの規定の例による環境影響評価その他の手続が行われるときは、条例第三十五条第一項及び第二項の規定の例による手続を行うものとする。

附 則(平成一二年規則第九二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年規則第一六号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項第二号イの改正規定は、同月十六日から施行する。

附 則(平成一五年規則第八五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第五〇号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第四号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第二二号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第三三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第三六号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第五号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中山梨県環境影響評価条例施行規則第七条第一項第一号への改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。) 平成二十六年四月一日

附 則(平成二五年規則第二二号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第二二号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第二八号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則(令和二年規則第六十号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和三年五月一日から施行する。
(経過措置)

2 太陽電池発電所の設置の工事の事業又は規模の変更の工事の事業であって、次のいずれかに該当するもの(この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。))以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小して実施されるものに限る。)については、この規則による改正後の別表の五の項ホ及びヘの規定は、適用しない。

一 施行日前に山梨県環境影響評価条例(平成十年山梨県条例第一号)第六条第三項第二号の措置がとられた事業又は同条例第七条第三項の規定による送付があった事業

二 施行日前に次に掲げる許可のうち当該事業の実施に要する全ての許可を受けた事業

ア 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の許可

イ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可

三 前号ア及びイに掲げるいずれの許可も要しない事業であって、施行日前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの

附 則(令和三年規則第二〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和四年規則第三四号)

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 太陽電池発電所の設置の工事の事業のうち事業の用に供する区域に含まれる森林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第三項に規定する国有林及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林をいう。以下この項において同じ。)の面積が〇・五ヘクタール以上一ヘクタール未満であるもの又は太陽電池発電所の規模の変更の工事の事業のうち事業の用に供する区域に含まれる森林の面積が〇・五ヘクタール以上一ヘクタール未満増加するものであって、当該事業に係る太陽電池発電所についてこの規則の施行の日前に山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(令和三年山梨県条例第二十七号)第八条(同条例附則第三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により設置許可の申請書の提出があったものについてのこの規則による改正前の別表五の項ホ及びヘの規定の適用については、なお従前の例による。ただし、提出があった設置許可の申請書の記載事項のうち同条例第八条第八号に掲げる事項について、記載事項に不備がある場合又は必要な書類が添付されていない場合は、この限りでない。

附 則(令和五年規則第一八号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別表(第二条、第四条関係) 略

6 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例

平成 19 年 7 月 9 日 山梨県条例第 33 号
改正 平成 23 年 03 月 28 日 条例第 04 号

(目的)

第一条 この条例は、土砂の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂の崩壊等の防止を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 土砂 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。
- 二 土砂の埋立て等 土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料である土砂のたい積を除く。）をいう。
- 三 土砂の崩壊等 土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害をいう。

(土砂の埋立て等を行う者の責務)

第三条 土砂の埋立て等を行う者は、当該土砂の埋立て等に用いた土砂の崩壊等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第四条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該土地において土砂の埋立て等が行われることにより、土砂の崩壊等が生じないよう適正な管理に努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、土砂の埋立て等による土砂の崩壊等を防止するため、必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

- 2 県は、土砂の埋立て等による土砂の崩壊等を防止するため、市町村と連携して、土砂の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(土砂の埋立て等の許可)

第六条 土砂の埋立て等を行おうとする者は、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域（土砂の埋立て等が一团の土地の区域において行われる場合は、当該一团の土地の区域をいう。以下同じ。）ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂の埋立て等については、この限りでない。

- 一 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積が三千平方メートル未満の土砂の埋立て等
- 二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによる土砂の埋立て等
- 三 公益性が高いと認められる事業の施行に係る土砂の埋立て等のうち土砂の崩壊等の発生のおそれがないものとして規則で定めるもの
- 四 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の埋立て等であって、規則で定めるところにより、知事に届け出たもの
- 五 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の埋立て等
- 六 その他規則で定める土砂の埋立て等

(令三条例五五・一部改正)

(許可の申請)

第七条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積
- 三 土砂の埋立て等の目的
- 四 土砂の埋立て等を行う期間
- 五 土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量及び土地の形状
- 六 排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画
- 七 土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置

八 土砂の埋立て等を使用される土砂の採取場所及び搬入計画

九 その他規則で定める事項

2 前条の許可を受けようとする土砂の埋立て等が他の土地の区域への搬出を目的として土砂の埋立て等を行うもの（第十四条第一項において「一時たい積行為」という。）である場合には、当該許可を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める図書を添付して知事に提出しなければならない。

一 前項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項

二 最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状

三 土砂の埋立て等を使用される土砂の搬入及び搬出の年間の予定数量

四 その他規則で定める事項

（土砂の埋立て等の用に供する土地の所有者等の同意）

第八条 第六条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の所有者等に対し、当該申請が前条第一項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

（許可の基準等）

第九条 知事は、第六条の許可の申請が第七条第一項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六条の許可をしてはならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障により土砂の埋立て等を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者

ニ 第十九条第一項（第三号及び第七号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る山梨県行政手続条例（平成七年山梨県条例第四十六号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

ホ 土砂の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（又において単に「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（その法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第二十二条第一号において同じ。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二 前条の同意を得ていること。

三 当該申請の内容が、規則で定める土砂の埋立て等に係る一般的基準に適合するものであること。

四 土砂の埋立て等の完了時の土砂のたい積の構造が、土砂の崩壊等のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

五 土砂の埋立て等が行われている間において、土砂の崩壊等を防止するために規則で定める必要な措置が講じられること。

2 知事は、第六条の許可の申請が第七条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六条の許可をしてはならない。

一 前項第一号から第三号まで及び第五号に適合するものであること。

二 最大たい積時の土砂のたい積の構造が、土砂の崩壊等のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

3 知事は、第六条の許可を行う場合は、当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。

(平二三条例四・平二四条例一七・令元条例二四・一部改正)

(変更の許可)

第十条 第六条の許可（この項の許可を含む。）を受けた者は、第七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項において準用する第八条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める図書を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容及びその理由

三 その他規則で定める事項

3 前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第六条の許可を受けた者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第一項の許可又は前項に規定する届出の場合における第十二条から第十八条第一項まで及び第十九条の規定の適用については、第一項の許可又は前項に規定する届出に係る変更後の内容を第六条の許可の内容とみなす。

(許可の条件)

第十一条 知事は、第六条及び前条第一項の許可には、土砂の崩壊等の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

(標識の掲示)

第十二条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂の埋立て等を行っている期間中、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(土砂の搬入の届出)

第十三条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域に土砂を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂の採取場所ごとに、当該土砂が当該採取場所から採取された土砂であることを証するために必要な書面を添付して知事に届け出なければならない。

(土砂管理台帳の作成等)

第十四条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等に使用された土砂について、次に掲げる事項を記載した土砂管理台帳を作成しなければならない。

一 当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域に搬入された土砂の採取場所ごとの一日当たりの量

二 当該許可（一時たい積行為に係るものに限る。）に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域から搬出された土砂の一日当たりの量

三 その他規則で定める事項

2 第六条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る土砂の埋立て等に使用された土砂の量等を知事に報告しなければならない。

(完了等の届出)

第十五条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、これらの日から起算して二十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る土砂の埋立て等が第六条の許可の内容及び第十一条の条件に適合しているかどうかの確認を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定による確認を行った場合において、土砂の崩壊等の防止のため必要があると認めるときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて、土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(地位の承継)

第十六条 第六条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る土砂の埋立て等の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により第六条の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

(譲渡)

第十七条 第六条の許可を受けた者から当該許可に係る土砂の埋立て等の事業の全部を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項において準用する第八条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 その他規則で定める事項

- 3 第八条及び第九条（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の許可について準用する。

- 4 第一項の許可を受けて土砂の埋立て等の事業の全部を譲り受けた者は、当該土砂の埋立て等に係る第六条の許可を受けた者の地位を承継する。

(措置命令)

第十八条 知事は、土砂の崩壊等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第六条の許可を受けた者（第十条第一項の許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該土砂の埋立て等の停止を命じ、又は期限を定めて当該土砂の埋立て等に伴う土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、第六条又は第十条第一項の許可を受けずに土砂の埋立て等を行った者に対し、当該土砂の埋立て等の停止を命じ、又は期限を定めて当該土砂の埋立て等に伴う土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十九条 知事は、第六条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第九条第一項第一号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 偽りその他の不正な手段により第六条、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けたとき。
 - 三 第六条の許可に係る土砂の埋立て等を引き続き一年以上行っていないとき。
 - 四 第十条第一項の規定に違反して変更したとき。
 - 五 第十一条に規定する許可の条件に違反したとき。
 - 六 第十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
 - 七 第十六条第一項の規定により第六条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第九条第一項第一号イからヌまでのいずれかに該当するとき。
- 2 知事は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可の取消しに係る土砂の埋立て等について土砂の崩壊等を防止するための措置を講じる必要があると認めるときは、前項の規定による許可の取消しを受けた者に対し、期限を定めて、土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平二三条例四・令元条例二四・一部改正)

(報告の徴収)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂の埋立て等を行った者に対し、当該土砂の埋立て等に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂の埋立て等を行った者の事務所、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域その他その業務を行う場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十二条 知事は、申請者又は第六条の許可を受けた者(これらの者が次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める者を含む。次条において同じ。)が第九条第一項第一号へ又はヌの規定に該当するか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第九条第一項第一号トの未成年者である場合 その法定代理人

二 法人である場合 その役員又は規則で定める使用人

三 個人である場合 規則で定める使用人

(平二三条例四・追加、令元条例二四・一部改正)

(知事への情報提供)

第二十三条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により申請者又は第六条の許可を受けた者が第九条第一項第一号へ又はヌの規定に該当すると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(平二三条例四・追加、令元条例二四・一部改正)

(市町村の条例との関係)

第二十四条 市町村が土砂の埋立て等による土砂の崩壊等を防止するために制定する条例の内容が、この条例の目的に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認め、規則で定めるところにより公示したときは、この条例は、当該市町村の区域においては、適用しない。

2 前項の規定により、この条例の規定が適用されなくなった市町村の区域において現に第六条、第十条第一項又は第十七条第一項の規定により許可を受けて行われている土砂の埋立て等については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(平二三条例四・旧第二十二条繰下)

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二三条例四・旧第二十三条繰下)

(罰則)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条、第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して許可を受けずに土砂の埋立て等を行った者

二 第十八条第一項及び第二項の規定による命令に違反した者

(平二三条例四・旧第二十四条繰下)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第三項の規定による命令に違反した者

二 第十九条第二項の規定による命令に違反した者

(平二三条例四・旧第二十五条繰下)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定に違反して、標識を掲げない者

二 第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十四条第一項の規定に違反して、土砂管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、

若しくは虚偽の記載をした者

四 第十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第二十一条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平二三条例四・旧第二十六条繰下)

第二十九条 第十五条第一項又は第十六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(平二三条例四・旧第二十七条繰下)

(両罰規定)

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(平二三条例四・旧第二十八条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成一九年規則第五六号で平成二〇年一月一日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、第六条の規定にかかわらず、引き続き当該土砂の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附 則 (平成二三年条例第四号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

5 第四条の規定による改正後の山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第九条第一項の規定は、施行日以後に行われる土砂の埋立て等の許可、土砂の埋立て等の変更の許可及び土砂の埋立て等の事業の全部の譲渡に係る許可の申請について適用し、同日前に行われたこれらの許可の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年条例第一七号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年条例第二四号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされたこの条例による改正前の第十九条第一項の規定による許可の取消しの効力については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年条例第五五号)

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に着手したこの条例による改正前の第二条第二号に規定する土砂の埋立て等については、なお従前の例による。

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

令和三年七月十三日
山梨県条例第二十七号

(目的)

第一条 この条例は、地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林が県土の多くを占める本県において、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境に与える影響に鑑み、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般について地域環境を保全し、又は災害の発生を防止する方法により適切に実施するよう必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物に設置されるものを除く。)をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。
- 三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業をいう。
- 四 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- 五 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。

(令四条例三・一部改正)

(基本理念)

第三条 太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、関係法令の規定を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、及び地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならない。

(市町村との協力)

第五条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長その他の関係市町村の長に対し、資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(関係機関の協力)

第六条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、一般送配電事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。)その他関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(設置規制区域)

第七条 事業者は、次に掲げる区域(以下「設置規制区域」という。)においては、太陽光発電施設の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ知事の許可(以下「設置許可」という。)を受けた場合は、この限りでない。

- 一 森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号)第二条第三項に規定する国有林の区域及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域並びに当該区域に準ずるものとして災害の発生を防止する見地から規則で定める区域
- 二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止

区域

- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域及び同法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域
- 五 山梨県砂防指定地管理条例（平成十五年山梨県条例第七号）第二条に規定する砂防指定地の区域

（設置許可の申請）

第八条 設置規制区域内に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書に、必要な図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 太陽光発電施設の設置の場所
- 三 事業区域の位置及び面積
- 四 太陽光発電施設の出力
- 五 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- 六 太陽光発電施設の設置計画に関する事項
- 七 太陽光発電施設の構造に関する事項
- 八 環境及び景観に及ぼす影響の評価に関する事項
- 九 第十条第一項の規定による地域住民等への説明等の状況に関する事項
- 十 その他規則で定める事項

（環境及び景観に及ぼす影響の評価等）

第九条 設置許可の申請を行おうとする者（以下「設置許可申請者」という。）は、あらかじめ、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が環境及び景観に及ぼす影響について、規則で定めるところにより、環境及び景観の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において環境及び景観の保全のための措置を検討し、当該措置が講じられた場合における環境及び景観に及ぼす影響を総合的に評価しなければならない。

（地域住民等への説明等）

第十条 設置許可申請者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者その他の規則で定める者（以下「地域住民等」という。）に対し、設置許可の申請に係る太陽光発電事業の説明会を開催し、当該太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者は、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

- 2 設置許可申請者は、事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。
- 3 設置許可申請者は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（設置許可の基準等）

第十一条 知事は、第八条の規定により設置許可の申請書の提出があった場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設が次のいずれにも該当すると認められるときに限り、設置許可をすることができる。

- 一 当該設置許可の申請書に係る事業区域に第七条第一号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれにも該当すると認められること。
 - イ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域において、土砂の流出又は崩壊その他の災害（以下「土砂災害等」という。）を発生させるおそれがないこと。
 - ロ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

- ハ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水源の涵(かん)養の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ニ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。
- 二 事業区域に第七条第二号、第三号及び第五号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設の設置により、当該太陽光発電施設の周辺の地域において想定される土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。
- 三 事業区域に第七条第四号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。
 - イ 設置規制区域において想定される土砂災害等による当該申請書に係る太陽光発電施設の損壊のおそれがないことが明らかであること。
 - ロ 設置規制区域において想定される土砂災害等による当該申請書に係る太陽光発電施設の損壊が生じた場合であっても、人的被害、建物若しくは工作物の被害又は交通の遮断のおそれがないことが明らかであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、関係法令の規定に違反しないこと。
- 2 知事は、設置許可をしようとするときは、当該設置許可に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長その他の関係市町村の長から意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。
- 3 知事は、設置許可には、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境の保全上及び災害発生の防止上必要な限度において条件を付することができる。
- 4 国又は地方公共団体が行う太陽光発電施設の設置については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、設置許可を受けたものとみなす。
- 5 設置規制区域外の事業区域の全部又は一部が、設置規制区域が変更されたことにより、設置規制区域内にあることとなったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 設置許可(第四項の規定による協議を含む。)は、設置規制区域が変更されたことにより設置許可に係る事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該設置許可に係る太陽光発電施設について第十四条第一項の規定による届出(第四項の規定による協議をしたものにあつては、第十四条第二項の規定による通知)があつたものとみなす。
- 7 知事は、設置許可をしたときは、その旨を公表するものとする。

(変更の許可)

- 第十二条 設置許可を受けた者は、第八条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 第八条から前条までの規定(第十一条第四項を除く。)は、変更許可について準用する。
 - 3 設置許可を受けた者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 国又は地方公共団体が行う第八条各号に掲げる事項の変更については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、変更許可を受けたものとみなす。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 5 国又は地方公共団体は、規則で定める軽微な変更をしたときは、第三項の規定による届出の例により、その旨を知事に通知しなければならない。

(許可の取消し)

- 第十三条 知事は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、設置許可を取り消すことができる。
- 一 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
 - 二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。
 - 三 第十一条第三項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した

とき。

四 第二十五条の規定による命令に違反したとき。

(設置届出)

第十四条 設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書に、必要な図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 太陽光発電施設の設置の場所
- 三 事業区域の位置及び面積
- 四 太陽光発電施設の出力
- 五 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- 六 その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定による届出の例により、その旨を知事に通知することをもって足りる。

(届出内容の変更)

第十五条 前条第一項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第二項の規定により通知した国又は地方公共団体は、通知した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、前項の規定による届出の例により、その旨を知事に通知しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事の届出)

第十六条 設置許可を受けた者及び変更許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の設置)

第十七条 事業者は、太陽光発電事業を行っている期間中、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(維持管理)

第十八条 事業者は、次に掲げる維持管理に関する基準に従って太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）の適正な維持管理をしなければならない。

- 一 太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
 - 二 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合は、太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること。
 - 三 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。
- 2 事業者は、規則で定めるところにより、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い、当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 事業者は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域に含まれる場合は、規則で定めるところにより、第二項の規定により作成した計画及び同項の規定により行った維持管理の結果を知事に提出しなければならない。
- 5 前三項の規定は、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を変更した場合に準用する。

- 6 事業者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(地位の承継等)

第十九条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割(当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。第四項において同じ。)があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。同項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、設置許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。
- 4 第十四条の規定により届出書を提出した者が、当該届出書に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により届出書を提出した者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割のあった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
- 6 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により作成したときに準用する。

(廃止)

第二十条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知することをもって足りる。
- 3 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可(変更許可を含む。)は、その効力を失う。

(指導及び助言)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収)

第二十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第二十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第二十四条 知事は、設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者に対し、太陽光発電事業の中止、太陽光発電施設の撤去又は原状回復を勧告することができる。

2 知事は、設置許可又は変更許可に係る太陽光発電施設が第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる基準又は第十一条第三項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に適合していないと認めるときは、当該設置許可又は変更許可を受けた者に対し、太陽光発電事業を直ちに中止するよう勧告することができる。

3 知事は、事業者が第十八条第一項の基準に従って維持管理を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境等の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 知事は、第二十一条の規定による指導を受けた事業者が正当な理由がなく当該指導に従わないときは、当該事業者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

（措置命令）

第二十五条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（違反事実の公表等）

第二十六条 知事は、第十三条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により措置を講ずべきことを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、第一項の規定による公表をしたときは、経済産業大臣にその旨を通知し、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十五条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めるものとする。

（市町村の条例との関係）

第二十七条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成できると認めるときは、当該市町村の区域において、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定める。

（規則への委任）

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第七条若しくは第十二条第一項の規定に違反して設置許可若しくは変更許可を受けないで、又は偽りその他不正の手段により設置許可若しくは変更許可を受けて、太陽光発電施設の設置をした者
- 二 第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して届出をしないで、又は虚偽の届出をして、太陽光発電施設の設置をした者
- 三 第二十二條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 四 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第六条までの規定は、令和四年一月一日から施行する。

(適用関係)

第二条 第七条から第十八条まで（第十一条第五項を除く。）の規定は、この条例の施行の日前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

(既存施設の変更許可)

第三条 事業者は、その全部又は一部が設置規制区域にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、この条例の施行の日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

2 第七条から第十三条まで、第十六条、第二十条第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条並びに第二十六条の規定は前項の許可について、第十七条、第十八条、第十九条（第四項を除く。）、第二十四条第三項、第二十五条及び第二十六条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第十二条第二項及び第四項、第十三条第一号及び第二号、第十六条、第二十条第三項並びに第二十四条中「変更許可」とあるのは、「附則第三条第二項において準用する第十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(既存施設の届出)

第四条 事業者は、令和四年六月三十日までの間に、既存施設について知事に届け出なければならない。

2 第十四条及び第十九条第四項から第六項までの規定は、前項の届出について準用する。

3 第一項の規定により届け出た内容を変更しようとするとき（前条第一項の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

4 第十五条の規定は、前項の届出について準用する。

(既存施設の標識の設置)

第五条 事業者は、令和四年六月三十日までの間に、規則で定めるところにより、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(既存施設の維持管理)

第六条 事業者は、第十八条第一項各号に掲げる維持管理に関する基準に従って既存施設及び事業区域（次項において「既存施設等」という。）の適正な維持管理をしなければならない。

2 事業者は、令和四年六月三十日までの間に、規則で定めるところにより、既存施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該既存施設等の維持管理を行わなければならない。

3 第十八条第三項から第五項までの規定は前項の計画について、同条第六項の規定は既存施設について準用する。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この条例の施行の日から令和四年四月一日までの間における第二十六条第三項の適用については、同項中「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」とあるのは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」とする。

(罰則)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条第一項の規定に違反して許可を受けないで、又は偽りその他不正の手段により附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条第一項の許可を受けて、既存施設について変更した者

二 附則第四条第一項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則(令和四年条例第三号)

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(適用関係)

第二条 この条例による改正後の山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「新条例」という。）第七条から第十八条まで（第十一条第五項を除く。）及び附則第三条から附則第六条までの規定は、この条例の施行の日前に設置の工事に着手した発電出力十キロワット未満の太陽光発電施設（この条例による改正前の第二条第一号に規定する太陽光発電施設をいう。）（以下「発電出力十キロワット未

満の既存施設」という。)については、適用しない。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の変更許可)

第三条 事業者（新条例第二条第五号に規定する事業者をいう。以下同じ。）は、その全部又は一部が設置規制区域（新条例第七条に規定する設置規制区域をいう。）にある 発電出力十キロワット未満の既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、この条例の施行の日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

2 新条例第七条から第十三条まで、第十六条、第二十条第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条並びに第二十六条の規定は前項の許可について、新条例第十七条、第十八条、第十九条（第四項を除く。）、第二十四条第三項、第二十五条及び第二十六条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、新条例第十二条第二項及び第四項、第十三条第一号及び第二号、第十六条、第二十条第三項並びに第二十四条中「変更許可」とあるのは、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三号）附則第三条第二項において準用する第十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の届出)

第四条 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、発電出力十キロワット未満の既存施設について知事に届け出なければならない。

2 新条例第十四条及び第十九条第四項から第六項までの規定は、前項の届出について準用する。

3 第一項の規定により届け出た内容を変更しようとするとき（前条第一項の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

4 新条例第十五条の規定は、前項の届出について準用する。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の標識の設置)

第五条 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、規則で定めるところにより、発電出力十キロワット未満の既存施設の事業区域（新条例第二条第四号に規定する事業区域をいう。次条において同じ。）内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の維持管理)

第六条 事業者は、新条例第十八条第一項各号に掲げる維持管理に関する基準に従って発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の適正な維持管理をしなければならない。

2 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、規則で定めるところにより、発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理を行わなければならない。

3 新条例第十八条第三項から第五項までの規定は前項の計画について、同条第六項の規定は発電出力十キロワット未満の既存施設について準用する。

(罰則)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する新条例第十二条第一項の規定に違反して許可を受けないで、又は偽りその他不正の手段により附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する新条例第十二条第一項の許可を受けて、発電出力十キロワット未満の既存施設について変更した者

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則

令和三年七月三十日
山梨県規則第三十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年山梨県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置規制区域)

第二条 条例第七条第一号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 現に設置され、又は設置の工事に着手されている太陽光発電施設の事業区域であって、当該太陽光発電施設の設置の時に於いて森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域であった区域
- 二 前号に掲げるもののほか、森林法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域であった区域のうち、災害の発生を防止する見地から知事が定める区域

(設置許可申請書)

第三条 条例第八条の申請書は、第一号様式によるものとする。

(環境及び景観に及ぼす影響の評価方法)

第四条 条例第九条の規定により行う評価は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の設置が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合 同条第一項に規定する環境影響評価
- 二 申請に係る太陽光発電施設の設置が山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第二条第五項に規定する対象事業に該当する場合 同条第一項に規定する環境影響評価
- 三 前二号のいずれにも該当しない場合 山梨県環境影響評価条例第二条第一項に規定する環境影響評価の方法を基準として知事が定める方法

(地域住民等への説明会等)

第五条 条例第十条第一項の規定による説明会の開催に当たっては、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

2 条例第十条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者
- 二 前号に掲げる者のほか、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者

3 条例第十条第二項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
- 三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
- 四 太陽光発電事業の実施予定期間

4 前項の標識については、第一項の説明会の開催日の一週間前までに設置しなければならない。

(設置規制区域の変更に伴う届出書)

第六条 条例第十一条第五項の規定による届出は、第二号様式により行わなければならない。

(変更許可申請書等)

第七条 条例第十二条第一項に規定する変更許可の申請は、第三号様式により行わなければならない。

2 条例第十二条第一項ただし書及び第四項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- 二 設置許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

3 条例第十二条第三項の規定による届出は、第四号様式により行わなければならない。

(設置届出書)

第八条 条例第十四条第一項の届出書は、第五号様式によるものとする。

2 条例第十四条第一項第六号の規則で定める事項は、太陽光発電事業の地域住民等への説明等の状況に関する事項とする。

(令四規則三三・一部改正)

(設置変更届出書)

第九条 条例第十五条第一項の規定による届出は、第六号様式により行わなければならない。

(設置工事の届出書)

第十条 条例第十六条の規定による工事に着手した旨の届出は第七号様式により、同条の規定による工事を完了した旨の届出は第八号様式により行わなければならない。

(標識の記載事項等)

第十一条 条例第十七条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 許可年月日及び許可番号(条例第七条の許可を受けた太陽光発電施設に限る。)

三 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積

四 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力

五 太陽光発電事業の実施予定期間

六 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(維持管理計画等)

第十二条 条例第十八条第二項の太陽光発電施設等の維持管理をするための計画(以下「維持管理計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 維持管理の基本的事項

二 維持管理の実施体制

三 保守点検の内容

四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

六 前各号に掲げるもののほか、条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

2 事業者は、条例第十八条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。

3 条例第十八条第三項の規定による維持管理計画の公表は、太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネットの利用その他の方法により行わなければならない。

4 条例第十八条第四項の規定による維持管理計画の提出は、条例第八条の規定による申請書の提出に併せて、第九号様式により行わなければならない。

5 前項の規定により維持管理計画を提出した者が当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を知事に提出しなければならない。

6 条例第十八条第四項の規定による維持管理の結果の提出は、維持管理を行った年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。)の翌年度の五月末日までに、第十号様式により行わなければならない。

7 条例第十八条第六項の規定による報告は、事故又は土砂災害等が発生した日から起算して三十日以内に、第十一号様式により行わなければならない。

(地位の承継の届出書等)

第十三条 条例第十九条第二項の規定による届出は、第十二号様式により行わなければならない。

2 条例第十九条第四項の規定による届出は、第十三号様式により行わなければならない。

3 条例第十九条第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、同条第五項の規定により維持管理計画を作成したときは、速やかに当該維持管理計画を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により維持管理計画を提出した者は、当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を知事に提出しなければならない。

(廃止届)

第十四条 条例第二十条第一項の規定による届出は、第十四号様式により行わなければならない。

(身分証明書)

第十五条 条例第二十三条第二項の証明書は、第十五号様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条及び附則第四条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

(変更許可を要する事項)

第二条 条例附則第三条第一項の規則で定める事項は、条例第八条第二号から第七号まで及び第十号に掲げる事項とする。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

一 既存施設の機能を維持するために行う変更

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

(既存施設の標識の記載事項等)

第三条 条例附則第五条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積

三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力

四 太陽光発電事業の実施予定期間

五 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(既存施設の維持管理計画等)

第四条 条例附則第六条第二項の既存施設等の維持管理をするための計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 維持管理の基本的事項

二 維持管理の実施体制

三 保守点検の内容

四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

六 前各号に掲げるもののほか、条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

2 事業者は、条例附則第六条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。

3 条例附則第六条第三項において準用する条例第十八条第四項の規定による既存施設等の維持管理をするための計画の提出は、条例附則第四条第一項の規定による届出に併せて行わなければならない。

附 則 (令和四年規則第三三号)

この規則は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

令和四年三月八日
山梨県規則第一号

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則を次のように定める。

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年山梨県条例第二十七号）及び山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三号。以下「改正条例」という。）において使用する用語の例による。

(変更許可を要する事項)

第二条 改正条例附則第三条第一項の規則で定める事項は、新条例第八条第二号から第七号まで及び第十号に掲げる事項とする。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

- 一 発電出力十キロワット未満の既存施設の機能を維持するために行う変更
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

(発電出力十キロワット未満の既存施設の標識の記載事項等)

第三条 改正条例附則第五条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
 - 三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
 - 四 太陽光発電事業の実施予定期間
 - 五 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の維持管理計画等)

第四条 改正条例附則第六条第二項の発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 維持管理の基本的事項
 - 二 維持管理の実施体制
 - 三 保守点検の内容
 - 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
 - 五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
 - 六 前各号に掲げるもののほか、新条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項
- 2 事業者は、改正条例附則第六条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。
- 3 改正条例附則第六条第三項において準用する新条例第十八条第四項の規定による発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画の提出は、改正条例附則第四条第一項の規定による届出に併せて行わなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

第2 土地利用規制の各種要綱等

山梨県土地利用調整会議設置要綱

山梨県土地利用対策推進要綱（昭和47年）に定める土地利用の調整措置の一環としての土地利用調整会議において、土地利用に関する諸問題の総合的な検討及び調整を図るとともに、合理的かつ有効適切な保全及び開発を図り、もって県土の均衡ある発展を期するものである。

なお、調整会議に提案すべき事項の調査検討を行うため、関係課長で組織する幹事会を設置し、意見調整のうえ調整会議で審議決定することとしている。

（目的）

第1条 土地利用に関する諸問題について、総合的、計画的に検討し、もって県土の合理的かつ有効適切な保全及び開発を図り、均衡ある発展を期するため、山梨県土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を設ける。

（審議事項）

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について 審議する。

- (1) 土地利用に関する基本方向の決定
- (2) 土地利用に関する基本方向及び各部における土地利用計画との調整
- (3) 基幹的事業における土地利用計画及び住宅団地、工場その他の大規模施設計画の土地利用に係る検討、調整
- (4) 土地利用に関する情報の交換、諸制度の検討その他土地利用に関し必要な事項

（組織及び会議）

第3条 調整会議は、知事、副知事、公営企業管理者、教育長、警察本部長、各部局長及び会計管理者をもって組織する。

- 2 調整会議の議長（以下「議長」という。）は、知事政策局長とする。
- 3 調整会議は、必要に応じて開催する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、第1項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

第4条 調整会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、議長の指定する各部局の主幹及び関係課長をもって充てる。

（幹事会）

第5条の1 幹事は幹事会を構成し、調整会議に提案すべき事項の調査検討を行う。

- 2 幹事会は、調整会議で審議すべき事案の発生に応じて開催する。
- 3 幹事会は、事案に関係ある幹事が出席し、知事政策局次長が主宰する。ただし、国土利用計画法の事案については主務課長が主宰することができる。
- 4 前項ただし書きによる会議の経過については、速やかに知事政策局次長に報告するものとする。

（作業部会）

第5条の2 幹事に、必要に応じて、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、知事政策局次長の指示事項について、調査、検討するため、関係する幹事によって開催する。
- 3 作業部会の調査、検討結果については、幹事会に報告するものとする。

（事務局）

第6条 調整会議の事務は、政策企画グループが行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和47年11月9日から施行する。

一部改正

昭和49年12月1日	昭和50年3月15日	昭和52年4月1日	昭和53年4月1日
昭和55年4月1日	昭和60年4月1日	平成2年4月1日	平成3年4月1日
平成3年12月26日	平成4年4月1日	平成5年4月1日	平成6年4月1日
平成7年4月1日	平成8年4月1日	平成9年4月1日	平成10年4月1日
平成12年4月1日	平成13年4月1日	平成16年4月1日	平成18年4月1日
平成19年5月11日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日
平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成25年4月1日	平成26年4月1日
平成28年4月1日	令和2年4月1日	令和2年8月1日	令和3年4月1日
令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和5年10月23日	令和6年4月1日

山梨県土地利用調整会議名簿	
(調整会議)	
知事、副知事、公営企業管理者、教育長、警察本部長、知事政策局長（議長）、人口減少危機対策本部事務局、感染症対策統括官、DX・情報政策推進統括官、県民生活部長、多様性社会・人材活躍推進局長、総務部長、防災局長、福祉保健部長、子育て支援局長、林政部長、環境・エネルギー部長、産業労働部長、観光文化・スポーツ部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者	
(幹事会)	
人口減少危機対策本部事務局	人口減少危機対策監、主幹
知事政策局	次長（主催）、政策企画グループ政策参事、政策主幹、政策企画監
感染症対策センター	感染症対策監、主幹
DX・情報政策推進統括官	DX・情報政策推進統括官、主幹
県民生活部	県民生活総務課長、企画調整主幹
多様性社会・人材活躍推進局	次長、主幹
総務部	行政経営管理課長、市町村課長、企画調整主幹
防災局	防災危機管理課長、局付主幹
福祉保健部	福祉保健総務課長、衛生薬務課長、企画調整主幹
子育て支援局	子育て政策課長、局付主幹
林政部	森林政策課長、森林整備課長、林業振興課長、 県有林課長、治山林道課長、企画調整主幹
環境・エネルギー部	環境・エネルギー政策課長、大気水質保全課長、環境整備課長、 自然共生推進課長、企画調整主幹
産業政策部	産業政策課長、成長産業推進課長、企画調整主幹
観光文化・スポーツ部	観光文化・スポーツ総務課長、企画調整主幹
農政部	農政総務課長、担い手・農地対策課長、食糧花き水産課長、 農村振興課長、耕地課長、企画調整主幹
県土整備部	県土整備総務課長、用地課長、技術管理課長、道路整備課長、 高速道路推進課長、道路管理課長、治水課長、下水道室長、 砂防課長、都市計画課長、景観まちづくり室長、建築住宅課長、企画調整主幹
教育委員会	総務課長、学校施設課長、義務教育課長、高校教育課長、 生涯学習課長、企画調整主幹
企業局	総務課長、企画調整主幹
警察本部	警務部参事官

第3 土地対策に係る関係審議会等

1 山梨県国土利用計画審議会

国土利用計画審議会条例

昭和 49 年 10 月 17 日山梨県条例第 33 号

改正 平成 12 年 03 月 29 日条例第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 38 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 国土利用計画法第 38 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関として、山梨県国土利用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

3 審議会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

5 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長 1 人、副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位により、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれ 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、規則で定めるところにおいて行う。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 山梨県国土利用計画審議会の委員の定数については、この条例の施行の日以後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行われる前日までは、この条例による改正後の山梨県国土利用計画審議会条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年山梨県条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 山梨県土地利用審査会

山梨県土地利用審査会条例

昭和 49 年 10 月 17 日 山梨県条例第 34 号

(趣旨)

第一条 この条例は、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号。以下「法」という。)第三十九条第十項の規定に基づき、山梨県土地利用審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期等)

第二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第三条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつてこれを決める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審査会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者)及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、法第十二条に規定する規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決は、委員総数の過半数をもつて決する。

(幹事)

第五条 審査会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第六条 審査会の庶務は、規則で定めるところにおいて行ふ。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 山梨県地価調査委員会

山梨県地価調査委員会設置要綱

昭和51年7月1日制定
令和5年10月23日最終改正

設 置)

第1条 国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条の規定による基準地の地価調査事業の円滑な実施を図るため、山梨県地価調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基準地の選定に関する事。
- (2) 基準地の標準価格の判定に関する事。
- (3) その他地価調査事業に係る重要事項に関する事。

(組 織)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、不動産に関して学識経験を有する者又は精通者のうちから知事が委嘱若しくは任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、知事政策局政策企画グループにおいて処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会について必要な事項は、会長が委員の意見を聴いて定める。

附 則

この要綱は、昭和51年7月1日から施行する。

(略)

附 則

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

第4 その他

大規模集客施設等の立地に関する方針

平成 22 年 1 月 1 日施行（令和 3 年 2 月 18 日改正）

第1章 総論

1 本県のまちづくりの方向性

(1) まちづくりを取り巻く状況

近年、人々の暮らしや交流の場である「まち」の姿は大きく変貌しています。特に、教育・文化・産業・医療など、さまざまな都市機能が集積し、また、地域ならではの特性が集約した「まちの顔」としての役割を持つ県内各地の中心市街地や地域の拠点は、にぎわいや活力を失うなど、空洞化が進んでいます。

一方、郊外地域では、相次いで立地された商業施設等が核となり、また、その周辺に住宅地などが形成されることによって、新たな「まち」も生まれていますが、地域全体から見ると、低密度の市街地が広がり、都市機能は拡散しています。

こうした動きには、人々のライフスタイルの変化が大きく影響しています。

日常生活において利便性が求められるようになり、移動手段として自家用車を使うことが当たり前のような生活となっています。特に自家用車への依存度が高い本県では、生活の多くに自家用車の存在が深く関わっています。

現在、我が国は過去に経験したことのない速度で少子化・高齢化が進み、人口減少社会が到来しています。本県も例外ではなく、人口は減少傾向にあり、高齢化も全国より早いペースで進んでいます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の割合も増加しており、地域の状況も変わりつつあります。

(2) まちづくりの課題

こうした「まち」の状況の変化は、次のような課題を生じさせており、今後も中心市街地の空洞化や都市機能の郊外への拡散などが続いた場合には、住民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

- 中心市街地や地域の拠点から都市機能が流出し、人々の交流の場が失われていくことにより、相互扶助の精神で地域社会を支えてきたコミュニティが喪失すること。
- 郊外への商業施設等の立地によって、日常生活においても自家用車利用を前提とした生活様式が広がる一方で、公共交通機関の利便性は低下し、自家用車を利用できない人にとっては、移動しにくく、暮らしにくい地域が増加すること。
- 都市機能が郊外へ拡散していくことにより、道路や上下水道などの社会資本も追加的な整備が必要になり、整備後はその維持管理費などが生じることから、都市そのものの運営に要するコストが増大すること。
- 郊外へ拡散した都市機能に自家用車でアクセスすることによる CO2 排出量の増加や、拡散的な開発による良好な自然環境の喪失など、環境への負荷を増大させること。
- 拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すると一定の人口密度により支えられてきた、医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあること。

人口減少社会の中で、私たちの暮らす「まち」からコミュニティ機能が失われ、自家用車がなければどこに行くこともできないような「まち」にならないよう、これらの課題に適切に対応していくことが求められています。

(3) 目指すべきまちづくりの方向性

こうした課題を踏まえ、今後のまちづくりを進めていくためには、次のような方向性が必要です。

- 住民にとって身近な中心市街地や地域の拠点に、日常生活に必要な機能を集積するとともに、不足する都市機能を相互に補完し合うことにより、地域社会の機能性や利便性を高める。
- コミュニティ機能の再生や充実を図りながら、地域ににぎわいを創出していくことにより、個性豊かな魅力ある中心市街地や地域の拠点を形成する。
- 地域の実情に見合った、誰にでも使いやすい公共交通機関の充実を図り、積極的に活用していくなど、自家用車以外の交通手段を安定的に確保することにより、自家用車を利用できない住民の移動に対する不安を解消し、併せて自家用車に過度に依存しない生活を実現する。
- 既存の都市機能を有効に活用していくことにより、新たな社会資本整備や維持管理に要する行政コストを抑えるとともに、拡散的な開発による環境への負荷も軽減する。

これらの方向性に沿った取り組みにより、今後、高齢化が一段と進展する中でも、人々が安心して快適な日常生活を営める「持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくり」を目指していきます。

2 大規模集客施設等の適正立地の意義

近年、まちづくりに影響を与える、集客力の大きい商業施設等の立地が急速に進展しています。平成19年11月の改正都市計画法施行の効果により、郊外への大規模集客施設の立地が抑制される中で、施設規模の縮小化が進んでいますが、本県の場合には、可住地面積が少なく、自家用車への依存度も高いことから、比較的規模が小さい集客施設であっても、まちづくりへの影響が懸念されます。

そこで、県内において集客施設の立地が、まちづくりに対し、どのような影響を与えるかを分析したところ、床面積6千㎡を超える規模の集客施設については、市町村域を越えて影響を与える可能性が高いことがわかりました。

こうしたことから、この方針では集客施設などについて次のとおり定義し、そのうち大規模集客施設等の適正立地を図っていくこととするものです。

集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用に供される建築物

大規模集客施設：集客施設であって、その用途に供する部分の床面積が1万㎡を超えるもの

特定集客施設：集客施設であって、その用途に供する部分の床面積が6千㎡を超え1万㎡以下のもの

大規模集客施設等：大規模集客施設及び特定集客施設

大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法第2条で規定する、店舗面積の合計が千㎡を超える小売店舗

この方針に基づく大規模集客施設等の適正立地は、「持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくり」の推進に寄与するためのものであり、「適正立地」とは、次のような考え方を示します。

(1) 立地計画の早期公開による地域社会での論議を踏まえた立地

大規模集客施設等の立地は、もとより関係法令及びこれに基づくゾーニングを遵守した上で行われるべきことが大原則となります。

特に、農業の振興を図ることが必要な地域においては、大規模集客施設等の分散的な立地を極力抑制することとします。とりわけ、農用地域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、大規模集客施設等の立地を目的とする都市的土地利用への転換については、関係法令を厳正に適用し、慎重に対応することが求められます。

これに加え、大規模集客施設等の立地にあたっては、地域住民等への早期の情報公開が重要です。

立地計画について、できるだけ早い段階から情報公開を行い、立地地域だけではなく周辺地域の住民等が計画に対して意見を表明するなど、広域的な観点からまちづくりに対する論議を踏まえることにより、地域社会に受け入れられる施設として立地されることを期待します。

(2) 地域貢献活動を通じた立地地域との共生

大規模集客施設等のうち、特に大規模小売店舗については、近隣の地域住民や、生産・消費などの経済活動を営む県民の日常生活と密接に関わる事業活動を展開する主体です。

大規模小売店舗が、地域社会の一員として積極的に地域貢献活動に努めた場合には、その立地が地域にとってメリットとなり得る反面、営利企業体として経済合理性を追求する行動が過度に徹底された場合には、周辺地域の経済活動やまちづくりに与える悪影響が深刻化するおそれがあり、その動向は地域・県民に大きな影響を及ぼします。

ゆえに、大規模集客施設等の立地適正化の一環として、大規模小売店舗が市町村、地域住民等と連携し、地域との共生を図りつつ、地域貢献活動に積極的に取り組むことが重要となります。

このため、本県としては、大規模小売店舗の立地に当たり、設置者に対し地域の住民等との主体的な協調と連携を促すとともに、地域貢献活動の実施を要請していきます。

このことにより、大規模小売店舗を取り巻く地域の中心市街地や商店街などの活性化、大規模小売店舗の商業活動に付随して生じる事業活動がもたらす地域経済活性化への貢献などの効果を期待するものです。

3 方針の目的と役割

この方針は、立地計画の早期届出や地域貢献活動の促進など、大規模集客施設等の適正立地を図るため、必要な事項を規定したものであり、持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくりに寄与し、もって県民の豊かで快適な生活の確保に資することを目的としています。

一方、各市町村のまちづくりに対し、広域的に影響を及ぼす可能性が高い特定集客施設を含む大規模集客施設等の適正立地のためには、県の関与のほか、市町村・事業者（施設設置者など）の深い理解と協力が欠かせません。

この方針においては、大規模集客施設等の設置者などが取るべき手続を設ける（第3章・第4章）とともに、県・市町村・事業者それぞれが果たすべき役割を明らかにします。

【各主体に対するこの方針の役割】

主 体 名	役 割
県	○ 大規模集客施設等の立地に伴う関係事務の実務遂行上の指針 ・ 大規模集客施設の立地に関する都市計画法の運用にあたり参考とすべき指針 ・ 関係法令の運用を補完する法定外手続（立地計画の早期届出等手続・地域貢献活動基本計画の提出等手続）に関する指針
市 町 村	○ 大規模集客施設等の立地に伴う関係事務（都市計画制度その他土地利用調整関係事務等）の処理にあたり広域的な観点から参考とすべき事項 ○ この方針の対象とならない規模の集客施設の適正立地について参考とすべき事項
事 業 者	○ 立地計画初期段階において求められる事前手続のガイドライン ○ 出店後に実施が求められる地域貢献活動の内容及び地域貢献活動基本計画の提出等手続のガイドライン

第2章 都市計画制度等の活用による適正立地の促進

1 都市計画法等による大規模集客施設の立地規制の概要

都市計画法では、広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の立地にあたっては、一旦立地を制限した上で、都市計画の手続を経ることにより、地域の判断を反映した適切な立地を確保することとされています。

都市計画法における立地規制の概要は、次のとおりです。

(1) 市街化区域、用途地域における立地規制

用途地域のうち商業地域、近隣商業地域、準工業地域においてのみ立地が可能。

(2) 非線引き白地地域等における立地規制

非線引き都市計画区域、準都市計画区域内の白地地域では原則立地不可。

【大規模集客施設の立地可能・不可能地域一覧】

地域の種別			立地可否
都市計画区域 (準都市計画区域もこれに準ずる)	住居系	第一種低層住居専用地域	×
		第二種低層住居専用地域	×
		第一種中高層住居専用地域	×
		第二種中高層住居専用地域	×
		第一種住居地域	×
		第二種住居地域	×
		準住居地域	×
		田園住居地域	×
	商業系	商業地域	○
		近隣商業地域	○
	工業系	準工業地域	○
		工業地域	×
		工業専用地域	×
	白地地域		×
	市街化調整区域		×

(3) 広域調整手続

都道府県知事は、市町村が都市計画決定等に対する協議を行う際に、関係市町村からの意見聴取などが可能。

2 都市計画制度の活用等による適正立地促進の手立て

(1) 都市計画区域

① 都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープラン※¹においては、大規模集客施設の立地については、拠点エリア※²内に誘導するものとし、拠点エリア外において、新たな大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定・変更は行わないことを基本としています。

ただし、拠点エリア外のうち高速道路インターチェンジ周辺等で、広域的に都市構造へ重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ周辺市町村との広域調整が整う見込みがある場合は、この限りではありません。

※1「都市計画区域マスタープラン」とは、都市計画法に基づき県が定めることとされている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針をいいます。

※2「拠点エリア」とは、都市計画区域マスタープランで示した拠点方針エリアに基づき、県と市町村が協議し決定した拠点の範囲をいいます。

② 市町村の都市計画決定等協議に係る広域調整

県は、市町村が定めようとする大規模集客施設の立地に係る都市計画の知事協議にあたり、都市計画法の規定に基づき、必要に応じ、関係市町村に対して資料提出、意見開陳・説明その他必要な協力を要請し、調整（以下「広域調整」といいます）を十分行います。

県の広域調整に際しては、次の基準に基づき、関係市町村の意見※3、立地市町村の見解、及び都市計画審議会の意見を踏まえ、広域的見地から総合的に判断します。

【判断基準】

(拠点エリア内)

大規模集客施設の立地を可能とする都市計画決定を行う場合、拠点エリア内はア～ウにより適否を判断する。

(拠点エリア外の高速道路インターチェンジ周辺等)

用途地域が指定されている土地はア～ウ及びエ1、用途地域が指定されていない土地はア～エにより適否を判断する。また、関係市町村から異存のない旨が示されている場合とする。

ア 市町村マスタープランでの位置付け

立地市町村の市町村マスタープランに位置付けされていること。または位置付けが予定されていることが明確であること。

イ 関連計画との整合性

- 例) ・山梨県都市計画マスタープラン ・都市計画区域マスタープラン
 ・国土利用計画 ・県土地利用基本計画
 ・山梨県農業振興地域整備基本方針 ・市町村総合計画
 ・立地適正化計画 ・市町村農業振興地域整備計画 等

ウ 土地利用の外部性の観点からの評価

項目	判断基準
周辺の交通環境（渋滞等）	予定大規模集客施設周辺の道路及び交差点において著しい交通渋滞、交通集中が生じないこと
周辺の交通環境（事故等）	予定大規模集客施設周辺の歩車分離がない通学路や、特に歩行者の多い道路での安全性の低下がないこと
周辺の自然環境	予定大規模集客施設の立地により、保全すべき良好な自然環境に著しい影響を及ぼさず、かつ、自然地の良好な景観を阻害しないこと
周辺の生活環境	予定大規模集客施設から発生する騒音、悪臭、振動、光害等により、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと
周辺の歴史環境	予定大規模集客施設の立地により、地域固有の価値の保持等に著しい影響を及ぼさず、かつ、歴史・文化的環境の良好な景観を阻害しないこと
無秩序な周辺開発の誘引による公共コストの増加	予定大規模集客施設周辺において、新たな公共コスト（道路、公園、上下水道、学校等のイニシャルコスト及びランニングコスト）の著しい増加が生じないこと（ただし、周辺地域について、市街化を抑制する有効な土地利用規制が行われる場合を除く。）

エ 都市構造上の観点からの評価

	項目	判断基準
1	公共交通によるアクセス性	鉄道駅の徒歩圏（約1km）であるか、または、バス等の運行が確保されていること（予定大規模集客施設が独自に運行する循環バスを含む。）
2	広域的な都市基盤施設への影響	関係市町村の都市基盤施設に著しい負荷が生じないこと（例えば、交通施設については当該地域が高速道路インターチェンジ周辺等である場合、広域的に都市基盤施設への影響が少ないと考えられる。）

3	広域拠点、地域拠点または既存都市機能立地地区の都市機能の集積及び維持の観点	協議市町村及び関係市町村に広域拠点、地域拠点または既存都市機能立地地区が定められている場合には、当該拠点における都市機能の集積及び維持に支障がないこと（ただし、既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護とならないよう留意すること）
---	---------------------------------------	---

※3「関係市町村」の範囲は、次のとおりとします。

中西部・南部広域圏域	甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、身延町、昭和町
富士・東部広域圏域	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、西桂町、富士河口湖町、忍野村、山中湖村

③ 準工業地域における大規模集客施設の立地抑制

準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、国においては、中心市街地活性化基本計画の認定にあたり、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われることを条件としています。

こうした国の考え方を踏まえ、中心市街地活性化基本計画の認定を受けようとする市町村に係る準工業地域については、都市計画法に定められた規制手法の市町村による活用を促し、立地抑制に努めます。

また、中心市街地活性化基本計画の認定を受けようとする市町村と周辺の市町村の間で、準工業地域相互間での立地規制に著しい不均衡が生じることを避けるため、関係市町村への情報の提供や技術的な助言を行っていきます。

④ 市町村に対する技術的助言

市町村は、まちづくりに一義的に責任を負う主体であり、その判断を尊重すべきことは当然ですが、広域の見地から都市構造の適正化を図る県の責務を果たすため、都市計画の諸制度を用いた大規模集客施設の立地適正化全般について、市町村に対し積極的に技術的助言を行っていきます。

(2) 都市計画区域外

① 準都市計画区域の指定制度等

必要に応じて準都市計画区域の指定制度を活用するなど、都市計画区域外の農地等の保全に努めます。

② 農振制度・農地転用制度の厳正運用

都市計画区域外の農地については、①の準都市計画区域指定制度の活用のほか、農業上の土地利用を図る観点から、農振制度・農地転用制度の厳正な運用を図っていきます。

3 特定集客施設の立地の考え方

特定集客施設の立地についても、関係法令及びこれに基づくゾーニングを遵守した上で行われることが大原則であり、この方針によって、都市計画制度の範囲を超えて、その立地を規制するものではありません。

しかし、特定集客施設であっても、各市町村のまちづくりに対し、広域的に影響を及ぼす可能性が高いことから、持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくりの観点から、大規模集客施設に準じ、可能な限り商業地域・近隣商業地域・準工業地域へ立地することを期待するとともに、非線引き都市計画区域の白地地域や都市計画区域外では、農業上の土地利用を図る観点から、農振制度・農地転用制度の厳正な運用などを図っていきます。

■大規模集客施設等の立地に係る規制(区域別)と本方針の考え方

区 分	用途地域等	大規模集客施設 (床面積1万㎡超)		特定集客施設 (床面積6千㎡超1万㎡以下)	
		法定事項 (※1)	方針の考え方	法定事項 (※1)	方針の考え方
都市計画区域内・準都市計画区域内	第一種低層住居専用地域	立地不可	立地不可	立地不可	立地不可
	第二種低層住居専用地域				
	第一種中高層住居専用地域				
	第二種中高層住居専用地域				
	第一種住居地域				
	田園住居地域				
	第二種住居地域	用途地域変更または地区計画(開発整備促進区)決定により立地可	用途地域変更等に際しては、広域的に都市構造に与える影響等を勘案し、支障の有無を判断 ア 市町村マスタープランでの位置付け イ 関連計画との整合性 ウ 土地利用の外部性の観点からの評価 エ 都市構造上の観点からの評価	規制なし	・商業地域・近隣商業地域・準工業地域への立地を期待
	準住居地域				
	工業地域				
	商業地域	規制なし (※2)	立地可能 立地抑制 (市町村の立地制限に係る制度活用支援)		
	近隣商業地域				
	準工業地域				
	工業専用地域	用途地域変更または地区計画(再開発等促進区)決定により立地可	用途地域変更等に際しては、広域的に都市構造に与える影響等を勘案し、支障の有無を判断 ア 市町村マスタープランでの位置付け イ 関連計画との整合性 ウ 土地利用の外部性の観点からの評価 エ 都市構造上の観点からの評価性	用途地域変更または地区計画(再開発等促進区)決定により立地可	用途地域変更等に際しては、都市構造に与える影響等を勘案し、支障の有無を判断 ア 市町村マスタープランでの位置付け イ 関連計画との整合性 ウ 土地利用の外部性の観点からの評価 エ 都市構造上の観点からの評価性
用途地域外	非線引き都計区域の白地地域	用途地域指定または地区計画(開発整備促進区)決定により立地可	用途地域変更等に際しては、広域的に都市構造に与える影響等を勘案し、支障の有無を判断 ア 市町村マスタープランでの位置付け イ 関連計画との整合性 ウ 土地利用の外部性の観点からの評価 エ 都市構造上の観点からの評価性	規制なし	・農振・農地転用制度の厳正運用
	市街化調整区域	原則立地不可	原則立地不可	原則立地不可	原則立地不可
都市計画区域外			立地抑制 ・準都市計画区域の指定制度活用 ・農振・農地転用制度の厳正運用		・農振・農地転用制度の厳正運用

※1 「法定事項」の欄は、平成19年11月30日施行の改正都市計画法及び建築基準法による。

※2 中心市街地活性化基本計画を作成する市町村は、準工業地域に特別用途地区等を活用して立地規制を実施することが国の認定の条件となる。

第3章 施設設置者による立地計画の早期届出等

《本章の意義》

- ◆ 大規模集客施設等を設置しようとする者が、各種法令に基づく手続に入る前の計画初期段階で行う必要がある、事前届出等の手続について定めたものです。

28

1 対象施設等

(1) 対象施設

本章の手続が必要となる施設（以下「対象施設」といいます。）は、次のとおりです。

- ア 新設が予定される大規模集客施設等^{※1}
- イ 増床により新たに大規模集客施設等となるもの^{※2}
- ウ 既存の大規模集客施設等であって、3,000 m²を超える増床を行おうとするもの^{※2}

※1 床面積 6 千 m²以下の集客施設が複数棟建築される場合で、これらの複数の施設が駐車場などの施設を共用することにより一体的な利用がされる場合など、個別の事案の利用形態等からみて用途上不可分な関係にあるときは、これら複数の建築物の床面積の合計が 6 千 m²を超える場合には、本章の手続が必要になります。

※2 既存施設の周辺に別棟が設置される場合に、当該設置が「増床」に該当するかどうかは、※1に準じ、これらの複数の施設が駐車場などの施設を共用することにより一体的な利用がされる場合など、用途上不可分な関係にあるか否かによって判断します。

(2) 適用除外

中心市街地の活性化に関する法律の規定による第一種大規模小売店舗立地法特例区域又は第二種大規模小売店舗立地法特例区域に立地する対象施設については、本章 2（3）から 2（5）までは、適用しないこととします。

(3) その他

本章の手続は、（2）で適用除外とされたものを除き、91 ページの表に掲げるすべての地域に係る対象施設について必要となります。

2 立地計画届出等の手続

(1) 立地計画書の届出

- ① 対象施設の設置予定者は、あらかじめ、施設の名称、立地予定場所、施設の規模・業種その他の必要事項を記載した立地計画書を知事に届け出てください。

ア 新設の場合…『立地計画書（新設）』《第1号様式》

イ 増床の場合…『立地計画書（増床）』《第2号様式》

- ② 立地計画書の届出は、次に掲げる法定手続のうち最も早く開始するものの遅くとも 3 か月前まで[※]に行ってください。

ア 都市計画法に基づく開発行為許可申請

イ 農地法に基づく農地転用許可申請

ウ 大規模小売店舗立地法に基づく店舗の新設又は変更の届出

エ 建築基準法に基づく建築確認申請

※ （95 ページ参照）届出から（3）③の報告までに必要と見込まれる期間を勘案し、3 か月に必要な期間を加えるなど、届出時期を適切に判定してください。

- ③ ②にかかわらず、次に該当する場合は、それぞれに掲げる時期までに、立地計画書を知事に届け出てください。

ア 市町村において対象施設の立地に係る都市計画の決定、変更等が必要な場合：都市計画法に基づく知事への協議にあたり、当該市町村から県に下協議が行われる時[※]

※ 時期の詳細については、立地市町村にお問い合わせください。

イ 対象施設の立地に係る環境影響評価が必要な場合：環境影響評価方法書の知事への送付時（判定の届出が必要なときは、その届出時）

ウ 対象施設の立地に係る土地につき、農業振興地域農用地区域からの除外が必要な場合：当該土地について市町村へ農用地区域の除外申出が行われる時

- ④ 対象施設が土地区画整理事業の一部として保留地上に立地されることとなる場合は、設置予定者（設置予定者が未定の場合は、当該土地区画整理事業を施行しようとする者※）は、当該土地区画整理事業の事業計画案に係る県への下協議が行われる時までに、立地計画書を知事に届け出てください。

※ 土地区画整理事業組合設立準備会その他施行者の前身として土地区画整理事業の事業化を推進する団体等をいいます。

- ⑤ 立地計画書を届け出た者（以下「立地計画書届出者」といいます。）は、立地計画書に記載した届出事項に変更や廃止があったときは、速やかに『立地計画変更・廃止届出書』《第3号様式》により知事に届け出てください。

（2）立地計画情報の公表

知事は、立地計画書の届出があったとき、及び立地計画変更・廃止の届出があったときは、速やかに次に掲げる市町村（以下、「関係市町村等」という）に通知するほか、県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

ア 届出に係る施設の立地予定市町村

イ 立地予定市町村の隣接市町村

ウ 立地予定市町村と同一の都市計画区域を行政区域とする市町村

エ 上記のほか、知事が必要と認めた市町村

（3）立地計画説明会の開催

- ① 立地計画書届出者は、届出後速やかに、立地予定市町村において、立地計画の概要を周知するための説明会を開催してください。
- ② ①の説明会開催にあたっては、開催日時、場所その他出席者に必要な情報を、新聞広告などの手段により、広く周知してください。
- ③ 立地計画書届出者は、①の説明会を開催したときは、その結果について、『立地計画説明会開催結果報告書』《第4号様式》により、開催後速やかに、知事に報告してください。
- ④ 知事は、開催結果報告書の提出があったときは、速やかに関係市町村等に通知するほか、県ホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

（4）市町村・住民意見の提出機会の提供等

- ① 関係市町村等及びその住民等は、知事が立地計画書を公表した日から、（3）④の説明会開催結果報告書の公表日後2週間を経過する日までに、知事に対して当該立地計画に関する意見を『立地計画に関する意見書』《第5号様式》により提出することができます。
- ② 知事は、①により関係市町村等及び住民等から意見が提出されたときは、意見提出期間の終了後2週間以内に、その意見の概要を関係市町村等に通知するほか、県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

（5）県意見の陳述・公表等

- ① 知事は、（3）の説明会開催結果及び（4）の意見内容を踏まえ、立地計画書届出者に対し、（3）③の説明会開催結果報告があった日から原則として45日以内に、届出のあった立地計画に関する県としての意見を述べる（特に意見がないときは、その旨を通知する）ものとします。
- ② 知事は、県意見の陳述にあたっては、①に掲げる事項に加え、関係法令や土地利用に関する諸計画、及びこの方針に照らして適切な計画であるかどうかを観点とするほか、第2章の2（1）②（89ページ参照）に掲げる判断基準を踏まえて意見を作成するものとします。

- ③ 知事は、立地計画書届出者に対して意見を述べたときは、速やかにその内容を関係市町村等に通
知するほか、県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。
- ④ 立地計画書届出者は、①による県意見の送付を受けたときは、当該意見への対応について知事に
報告するよう努めてください。
- ⑤ 知事は、立地計画書届出者から④による報告があったときは、速やかにその内容を関係市町村等
に通知するほか、県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

3 広域調整等における提出意見の勘案

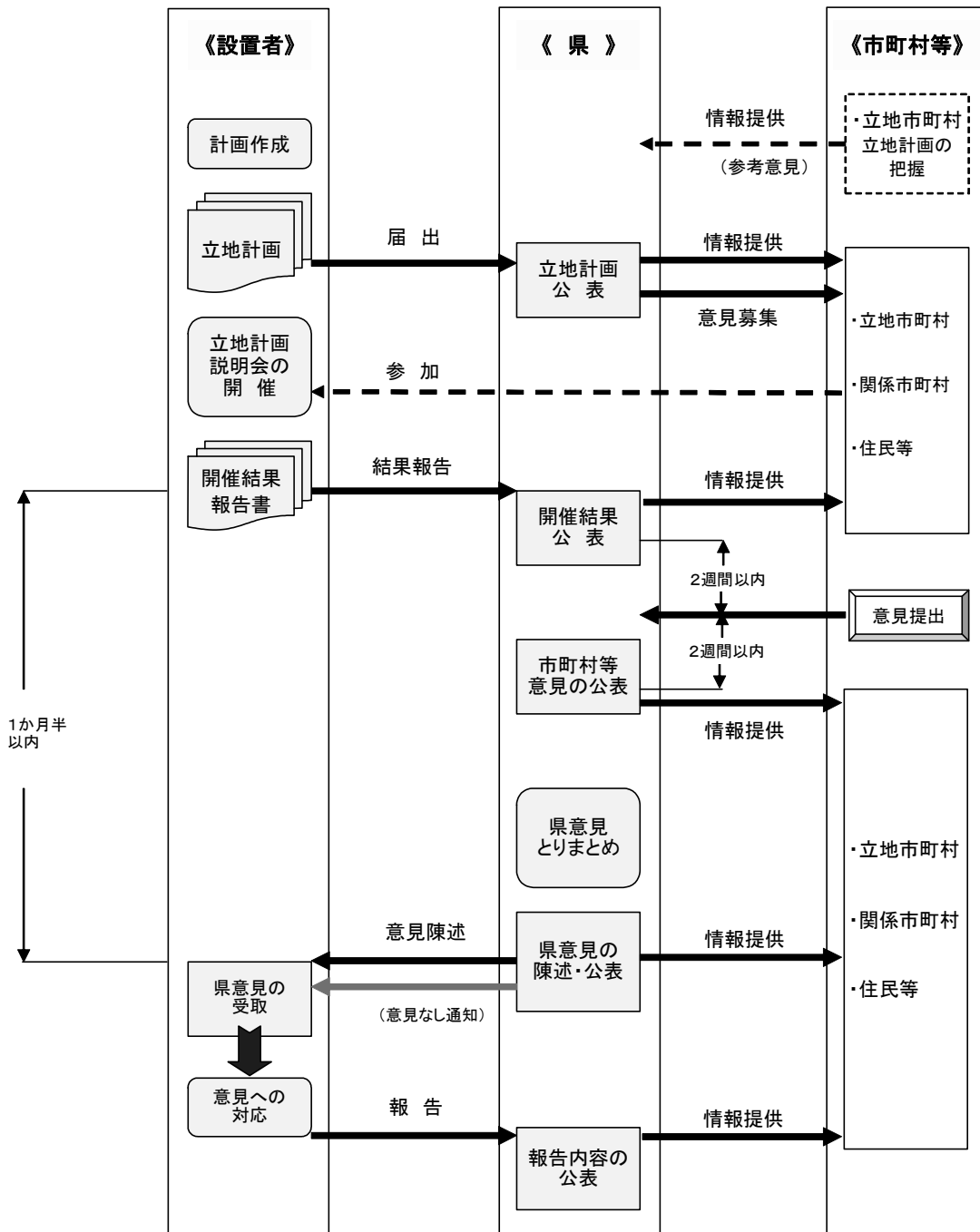
(1) 市町村都市計画決定等に関する協議にあたっての配慮

知事は、市町村が大規模集客施設の立地に係る都市計画を定めようとして、知事に対し都市計画法に基づく協議を行ったときは、同法の規定により提出を求める関係市町村の意見に加えて、本章の手続で得られた関係市町村等や住民等の意見も十分勘案するものとします。

(2) 立地に伴う関係法令運用にあたっての配慮

知事は、生活環境保持のための大規模小売店舗立地法や、土地利用調整・環境影響評価その他立地に伴う関係事務の根拠となる個別法に基づく行政執行にあたっては、本章の手続で得られた関係市町村等や住民等の意見を十分勘案するよう努めるものとします。

■立地計画書届出等手続の流れ



※ 設置者は、県意見の受取後、法令に基づく手続を開始。

※ 立地計画届出から県意見陳述までの所要期間は、3か月程度が見込まれる(説明会開催の状況等によって変動)。

第4章 施設設置者等の積極的な地域貢献活動の促進

《本章の意義》

- ◆ 大規模集客施設等のうち大規模小売店舗の開業後に設置者又は小売業者が行う地域貢献活動について、具体的な活動例を示すとともに、開業前に行う必要がある基本計画書提出等の手続を定めたものです。

1 対象店舗

本章の手続が必要となる施設は、大規模小売店舗のうち、店舗面積が3千㎡を超えるものであって、次に該当するもの（以下「対象店舗」といいます。）です。

- | |
|-------------------------|
| ア 新設が予定される大規模集客施設等 |
| イ 増床により新たに大規模集客施設等となるもの |

※1 92ページの対象施設に係る（※1）及び（※2）は、上記のア及びイについて準用します。

※2 「大規模集客施設の立地に関する方針」（平成19年11月30日施行）第4章の手続が必要となった施設（床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設であって、店舗面積が5千㎡を超える大規模小売店舗）は、この方針の施行後も本章の4「地域貢献活動基本計画の提出等の手続」の（6）及び（7）の手続が必要となります。

2 大規模小売店舗の設置者等に求める地域貢献活動

地域貢献活動の具体的な取組事例は、次のとおりです。

対象店舗の設置者（設置者以外の者が当該大規模小売店舗の主要な小売業者となる場合等においては、当該小売業者）は、これらを参考に、自らの判断により積極的に地域貢献活動に取り組むことが期待されます。

なお、対象店舗以外の大規模小売店舗についても、この方針を踏まえた積極的な地域貢献活動が望まれます。大規模小売店舗立地法による届出を行う際は、地域社会への貢献として取り組もうとしていることについても記載するよう努めてください。

地域貢献活動の具体事例

（1）地域づくりへの協力

① 地域貢献担当窓口の設置

- ・ 地域の関係者と連絡・調整を図るための担当窓口を設置し、地域貢献活動への取組体制を明らかにする。

② 地域貢献協議会の開催

- ・ 大規模小売店舗の設置者及び小売業者と市町村、地域住民、商工会議所又は商工会等で構成する協議会を設け、地域貢献活動基本計画（案）の作成や、店舗開業後の地域との意見交換の場として活用する。

③ 商圏内の中心市街地や商店街の活性化の取組への協力

- ・ 地域の関係者挙げて実施する地域の伝統行事や祭りなどに参加、支援を行う。
- ・ 商店街などが一体となって実施する共同売り出し、イベントなどの催事に参加、支援を行う。

④ 商工会議所、商工会等への加入

- ・ まちづくりや地域経済の活性化に取り組む商工会議所、商工会、商店街団体などに加入し、地域の一員として一体となって取り組む。

⑤ 市町村が進める地域づくりへの協力

- ・ 中心市街地活性化や地域振興のために市町村が進める地域づくりへの取組に協力する。
- ・ 自治会や社会福祉協議会など地域の団体が行うボランティア活動などの社会貢献活動について、活動場所の提供、従業員の参加などに協力する。

⑥ 景観形成、街並みづくりへの協力

- ・ 店舗周辺の清掃美化活動や植樹・植栽など、地域の関係者挙げてその地域の美観・景観を保全するために行う地域活動に参加、支援を行う。

(2) 地域経済活性化の推進

① 地域及び県内の事業者のテナント入居促進

- ・ 大規模小売店舗が立地する地域及び県内の事業者のテナント入居を積極的に進める。

② 県内業者との取引促進

- ・ 地域経済の循環を促してその活性化を図るため、県内業者との取引を積極的に進める。

③ 観光のPR

- ・ 県内観光地や各種イベントの紹介など、観光PRに協力する。

④ 地産地消の推進

- ・ イベントの開催やコーナーの設置など、県産品のPRや販売促進に協力するとともに、県産品の積極的な販売、利用を行う。

(3) 地域雇用確保への協力

① 安定的雇用の確保

- ・ 地域及び県内における安定的な雇用を確保するため、従業員の正社員としての採用を進める。
- ・ 結婚や出産・育児により退職した者の再雇用を進める。
- ・ 採用後において、各種資格の取得促進等の職業能力開発を推進する。

② 障害者雇用の促進等

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の遵守はもとより、それを上回る雇用を進める。
- ・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守はもとより、それを上回る雇用を進める。

(4) 地域の防災・防犯、交通安全対策の実施

① 災害時の避難場所、緊急時の物資の提供等

- ・ 災害発生時において、避難場所や救護場所として、駐車場などの敷地を提供する。
- ・ 災害発生時において、市町村、県からの依頼に応じ、食料・飲料、生活用品などの緊急物資を提供する。

② 地域又は広域防災訓練への参加及び協力

- ・ 災害発生時の地域での共助による救助活動に備えるため、県、市町村や地域で行われる防災訓練などに参加、協力する。
- ・ AED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、従業員向け講習会等を開催し、取扱方法を周知徹底する。

③ 防犯対策・青少年の非行防止対策の実施

- ・ 深夜営業の際は、適切な照明により見通しを確保するとともに、警備員を増員しての巡回、声かけ、年齢確認により、青少年の帰宅を促す。
- ・ 営業時間外における駐車場等の施錠等施設管理を徹底する。
- ・ 施設内、駐車場及び駐輪場における犯罪の抑止、非行防止のため、防犯灯、防犯カメラ等の設置などを行う。

④ 緊急通報体制の確立

- ・ 地域における防犯対策の強化を図るため、店舗及びその周辺での事件発生時に警察への緊急通報や来客の避難誘導を行うための体制を整備する。

⑤ 交通安全対策の実施

- ・ 交通事故防止や交通安全の啓発のため、市町村や地域で行われる交通安全運動などに参加、協力する。
- ・ 繁忙期や混雑時において、買物客や通行者の安全を確保するため、交通誘導員を増員して配置する。
- ・ 著しい交通渋滞が発生し、地域から苦情などが寄せられた場合において、追加的な対応策を講

じ、交通渋滞の軽減を図る。

- ・ 施設周辺及び施設駐車場の道路環境の整備に当たっては、警察本部、地元警察署及び道路管理者からの意見を十分に尊重し、その実現に向けて真摯に取り組む。

⑥ 消防団活動への協力

- ・ 市町村が実施する「消防団協力事業所表示制度」に登録し、従業員の消防団活動に最大限配慮する。

(5) 少子化・高齢化対策等

① 県、市町村が実施する少子化対策への協力

- ・ やまなし子育て応援カード事業に協賛し、子育て応援カードを提示する利用者に対して商品の割引などのサービスを提供する。
- ・ 「子育て応援・男女いきいき宣言」企業・事業所に応募し、従業員の仕事と子育ての両立や地域における子育てへの応援に取り組む。

② 育児、介護休業制度活用の推進

- ・ 仕事と家庭を両立しやすい環境を整備するため、男性従業員を含めた育児、介護休業の取得や短時間勤務制度の導入などを積極的に進める。

③ 子育て支援の推進

- ・ 子どもを育てやすい環境づくり推進の取り組みとして、来客、従業員及び地域住民が利用できる託児スペースや育児相談所等を設置する。

④ ユニバーサルデザインに配慮した店づくり

- ・ 高齢者や障害をもつ人、乳幼児を連れた人など、すべての人に使いやすい店舗の構造や設備(多目的用トイレ、授乳室等)を整備・設置する。

(6) 環境対策の推進

① 廃棄物抑制対策の実施

- ・ マイバッグやマイバスケット持参の呼びかけを行う。
- ・ 量り売りによるトレイの削減や、包装紙・紙袋の簡素化などを推進する。

② リサイクル対策の実施

- ・ ペットボトル、食品トレイ等再生可能な資源を回収するため、リサイクルボックスを設置する。
- ・ 店舗内で発生した生ごみは、悪臭の発生などに配慮したうえで堆肥化など自家処理を行う。

③ 環境美化対策の実施

- ・ ごみの投げ捨てや不法投棄を防止するため、ごみ箱を適切な場所に設置するとともに、ごみのポイ捨て禁止や持ち込み禁止の意識啓発を図る。

④ エネルギー対策の実施

- ・ 山梨県地球温暖化対策条例に基づく排出抑制計画に取り組む。
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）を遵守し、エネルギー使用量の削減に取り組む。
- ・ 過剰な照明器具の削減や空調設備の適切な温度設定を行うとともに、これらの定期的な清掃や保守点検を実施する。
- ・ 太陽光発電、燃料電池などの新エネルギー設備や LED 照明、ヒートポンプ給湯器など高効率なエネルギー機器の設置を行う。
- ・ 建物の外壁、窓等を断熱性能の高いものとするなど、建物の省エネ対策を行う。

⑤ エコドライブの推進

- ・ 自家用車による二酸化炭素等の排出を抑制するため、駐車場にアイドリングストップの看板を設置するなど、来客にエコドライブの周知を行う。
- ・ 社用車や自家用車による二酸化炭素の排出を抑制するため、従業員にエコドライブの周知を行う。

⑥ 豊かな森づくりへの協力

- ・ 企業や団体による森づくり活動に取り組み、地域と一体となった森林づくりを行う。

(7) 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策

① 撤退に関する早期の情報提供等

- ・ 撤退（退店）に関する情報を可能な限り早い時期に公表するとともに、撤退（退店）の時期やその後の対応策について、地域の関係者に説明する。
- ・ 取引先企業の経営が悪化しないよう、店舗閉鎖に関する早期の情報提供や後継店への紹介を行う。

② 後継店の確保

- ・ 地域住民の買物の利便性が損なわれないよう、地権者等と協力して後継店を確保する。

③ 従業員の雇用の確保

- ・ 地域における失業の発生を回避するため、関係機関と連携して、従業員の再就職支援や配置転換などを行い、従業員の雇用を確保する。

④ 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

- ・ 店舗を閉鎖した場合は、閉鎖に伴う環境や景観の悪化を防止するため建物管理を徹底する。

3 積極的な取り組みを期待する地域貢献活動

持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくりに寄与し、もって県民の豊かで快適な生活の確保に資するため、設置者等の行う地域貢献活動について、本章の「2 大規模小売店舗の設置者等に求める地域貢献活動」において例示した具体事例のうち、次について特に自主的かつ積極的な取り組みを期待します。

(1) 地域づくりへの協力として、大規模小売店舗の設置者及び小売業者と市町村、地域住民、商工会議所又は商工会等で構成する地域貢献協議会を設け、地域貢献活動基本計画（案）の作成や、店舗開業後の地域との意見交換の場として活用すること（2（1）②）。

(2) 地域及び県内の商業者のテナント入居促進、県内業者との取引促進、地産地消の推進等、地域経済活性化を推進すること（2（2）①、②及び④）。

(3) 少子高齢化対策等のうち、託児スペースや育児相談所等の設置など子育て支援を推進すること（2（5）③）。

4 地域貢献活動基本計画の提出等の手続

(1) 地域貢献協議会の開催等

地域貢献協議会は、対象店舗の設置者又は小売業者（以下「設置者等」といいます。）が、地域貢献活動基本計画（案）の作成に先立ち、市町村、地域住民、商工会議所又は商工会等（以下「地域住民等」といいます。）と地域貢献活動の内容について協議を行い、地域住民等の意見を当該計画（案）に反映することなどを目的とするものです。

設置者等は、地域貢献活動基本計画（案）を作成するにあたり、事前に地域貢献協議会を設置し、その内容について協議することを期待します。

① 地域貢献協議会を設置する場合は、対象店舗の設置者及び小売業者並びに地域住民等を構成員とし、地域の実情に応じその他の構成員を決定してください。

また、開催の時期については大規模小売店舗立地法の届出の前後で任意に定めてください。

② 設置者等は、①の協議会設置においては、会の規約等を作成し、併せて開催日時、開催場所その他構成員に必要な情報を周知してください。

③ 設置者等は、①の協議会を開催したときは、その状況を記載した『地域貢献協議会開催結果報告書』（第6号様式）を開催日から2週間以内に、知事に提出してください。

④ 設置者等は、①の協議会における協議結果を地域貢献活動基本計画（案）に反映するよう努めてください。

(2) 地域貢献活動基本計画（案）の提出及び公表

- ① 対象店舗の設置者は、あらかじめ、実施を予定する地域貢献活動の内容・時期などの必要事項を記載した『地域貢献活動基本計画（案）』《第7号様式》を知事に提出してください。

対象店舗の小売業者が地域貢献活動の主体となる場合は、当該小売業者が提出することも可能です。

また、設置者及び小売業者の連名により提出することも可能です。

- ② 地域貢献活動基本計画（案）の提出は、立地計画書に係る県意見が述べられた後であって、かつ、大規模小売店舗立地法に基づく店舗の新設又は変更の届出をした日から1か月以内とします。

なお、この基本計画（案）は、大規模小売店舗立地法による届出と併せて提出することも可能とします。

- ③ 知事は、地域貢献活動基本計画（案）の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

(3) 地域貢献活動基本計画（案）説明会の開催

- ① 地域貢献活動基本計画（案）の提出者は、提出から2か月以内に、立地予定市町村において、当該基本計画（案）の内容を周知するための説明会を開催してください。

この説明会は、大規模小売店舗立地法第7条第1項の説明会と併せて開催することも可能とします。

- ② ①の説明会開催にあたっては、大規模小売店舗立地法第7条第2項の公告に準じて、開催日時、場所その他出席者に必要な情報を広く周知してください。
- ③ 地域貢献活動基本計画（案）の提出者は、①の説明会を開催したときは、その状況を記載した『地域貢献活動基本計画（案）説明会開催結果報告書』《第8号様式》を、開催日から2週間以内に、知事に提出してください。
- ④ 知事は、③の報告書の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表します。

(4) 地域住民等の意見の提出機会の提供等

- ① 地域住民等は、知事が地域貢献活動基本計画（案）を公表した日から2か月以内に、知事に対して当該基本計画（案）に関する意見を『地域貢献活動基本計画（案）に関する意見書』《第9号様式》により提出することができます。

- ② 知事は、①により地域住民等から意見が提出されたときは、意見提出期間の終了後速やかに、その意見の概要を県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

(5) 県意見の陳述・公表

- ① 知事は、(3)の説明会開催結果及び(4)の意見内容を踏まえ、地域貢献活動基本計画（案）の提出者に対し、提出から4か月以内に、当該基本計画（案）に関する県としての意見を述べる（特に意見がないときは、その旨を通知する）ものとします。

- ② 知事は、地域貢献活動基本計画（案）の提出者に対して意見を述べたときは、速やかにその内容を県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

(6) 地域貢献活動基本計画書の提出

- ① 地域貢献活動基本計画（案）の提出者は、(5)の県意見を踏まえ、開業前にあらかじめ『地域貢献活動基本計画書』《第10号様式》を知事に提出してください。

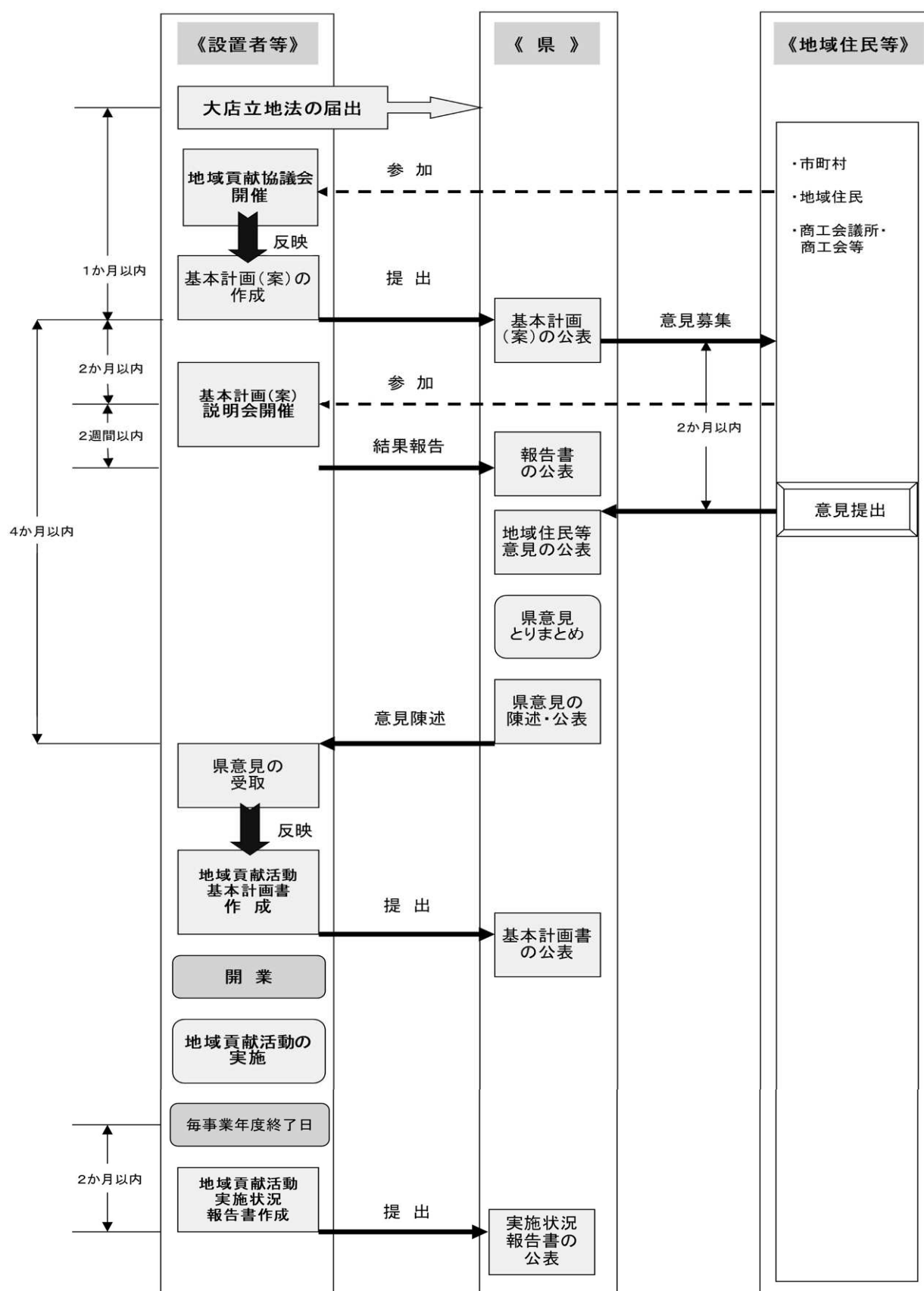
- ② ①の基本計画書の提出者は、提出後、地域住民の要請等により当該基本計画書の内容を変更する場合は、その理由を記載の上、変更後の『地域貢献活動基本計画書』《第10号様式》を知事に提出してください。

- ③ 知事は、①により基本計画書の提出があったとき、又は②により変更後の基本計画書の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

(7) 地域貢献活動実施状況報告書の提出

- ① (6) の基本計画書の提出者は、開業後、毎営業年度又は地域貢献活動実施年度（以下「事業年度」といいます。）の終了日の翌日から2か月以内に、『地域貢献活動実施状況報告書』《第11号様式》を知事に提出してください。
- ② 知事は、①により報告書の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表します。

■地域貢献活動基本計画提出等手続の流れ



第5章 方針の推進にあたって

1 推進体制

(1) 市町村などとの連携

県は、この方針の推進にあたっては、市町村その他の関係団体との密接な連携に努めるものとします。

(2) 庁内推進体制

大規模集客施設等の立地をめぐることは、その影響の大きさから、多数の関係法令や県の関係部門の関与が必要となります。

したがって、県として一体的に大規模集客施設等の立地適正化を推進していくためには、関係事務・法令を所管する部門相互間の全庁的な連携が欠かせないこととなります。

このため、庁内連携組織体制を構築し、立地計画情報の迅速な庁内共有を図るとともに、個別の事案について、関係の個別法令及びこの方針の趣旨に留意し、適切に対応していきます。

2 県の役割と市町村等への期待

(1) 県の役割

県は、「持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくり」を実現するため、単独市町村域を越えてまちづくりに影響を及ぼす可能性が高い特定集客施設を含む大規模集客施設等の適正立地を図ることにより、広域の行政主体としての役割を果たしていきます。

このため、関係法令の厳正な執行及びこの方針に定める事項の着実な遂行により、大規模集客施設等の立地適正化に努めていきます。

(2) 市町村への期待

住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、地域のまちづくりに一義的に責任を負う行政主体として、重要な権限と責任が付与されています。

一方、全国的に、郊外地域への大規模集客施設の立地推進に取り組む市町村が多く見られ、周辺地域などに広域的に及ぼす影響への関心は、高いとは言えない傾向にあります。

市町村においては、国・県におけるまちづくり政策の転換も踏まえ、都市機能の市街地集積と無秩序な郊外拡散の抑制による都市構造の適正化に向けて、県との密接な連携とパートナーシップのもと、その与えられた都市計画その他の土地利用調整に関する法的権限を厳正に執行していくことが重要です。

特に、大規模集客施設等の立地計画を把握した場合は、速やかに県に情報提供を行うなど、この方針の推進への具体的・積極的な協力が期待されます。

※ 立地市町村においては、県への情報提供にあたり立地計画に対する参考意見を付するよう努めてください。

また、各市町村においては、この方針の対象とならない規模の集客施設についても、この方針に準じて、立地に際し、住民等に対し早期に情報提供を行った上で十分な議論を行うとともに、地域貢献活動を促進するなど、住民の暮らしやすいまちづくりに資するよう努めることが期待されます。

(3) 大規模集客施設等の設置者などの事業者への期待

本県内での大規模集客施設等の立地を検討する事業者においては、この方針をはじめ、県の都市計画や土地利用に関する諸方針・諸計画を的確に理解した上で、立地計画検討にあたっての最重要資料としていただく必要があります。

また、この方針により事業者に求められる立地計画届出や地域貢献活動基本計画の提出などの手続を正しく理解した上で、時機を逸することなく適切に対応されることが期待されます。

さらに、地域貢献活動など、県が推進する開業後の取組に関しても、自主的・積極的な協力が期待されています。

雑 則

■ 施行期日

この方針は、平成22年1月1日から施行します。

■ 「大規模集客施設の立地に関する方針」の廃止

この方針の施行に伴い、平成 19 年 11 月 30 日施行の「大規模集客施設の立地に関する方針」は、廃止します。

■ 経過措置

この方針の施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間は、この方針の第 3 章の手続は、大規模集客施設のみを対象とします。